

はじめに

本事業は、「日本財団平成 30 年度助成事業」において実施した、「権利擁護支援従事者研修の開催」の記録です。

私達の生活の中には、権利擁護支援ニーズがあちこちに広がっています。認知症高齢者、障害者への虐待・差別、生活困窮者など支援を必要とされる課題はあちこちに点在しています。また、成年後見利用促進法が成立し、国民全員に利用しやすくする必要が出てきました。厚生労働省に成年後見制度利用促進室なるものも設置されました。国を挙げて促進が叫ばれている中、全国にいる権利擁護支援者は、この多様性のある困難な課題に対応せざる得ない状況に置かれています。そこで、その支援者に対して、法律と、福祉の両方の視点を持った専門的な研修、また、多職種が実際に話し合うというワークショップ手法を用いた研修を行うことによって、各々の専門性を向上させる研修の実施を目指しました。

本事業の成果が地域の権利擁護支援の推進と権利擁護支援センターの拡大、またそこで従事する方の活動に具体的に役立つことになれば幸いです。

2019（平成31）年 3月

全国権利擁護支援ネットワーク事務局

《目 次》

I. 研修概要 と アンケート	1
1. 9月17日 鹿児島県薩摩川内市	2
2. 9月27日 新潟県柏崎市	8
3. 11月2日 北海道北見市	14
4. 11月23日 山口県萩市	20
5. 1月8日 奈良県奈良市	25
6. 1月18日 静岡県浜松市	36
7. 2月27日 群馬県前橋市	43
8. 3月11日 岩手県二戸市	48

II. 検討委員会	55
1. 委員会概要	56
2. 委員会報告	57

(資料) 研修配布資料

1. 9月17日 鹿児島県薩摩川内市	
2. 9月27日 新潟県柏崎市	
3. 11月2日 北海道北見市	
4. 11月23日 山口県萩市	
5. 1月8日 奈良県奈良市	
6. 1月18日 静岡県浜松市	
7. 2月27日 群馬県前橋市	
8. 3月11日 岩手県二戸市	

I、研修概要とアンケート

研修概要

1. 日 時 平成30年9月17日（月・祝） 10:00～16:00

2. 会 場 薩摩川内市総合福祉会館 大ホール

3. 参加者数 50人（市内34人、市外5人、県外11人）

4. プログラム

（1）講義「権利擁護支援の基本」

講師：佐藤 彰一さん

（全国権利擁護支援ネットワーク代表・國學院大學教授・弁護士）

（2）講義「意思決定支援とエンパワメント」

講師：佐藤 彰一さん

（3）グループワーク（権利擁護支援ケースの事例検討）

講師：今井 友乃さん

（NPO法人 知多地域成年後見センター事務局長・

全国権利擁護支援ネットワーク事務局長）

上田 晴男さん（NPO法人 PAS ネット理事長）

（4）各グループからの報告、事例解説とまとめ

上田 晴男さん

5. 報 告

本センターのスタッフは勿論、市内外の関係団体に声かけを実施し、参加を募った。ただ開催日が前日までの精神保健福祉士の全国大会があり、敬老の日近辺であり、地域等での行事開催がありと泣く泣く参加出来ないとの声を頂く中での開催となった。講師の方々は国の会議等に参加される方々であるが、事例を通して分かりやすく権利擁護とは何かを講義いただき、全体的なスキルアップに繋がったと思う。実際に権利擁護に従事している、鹿児島県内・九州県内で活躍している同じ同士でのグループワークは事例を通して、日頃の支援や、悩み・課題等を共有する場面ともなり、各グループにおいて活気がありそれぞれが刺激を受けていたように見受けられた。

どうしても「権利擁護」の支援は抽象的なものであり、どのように支援するのが正解である。といった方法はなく、そのケース、その場面によって勿論支援の方法は違ってくる。その為、対応する支援者の力量が問われたり、課題抽出におけるプロセスが難しく、日々悩んで支援している中で、この研修により1つの方向性を見出すことが出来たのではないかと推

測される。

また職員は勿論、全員には声をかけることができなかったが、市民後見人養成講座修了生も多数参加されていた。講座が終われば終了ではなく、それから何をするのか。何ができるのか。といった探究心が皆さんあることが伺えた。9月21日にもフォローアップ研修を実施するが、そういった市民の力を活用出来るように場を調整すること、一緒に取り組んでいけるような環境を整備することが、本会に求められているとニーズであると認識した。

日頃は県外でしか聞くことができない研修を、現地事務局として本センターが担うことにより、薩摩川内市のみならず、県内・近隣の県からの参加があり、権利擁護の裾野を広げることができて良かった。ただ今回の参加者を見ると、障害者関係の方が多く、高齢者分野の方が少なかったのが残念であった。

また今後、本センターも関係が出てくる成年後見制度の利用の促進に関する法律や、それに付随する成年後見制度利用促進基本計画の話が出たが、中身は成年後見制度の促進ではなく、権利擁護の促進との説明があった。解説にあったが、通常、確かに国が示す計画にも数値目標が設置されているが、この件についてはなく、数を増やすことが目的ではなく、権利擁護支援体制を作ることが目的との言葉が印象的であった。その真意を元に、市と協働しながら権利擁護の促進を図ることができるようしていきたい。

作成者：社会福祉法人 薩摩川内市社会福祉協議会 瀬戸口さん



権利擁護支援従事者研修（９月１７日・薩摩川内市総合福祉会館）

アンケート集計結果

回答数：３６

１）（Ａ）お住まいは

都道府県		市区町村			
鹿児島県	２６名	薩摩川内市	２１名	久留米市	５名
福岡県	９名	曾於市	２名	朝倉市	２名
大分県	１名	出水市	１名	大野城市	１名
		湧水町	１名	臼杵市	１名
		いちき串木野市	１名	無記入	１名

（Ｂ）職種（所属） ※複数回答可

１、自治体	０名
２、社会福祉協議会	１１名
３、福祉職（高齢）	３名
４、福祉職（障害）	６名
５、法律職	０名
６、ＡＳ－Ｊ会員団体	４名
７、その他	１０名 (NPO 法人３、機関相談支援センター２、元社協職員１、 市民後見人研修修了者１、在宅介護支援センター１)

※無記入 ２名

２）本研修は何でお知りになりましたか？ ※複数回答可

１、チラシ	４名
２、ＡＳ－Ｊホームページ	３名
３、関係機関	１８名
４、友人・知人	８名
５、その他	３名（メール案内）

３）「権利擁護支援の基本」について、ご意見・ご感想をお書きください。

１、大変良かった	２１名
２、良かった	１５名
３、よく分からなかった	０名

1、「大変良かった」

- ・正義とケアの倫理について新しい学びをありがとうございました。（権利擁護支援は何度聞いても学びが深まります。）
- ・権利擁護に権利だけでなく利益の擁護が入っていることを知れてよかった。
- ・要支援者の思いを語れるような環境作りが重要であることを再認識できた。
- ・新しい内容を入れて頂き、感謝しています。
- ・見立て、組み立て（支援）の方法を考え、経済的状況を見える折各人の関係を考えることの方法や心ある支援を考えること等
- ・考え方を再認識できました。
- ・意思決定の在り方の中で、自己決定、本人にとっての最善の利益の確保の一致と社会参加での支援者決定になってしまうことなど、常に考えた支援が必要であることを学べて良かった。
- ・すごく分かりやすかったです。なかなか分かりづらいことが多いので、このような話が聞けたのが貴重でした。
- ・基本概念などはよく分かりましたが、やはり捉え方は大変難しい。
- ・権利擁護の歴史や仕組みについてとても良い勉強になった。
- ・クライアントの権利と利益を擁護するために代弁することの重要性を意識してきたが、クライアント自身が語れるような支援を行うことがより重要であると理解した。

2、「良かった」

- ・スライドの説明の仕方早かったようです。もう少し詳しく説明してほしいところがありました。しかし権利擁護、権利と権益のくだりは自分の考えを整理するのに大変参考になりました。
- ・何回も聞くことで理解が深まるのを感じます。正義とケア、男児と女児の感じ方の違い、心にストンと落ちました。
- ・何度聞いてもなるほどと思います。何人かの方を実際にかかわりを持ち始めたばかりで、常に森高さんに相談しながら、少しずつ当事者の方に寄り添えるよう努力していきたいと思います。

4)「意思決定支援とエンパワメント」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変良かった	20名
2、良かった	14名
3、よく分からなかった	0名

※印なし 2名

1、「大変良かった」

- ・意思決定支援と代行決定支援の違いと役割についてとても良い勉強になった。

- ・介護保険のプランの中で”意思決定”が求められるようになった流れが理解できました。
- ・地域連携など、国県市町村で行わなければならないだろうが、方針など具体的なものは決まらない、決められないのかもしれないと思う。当事者のエンパワメントを大事にしていきたい。
- ・意思決定支援と代行決定を考える良い機会となった。一人で抱え込まずチームで判断すること。
- ・意思決定のための成年後見制度の活用であるため、利用促進、基本計画の目的も制度利用ではなく権利擁護・意思決定支援の促進であると理解した。
- ・国が成年後見の利用促進ではなく、権利擁護の地域連携ネットワークの構築が目標であることが分かった。
- ・能力存在推定に基づく支援。

成年後見制度利用促進についての国の施策や今後の動向について、新ためて理解を深めることができた。

2、「良かった」

- ・中核機関の設置の説明をしていただきました。今現在あるのかないのか確認はできませんでしたが、あったらよいと思いました。
- ・全体的に事例が練られていて自分の業務にもつながる気がした。
- ・経済的状況や役割(社会的)他に生活状況等を考える。
- ・いろいろな事例の考え方がよくわかりました。

- 5)「グループワーク」、「各グループからの報告、事例解説とまとめ」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変良かった	2 3 名
2、良かった	1 1 名
3、よく分からなかった	0 名

※印なし 2 名

1、「大変良かった」

- ・整理の仕方が参考になりました。
- ・とても楽しく学びました。ありがとうございました。
- ・チームで考えて意見を出し合うことによって、自分の考えもまとまってゆく。今まで知らなかったことも知り得て勉強になりました。解説も楽しく聞けて参考になりました。
- ・いろんな意見が聞けて、最後に考え方が整理できてよかったです。
- ・今後もお一人おひとりの気持ちを大切に温かい気持ちで支援にあたりたいと思いました。

- ・一人では見つけられない視点がたくさんあり、ケースを話し合う上では情報共有は大切だと感じた。「見立て」をすることはとても難しいが、常に見立てをたてる考えを持ち支援できるようにしたい。
- ・専門的な支援方法の勉強になりました。
- ・文章からいろいろなことを読み解いていく必要性、難しさを感じました。
事例解説後での その後のことお聞きしたら、ぎりぎりまで動けない？難しさがるのかと考えさせられました。
- ・すごく活発に話せる人ができ、発表もみんな良いもので、まとめも面白く聞いた。
- ・いつもは頭の中で考え組み立てて行くので、ワークシートを使って見立て、手立てを話し合いながら行っていくことの大切さを学びました。ありがとうございました。（解説が分かりやすかったです
- ・グループワークで他の方の意見を聞くことで、自分の心が整理され、一つのことを多方面から見て考え、理解を深めることができたような気がします。
- ・各般の意見、各々考え方の深さ等、考え 大変勉強になりました。
- ・支援の考え方の手順がよく理解できました。
- ・見立てでつまづきましたが、手立ては良かったと思います。
- ・事例についての検討をグループワーク形式で行い、よかった。また事例解説(複合ケースの考え方)が非常にわかりやすかった。

2、「良かった」

- ・支援に役立てられたらと思った。
- ・事例解説の先生の話、分かりやすく、話を聞いてみたいと思いました。
- ・上田先生のお話、分かりやすく楽しい講義でした。ありがとうございました。
- ・皆さんのいろんな見方や意見が知れてよかった。事例を見て[たいへん]と思いましたが、「よくあるよね」と聞いてショックを隠せませんでした。
- ・みんな勉強になりました。
- ・自分たちだけでは難しかったが、他グループの意見が参考になりました。

3、印なし

- ・演習の中に、論点の考え方についてのアドバイスを頂けたので学びにつながった。

研修概要

1. 日 時 平成30年9月27日（木） 10:00～16:00

2. 会 場 柏崎市総合福祉センター 作業研修室

3. 参加者数 42人（市内 27人、市外 15人、県外 0人）

4. プログラム

（1）講義「権利擁護支援の基本」

講師：佐藤 彰一さん

（全国権利擁護支援ネットワーク代表・國學院大學教授・弁護士）

（2）講義「意思決定支援とエンパワメント」

講師：佐藤 彰一さん

（3）グループワーク（権利擁護支援ケースの事例検討）

講師：今井 友乃さん

（NPO法人 知多地域成年後見センター事務局長・全国権利擁護支援ネットワーク事務局長）

上田 晴男さん（NPO法人 PAS ネット理事長）

（4）各グループからの報告、事例解説とまとめ

上田 晴男さん

5. 報 告

柏崎市社会福祉協議会で活動している市民後見人さんのフォローアップ研修会として、計画いたしました。あわせて、県内の社会福祉協議会で、法人後見活動や日常生活自立支援事業に携わっている方や、障害者や高齢者の支援に携わっているみなさんと、一緒に学ぶ貴重な機会となりました。

「権利擁護支援」「意思決定支援」について、日々の業務で悩んだり迷ったりすることが、今回の研修を受けることで、整理することができたという声がたくさんありました。また、グループワークを通じて、様々な見方があることを学ぶことができたという声も多かったです。特に、市民後見人として活動しているみなさんは、事例検討が初めてだという方も多く、今後も、こういった研修の機会をもっていく重要性を感じました。

この度は、お忙しい中、講師のみなさんから柏崎においでいただきまして、本当にありがとうございました。



作成者　：　社会福祉法人　柏崎社会福祉協議会　大塚真光子さん

アンケートまとめ

1) (A) お住まい、(B) 職種 (所属) についてお尋ねします。 ※ (B) は複数可

(A) 新潟県	38名	柏崎市	23名
		上越市	4名
		南魚沼市	3名
		新潟市	1名
		村上市	1名
		燕市	1名
		佐渡市	1名
		未回答	4名
(B) 1. 自治体			1名
2. 社会福祉協議会			22名
3. 福祉職 (高齢)			5名
4. 福祉職 (障害)			4名
5. 法律職			2名
6. AS-J 会員団体			
7. その他			4名 (市民後見支援員)

2) 本研修は何でお知りになりましたか？

1. チラシ	10名
2. AS-J ホームページ	
3. 関係機関	22名
4. 友人・知人	1名
5. その他	5名

3) 「権利擁護支援の基本」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1. 大変よかった	28名
2. よかった	10名
3. よくわからなかった	

・言葉で学ぶ時は、解ったつもりでも、現実直面すると、学んだ通りにはいかず難しい、全て。

- ・人間存在への根本的、哲学的考察を促す、奥深い話だった。
- ・例会で、時間があったら話題にすることも大切と思います。
- ・事例をあげて話してもらって、よく理解できた。
- ・その方が自分の意見を言いにくいのなら、言える環境を作っていくという支援は、わかっていても、できていないこともあるので、気にとめながら支援していきたいと思いました。
- ・権利擁護支援の黒衣の支援の考え方、「なるほど」と思いました。
- ・わかりやすいお話で勉強になりました。「どんな人でも、意思がある」ということを頭において、今後も支援していきたいと思います。
- ・代行決定と意思決定支援の区別が特にためになりました。
- ・午前のお話も、午後のグループワークもとてもおもしろかったです。
- ・スライドだけでは、メモが間に合わなかったのが、資料があればもっとよかったです。後ろの席だと、私の視力ではほぼ見えません。標題の文字は見えるのですが、残念です。
- ・以下の言葉が、大きな気づきとなりました。
 - 「私のことは、私抜きで決めるな」
 - 「同意権がない 権限がなくとも意思決定支援はできる」
 - 「権利擁護は、答え、正解がないが、説明できなければならない」
- ・権利擁護支援とは何となく理解はしているつもりでしたが、この講義で話を聞くことができ、何となく・・・というところから、結構というところまで理解できたと思います。貴重な話を聞かせていただきました。
- ・今夏から、私が代表する動物愛護団体が始めた要支援者のペット飼育を有料でお手伝いする事業で、独居認知症高齢の男性に関わっています。認知症が進み、自分の生活もままならない方が、犬を適切に飼育できるのか？しかしながら、本人の「愛犬と一緒に居たい」「病院・施設は行きたくない」という意思を尊重しながら、最後まで自宅で暮らすことを見守るしかない状態です。『悩み続けることが自然である』という言葉に安心しました。
- ・対人支援者が常にかかえる悩み・・・これでよいのか？もっと他にやり方があるのか？といった思いは、当然であり自然である。日々の支援をあと押ししてもらったような気持ちになりました。
- ・実際に高齢者支援を行っている者として、権利擁護3つの要素の話は、大変参考になった。
- ・実際に今かかわっているケースに当てはめながら講義を拝聴することで、今の支援をふりかえることができ、とても参考になりました。
- ・とても勉強になりました。基本にたって、相談業務を行いたいと思います。
- ・権利擁護の基本を学ぶことができた。
- ・正義とケアについて考えさせられた。
- ・介入・お節介に基準はない。悩むことは大切。気持ちが軽くなったと同時に、やはり難しいと感じた。
- ・権利擁護というと「代弁する」というイメージが強かったですが、本人自身が意思を表出する、できるようにまわりの環境を整えるという考えに変わってきていると

知り、改めて支援者である私たちの技術や能力の必要性を強く感じました。

4)「意思決定支援とエンパワメント」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1. 大変よかった 24名

2. よかった 11名

3. よくわからなかった

未回答 3名

- ・はじめて（前に教わったか？）専門的な話と思ったが、例をあげてわかりやすくしてくださった。
- ・短時間の話のため、もっと深い講義を受けられたらよいと思った。黒子の話がとてもわかりやすかった。
- ・エンパワメントという言葉は、聞いたことがあったが、実際どういうことなのかは、よくわかっていなかったなので、話を聞くことができてよかった。
- ・正義とケアの話、とても印象に残りました。ご本人の意思、支援者が本人の意思だと思うもの、支援者の思い・・・日々痛感しています。
- ・やはり資料があれば、そこに書き込みができるので、個人的には資料があればもっとよかったです。改めて、後見人の大変さを実感しました。
- ・主観的最善利益 VS 観察的最善利益、第三者最善利益
- ・なるほど！でした。自己決定…自分で決めることを尊重すること、私のことを私抜きで決めることと、私のことを私だけで決めることの違い、納得しました。意思決定支援、代行決定、違うものなんですね。ありがとうございました。
- ・社会的承認・参加・エンパワー、高齢者支援に携わる身としては、なかなか上手く支援できていないのですが、意識すること、小さなことでも取り組むことをしていきたいと思いました。
- ・支援される方に、意思決定能力が「ある」ものとして、支援できないのは、支援者側の問題というのは、その通りだと思う。
- ・途中までとなりましたが、意思決定支援のベーシックな考え方を、再度確認することができました。時間があれば、最後まで聴きたい内容でした。ありがとうございました。
- ・意思決定支援と代行決定の基準がなく、皆悩まれているところだと知れてよかった。
- ・自己決定の尊重を優先しつつも、社会的承認が得られないケースがあったり、自己決定ができない場合は、チームで判断するのが大事と感じた。
- ・難しい話だったが、よかった。
- ・方法の講義としては大変よかった。実際に自分で対応時は、自我の対応が強くなると思いました。問題に対する判断の難しさを感じました。アセスメントの重要性を、勉強させていただきました。
- ・支援には、正解がなく、1人ひとりの状況にあわせて支援をしていくことが大切だということ学びました。

5)「グループワーク」、「各グループからの報告、事例解説とまとめ」について、
ご意見・ご感想をお書きください。

1. 大変よかった 21名

2. よかった 5名

3. よくわからなかった 1名

未回答 11名

・勉強になりました。人間はしたたかだと、だから面白いと思いました。話し方がとても面白かったです。

・施設では、施設外の方と話し合う機会がありませんので、このような機会に参加できてよかったです。自分の考えてみないことが色々と話にでてきて、刺激を受けることができました。また、このような機会があれば参加したいです。

・最後のまとめでは、今の世の中、人を信じられないのかしら？と。
信じることで、互いがエンパワーされるのでは？と思っているのですが、前提にアセスメントがあると思いました。

・ワークを通し、色々な意見を聞け、勉強になりました。先生の解説も、楽しく、わかりやすかったです。

・考え方、方向性のつくり方をよく学べた。今後の自分の活動に役立てたい。最後の今井さんの結論にびっくり！

・グループのメンバーによって、見立てや支援の方向が変わるんだと改めて感じました。

・グループで検討し、報告することで、各グループの意見をきけてよかった。

・経験不足が身にしみます。

・立場によって、いろいろな考えがあり、支援をしていくにあたって、チームでの対応が有効であることがわかった。とても楽しく聞けました。ありがとうございます。

・良い人と思い込むのではなく、時には悪い人と思うことも必要。

・様々な意見をきけてよかった。

・色々な考え方があるが、多くの人が意見を出し合うことが重要と感じた。

・多くの意見をきくことができ、とても勉強になりました。また、事例検討の方法について知ることができ、今後の支援に活かしていきたいです。

・解説もわかりやすく、見立てをつけていくことが必要だと改めて感じました。

・複雑難題、大変勉強になりました。

・色々な意見を聞くことができてよかったです。

研修概要

1. 日 時 平成30年11月2日（金） 10:00～16:00
2. 会 場 北見市総合福祉会館 体育集会室
3. 参加者数 49人（市内24人、市外14人、オホーツク管外11人）

4. プログラム

- （1）講義「成年後見センター後見利用促進法等の理解と意思決定支援」

講師：熊田 均さん（弁護士）

- （2）グループワーク（権利擁護支援ケースの事例検討）

権利擁護支援を軸にして

講師： 尾崎 史さん

（認定NPO法人あさがお所長・理事）

水戸 由子さん

（一般社団法人ジャスミン権利擁護センター代表理事）

今井 友乃さん

（NPO法人 知多地域成年後見センター事務局長・
全国権利擁護支援ネットワーク事務局長）

5. 報 告

北見市で開催された権利擁護支援従事者研修は、参加者49人のうち北見市・津別町の市民後見人17人を加え開催された。

研修の講義は、「成年後見センター後見利用促進法等の理解と意思決定支援」をテーマに熊田弁護士が講話。成年後見制度発足から18年が経過し、使いにくい面が種々あるといわれながらも、利用者の実数は毎年1万人ずつ増加し、促進法による計画が進めば、益々増加が予想され、そのためにも適切な成年後見制度が地域で実施されるような機関が必要となる、と現状を踏まえ利用促進計画の策定の必要性とその内容について講話があった。

その際、重要となる意思決定支援の概念やイメージなど、具体的事例も出しながら講義を受けた。専門職だけでなく市民後見人の方が聞いても十分理解できる内容で、法律の専門家である弁護士の立場であるが福祉的考えが根底にあり、大変共感した講義であった。

午後からのグループワークは、権利擁護支援のケースを尾崎氏が事例紹介し、個人ワーク、グループワークで7グループに分かれ演習を行った。

今回の事例は、直接成年後見制度に関する事例でなく、午前中に行われた熊田弁護士の

講話で話された意思決定支援に関わる支援困難事例であった。個人ワークでは、事例を読み取ったままの簡単なエコマップであったのが、グループワークで検討することで、多くの関係機関が登場、同時に関係機関との連携が出てきて、支援のありようがたくさん出てくるグループワークであった。

尾崎氏は最後に、権利擁護支援の実践は、「意思決定支援」「法的支援」「生活支援」の3つの輪が重なり合って実践されるもの、と締めくくり、その意味が理解できたグループワークであったと思う。

道東地区では初めての権利擁護支援従事者研修であったが、大変有意義で学ぶことが多い研修であった。

作成者　：　津別町社会福祉協議会　山　田　英　孝

権利擁護支援従事者研修 H30.11.2 北海道北見市



権利擁護支援従事者研修（１１月２日・北見市総合福祉会館）

アンケート集計結果

回答数：２０

１）（Ａ）お住まいは

都道府県		市区町村			
北海道	２０名	北見市	１０名	足寄町	１名
	名	津別町	３名	網走市	１名
	名	標茶町	２名	清里町	１名
	名	陸別町	１名	無記入	１名

（Ｂ）職種（所属） ※複数回答可

１、自治体	４名
２、社会福祉協議会	６名
３、福祉職（高齢）	２名
４、福祉職（障害）	０名
５、法律職	０名
６、ＡＳ－Ｊ会員団体	０名
７、その他	９名（市民後見人３、ボランティア１、ＮＰＯ法人職員１、社協の法人後見支援員１、民生児童委員１、無記入２）

２）本研修は何でお知りになりましたか？ ※複数回答可

１、チラシ	５名
２、ＡＳ－Ｊホームページ	０名
３、関係機関	１５名
４、友人・知人	１名
５、その他	２名

３）「成年後見利用促進法等の理解と意思決定支援」について、ご意見・ご感想をお書きください。

１、大変良かった	１２名
２、良かった	８名
３、よく分からなかった	０名

１、「大変良かった」

- ・意思決定支援について理解できました。現実には難しいこともあると思います。

- ・成年後見制度を検討するとどうしても代理・代行や取消権を考えてしまうが、本人の意思決定支援の観点が従事者研修の重要だと再認識しました。
- ・マイナス面とプラス面両方の情報があり、分かりやすかった。
- ・理解がとても進みました。
- ・他の人の見守り、相談に乗ってあげる支援、必要な人に届くという事が大事。
- ・市民後見人の役割はどの範囲までなのか。ネットワークの全体との関りはどうあるべきなのか。具体的な将来像を示して頂ければ…と思います。
- ・意思決定支援について分かりやすく後援して頂き、何となくではありますが理解できた気がします。促進法による市町村計画についても内部協議していかななくてはならないと思いました。
- ・被後見人に対して”判断能力“不十分という発想で”本人の最善の利益“”本人のために“ということで判断することが多々ありました。この先、本人の決定ではなく、後見人判断という事の線が難しい。
- ・自分の立ち位置をいつも考えています。意思決定についてパラダイム転換は難しいですが、全くその通りだと思いました。後見人の資質向上のため、研修が必要と感じました。
- ・具体的に法令のことなど話して下さって分かりやすかった、支援者として日々思い悩むこともあり、多くを学び、参考になりました。機会があれば再度このような研修に参加したいと思います。
- ・本人のためにはと思いながら支援しているが、再度内容をチェックしたい。

2、「良かった」

- ・「権利擁護」というと成年後見に直結しがちですが、それだけではないという視点を学べて良かったです。
- ・パラダイム転換の発想は初めて聞きました。成年後見制度もそうですが、全ての相談業務において通じるものがあると思いました。根本的に利用促進法について知らないことが多すぎたと感じました。
- ・成年後見制度利用促進法、制度の現況、意思決定支援等多く参考になった。
- ・第一に感じたことは、意思決定支援の範囲が大変広いと思いました。本人の最善の利益をふまえて関わった事でも確認ができない…ただ、佐藤彰一教授～能力不存在推定と能力存在推定への発想には気持ちが軽くなった。パラダイム転換での「ある」と推測する方向への」考え方に同意見である。
- ・障害の権利条約からの流れについて整理できました。1ステージ→2ステージに入っている方への意思決定、親的な立ち位置で考えていくのか、本人の意思として尊重するのか代理権の行使、その選択が非常に難しいと改めて感じました。自分なりの根拠づくりとチームでの検討を重ねていくことから始めてみたいと思いました。
- ・中核機関と協議会の運営は同じ機関が担うというイメージなののでしょうか。小さな自治

体では、全てが一体で大変なような気がしました。医療同意の一応のガイドライン、非常に参考になりました、グレーゾーンが多く、もう少し明確なガイドラインがあると良いといつも感じています。

4)「グループワーク」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変良かった	12名
2、良かった	7名
3、よく分からなかった	0名

※業務都合により、欠席 1名

1、「大変良かった」

- ・同じ施設の方がすることが全ての生活支援を担うと、利益相反となり、考え方も片寄ることが、本日のグループワークを通して理解することができました。様々な立ち位置の方、見方が違うと色々な意見が出るのだと改めて勉強になりました。ありがとうございました。
- ・自分以外の意見は大変参考になりました。
- ・色々な職場の方が集まってより良いものができたと思う。
- ・色々な気づきをさせられた。障害関係の知識が少ないことを改めて痛感した。
- ・とても色々な意見を話し合えて良かったです。時間配分も適切だったと思います。
(Cさんの困りごとを聴くという視点欠けてましたね)
- ・ケースの1人1人に向き合った課題・支援が話し合われたが、もっと時間をかけて具体的な事を話す場となれば良かったと思います。メンバーの方々が優しい意見を出して頂いたので、もっと話をしたかったです。
- ・実際には確かに上手くいかないことも多いのですが、皆さんからの意見を聞いて、自分の支援がどうだったのか、視点で足りないところがなかったか分かった気がします。楽しいグループワークでした。ありがとうございました。
- ・グループの発言が活発で面白かった。
- ・色々な考え方、意見が出て大変勉強になった。

2、「良かった」

- ・事例の見立て→支援の組み立て→対応策、エコマップの作製での線の太さなど参考にしたい。
- ・グループワークでは、自分一人の見立ての2～3倍の対応策や案が出て驚いた。独りよがりで見立て、見方を気を付け、早速「パラダイム転換」ができるように注意したいと思う。参加させて頂き、大変勉強になりました。
- ・グループ皆さんの意見を聞けたことは良かった。権利擁護支援を具体的にまとめて頂いたことがとても参考になりました。

研修概要

1. 日 時 平成30年11月23日（金・祝） 10:00～16:00

2. 会 場 萩市総合福祉センター

3. 参加者数 38人（市内20人、市外16人、県外2人）

4. プログラム

（1）講義「意思決定支援と成年後見制度利用促進の国の動向」

講師：佐藤 彰一さん

（全国権利擁護支援ネットワーク代表・國學院大學法学部教授・弁護士）

（2）グループワーク（権利擁護支援ケースの事例検討）

権利擁護支援を軸にして

講師：住田 敦子さん

（NPO法人 尾張東部成年後見センターセンター長）

今井 友乃さん

（NPO法人 知多地域成年後見センター事務局長・

全国権利擁護支援ネットワーク事務局長）

5. 報 告

萩市で開催された権利擁護支援従事者研修は、市外、県外からの参加者も加えて38人の参加者で開催されました。萩市社会福祉協議会による協力も得て、後見活動や日常生活自立支援事業に携わっている方々や、障害者や高齢者の支援に携わっている方々と、一緒に権利擁護や成年後見制度、意思決定支援を学ぶ貴重な機会となりました。

研修の前半では、「意思決定支援と成年後見制度利用促進の国の動向」をテーマに佐藤彰一先生にご講義をいただきました。成年後見制度利用促進基本計画を巡る最近の動向を分かりやすくご説明いただくとともに、障害者施設での虐待や意思決定支援など実際の支援の場面における権利擁護の諸問題にも触れていただき、大変興味深く、考えさせられることの多いご講義でした。

後半では、住田敦子氏より、更に詳しく成年後見制度利用促進基本計画についてのお話をしていただき、その後、参加者の方々によるグループ・ワークを実施しました。グループワークでは、意思決定支援に関わる支援困難の事例が取り上げられましたが、グループワークで様々な職種の方々がそれぞれの立場から意見を出し合い、検討することで、関係機関との連携の必要性を実感するとともに、様々な支援の在り方を学ぶことが出来た、有意義なグループワークになりました。最後に、グループワーク講師の今井友乃氏からは、権

利擁護支援の場においては、支援者間の連携が必要であるという話がされ、その意味を実感できたグループワークでした。



作成者 : 一般社団法人萩長門成年後見センター
代表理事 弁護士 山口 正 之さん

権利擁護支援従事者研修（１１月２３日・萩市総合福祉会館）

アンケート集計結果

回答数：２２

１）（Ａ）お住まいは

都道府県		市区町村			
山口県	20名	萩市	9名	長門市	1名
岡山県	1名	山口市	5名		名
島根県	1名	防府市	3名		名
	名	下関市	1名	瀬戸内市	1名
	名	美祢市	1名	益田市	1名

（Ｂ）職種（所属） ※複数回答可

１、自治体	1名
２、社会福祉協議会	0名
３、福祉職（高齢）	1 1名
４、福祉職（障害）	4名
５、法律職	5名
６、ＡＳ－Ｊ会員団体	1名
７、その他	1名（医療関係）

２）本研修は何でお知りになりましたか？ ※複数回答可

１、チラシ	8名
２、ＡＳ－Ｊホームページ	1名
３、関係機関	7名
４、友人・知人	4名
５、その他	1名（弁護士会）
無記入	1名

３）「意思決定支援と成年後見制度利用促進の国の動向」について、ご意見・ご感想をお書きください。

１、大変良かった	1 4名
２、良かった	5名
３、よく分からなかった	0名

※無記入 3名

1、「大変良かった」

- ・「権利擁護」という言葉だけが先行し、実際の内容やこういったものが分からない状況だった。高齢者福祉という業務の中では、色々な場面で意思決定を求められることがあるが、何を基に利用者様たちへ説明し、本人が良い生活を送れるか、悩みの種だったが、今日の研修で一つその悩みが解決したように思う。
- ・「代行決定」が成年後見人をさせて頂いている自身に突き刺さる言葉でした。私も他者に後見人のお話をさせて頂く際に「黒子」の例を出させて頂いています。意思決定支援を意識して職務に当たりたいと思います。
- ・後見人として本人の意思決定支援ではなく、代行決定をしている場合が多く、反省しなければならない。結果 OK ではなく、意思決定支援の過程を丁寧に行う活動へと転換していかなければならない時期であると自覚している。疎かにしがちであるが、また困難なことではあるが、本人の意思決定尊重と意思決定支援に努めたい。本人の決定権を奪う事で、結果的に支援者ではなく、害を為す人物とならないように気を付けたい。
- ・私は先輩職員から「その人の最善の利益を考えなさい」と言われたことを事あるごとに思い出して支援してきました。今後もこの言葉と意思決定を尊重しながら支援していきたいと思いました。
- ・意思決定支援の在り方、促進法などについて整理できて良かった。

2、「良かった」

- ・理解が少しずつ進みました。利用者様に関しての意思決定支援をどう取り組むのかサビ管の立場でどう考えていくかと思い参加させて頂きました。先生のお話を聞きながら「ドキッ」とすることが多く、考えさせられてしまいましたが、逆にその思いに気づかされたと思っています。今日はありがとうございました。
- ・やまゆり園の事例の話と千葉の話が良かった。国の動向については少し難しかった。
- ・生活支援のみにしか関わって来なかったのが、成年後見制度の話が勉強になりました。

4)「グループワーク（事例検討）権利擁護支援を軸にして」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変良かった	14名
2、良かった	7名
3、よく分からなかった	0名

※印なし 1名

1、「大変良かった」

- ・色々な専門職のグループワークで、それぞれの立場からの話が聞けて良かったです。発表を聞いてもいろいろな介入方法があり参考になりました。やはり一人で悩まずネットワークを活用し、色々な意見を聞きより良い支援をしていきたいと思いました。

- ・専門職からの意見が聞け、とても参考になりました。参加して良かったです。ありがとうございました。
- ・はじめてのケースワークでした。慣れていないのでどうしたらいいか分からなかったのですが、やってみて大変勉強になりました。
- ・いろいろな職種の人と意見交換ができて良かったです。また参加したいです。
- ・色々な職種の方々の考え方を学ばせてもらいました。一人での支援ではなくチームで支援することで、グループダイナミクスが起こるんだと今日楽しく学ばせていただきました。ありがとうございました。
- ・多職種と一緒に多様な視点に立って自由に意見を交わすことで、大変勉強になった、気づきを得られた。今日のワークで得られたことを日々の活動にフィードバックして、独善に陥らぬようにしたい。
(後見人) 単独、1つの援助職だけで解決できる課題はおそらく少ない、情報共有・ネットワーク形成を意識していきたい。
- ・勉強になる事例をありがとうございました。
- ・実際のケースとして直面したことがあったが、その当時にこういったグループワークのようにしっかり話し合う場があれば、当時の利用者様たちももっと良い人生が送れたのではないかとふと思った。
- ・生活困窮者支援については気づかなかった。もっと積極的に利用していきたい。

2、「良かった」

- ・「意思決定支援」という観点から「支援方法」に重点を置いた内容の方が良いと思う。
- ・それぞれの専門的な立場からの意見を聞けて良かったと思います。

研修概要

1. 日 時 平成31年1月9日(水) 10:00～16:00

2. 会 場 奈良市文化会館 2階 集会室A・B

3. 参加者数 81人(市内54人、市外23人、県外4人)

4. プログラム

(1) 講義「権利擁護支援の基本」

講師：佐藤 彰一さん

(全国権利擁護支援ネットワーク代表・國學院大學法学部教授・弁護士)

(2) 講義「意思決定支援とエンパワメント」

講師：佐藤 彰一さん

(3) グループワーク(権利擁護支援ケースの事例検討)

権利擁護支援を軸にして

講師：今井 友乃さん(NPO法人 知多地域成年後見センター事務局長・

全国権利擁護支援ネットワーク事務局長)

尾崎 史さん(NPO法人 あさがお理事)

5. 報 告

10:10～11:00 権利擁護支援の基本

11:10～12:00 意思決定とエンパワメント

■権利擁護支援とは・・・

○“権利擁護”という言葉は福祉の言葉である。

→アドボカシーを権利擁護と呼び、保護の対象だった高齢者を主体として捉えた。

対象者は様々、事情はそれぞれだが、伝えることが困難か伝えることが弱く社会的に辛い思いをしている人たちが人間らしい生活が出来るように代弁活動を行う。

※人の思いを代わって伝えることは難しい。

近年はセルフアドボカシーを主張。(セルフアドボカシー：その人のことはその人自身が一番よくわかっている。本人が伝えられる活動をする。)

○アドボカシー(権利擁護)の要素

① 自己決定の尊重

本人の思いを尊重しなければ本人が悲しい思いをする。

(ex)長期施設入所中の高齢者

主張が無視される→話さない→言葉を失う

※生活が本人にとってふさわしいものになるように支援する。

② ご本人にとって（良い生活）最善利益の確保

本人が選んだ生活/本人が選んだものが最適か否か議論される。

(ex)自分の家で住み続けたい。←本人の希望。

家はゴミ屋敷で転倒し怪我をする危険がある時は・・・？

※支援者から見て①と②が一致しない場合→問題・・・悩みの種になる。

①と②が一致しないことを認識する必要がある。

③ 社会的承認（連帯性・エンパワメント・外向性・内向き）

人と関わって生きているから・・・。

・唯一の正解はなく、正解を求めると苦しくなる。

ただし・・・自分が何をしているか説明できなければならない。

・他の意見が出てくることもある。→戦うしかないが、どちらが正解かは言えない。

・①～③を満たしているか考える必要がある。

■三つのエピソード

○本人の思い、自己決定を尊重する。（家族の思いを尊重する？）

(ex)高齢者（女性）の独居世帯。配偶者が亡くなり独居となった。近隣に住む嫁が様子を見に通っている。→嫁は義母が一人暮らしで淋しいのではないかと考えた。

→施設入所を勧めた。

後見人①：嫁の意向に沿って入所手続きを進める。

後見人②：義母の思いを聴いた。自宅での生活を希望。

→在宅サービスを利用し自宅での生活を継続。

※家族の思っている本人の思いは必ずしも一致しない。

○私の言うことを尊重する。

(ex)就労している障害者。服薬管理が困難の為、糖尿病が悪化し医療食の利用が必要となったが本人は拒否。

後見人①：本人の意思を尊重し、放置。→病状が悪化。

後見人②：工夫をする。本人が提案を拒否する理由を聴く。

医療食は冷たいから嫌。

※本人が嫌がることを無理強いしない。本人の自己決定を尊重する。→本人だけが決めることではない。＝アセスメントが必要。孤立させないアドバイスが必要。

○権限がないとなにも出来ない？

(ex)施設入所中に骨折。手術が必要だが同意できる親族がいない。

後見人①：同意できない。→手術が出来ず、車いす生活となる。

後見人②：本人の意向を医師等に伝える。→手術し回復。

※権限がないから何もしないはNG。

本人の意思を探って行動することが大切。

■正義とケアを考える。

(ex)延命治療について・・・幸福のマーゴは何者か？

延命治療を希望しない高齢者（マーゴ）が認知症になった。

日々の生活の認知はないが、笑顔で暮らしている。

○ロナルド・ドウォーキング教授

・自分が決めたことが尊重されない。→自分が尊重されていないのでは？

・人間は強い。＝自己決定が出来る。

→認知症になると判断能力が無くなり、自己決定が出来なくなる。

○キャロル・ギリオン氏

・小学生対象に質問をした。

(ex)重症の妻の為に薬が必要。薬を飲めば妻は助かるが薬が高額の為、

購入できない。薬は近くの薬局に売っている。

→・薬を盗む？盗まない？

→・男の子：盗む。命が一番大事だから。

・女の子：盗んではいけない。他の解決策を夫と一緒に考える。

※正義とは違う考え方がある。

ケアは目の前にいる人を見る。正義の倫理とは別。

■意思決定支援とはなにか？

○代行決定

判断能力がないと思われる。（高齢者）→代わって判断する。

→どんなに重度の知的障害があっても、認知症でも思いや考えがある。

→能力存在推定（パラダイムの転換）→あると考える。意思決定支援。（自己決定）

○日本における権利擁護

・意思決定支援には代行決定支援も含まれる。

・成年後見は代行決定支援。

・後見人と被後見人を周囲の人と支援する。

→地域でチーム、中核機関を作る。

→アセスメントを充実させる。①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進機能（委任者の調整、マッチング等の支援/担い手の育成・活動促進）

※成年後見制度はツールのひとつ

権利擁護の光が届かない人への支援が大事。

■成年後見人は意思決定支援者なのか？

・判断能力のない人に成年後見人をつける。

→仕事をするときは被成年後見人の意思を尊重する。

・基本的には代行決定になる。意思決定能力の意思を尊重して支援を行う。

・何をどうすればいいのかよくわからない。→代行決定支援の中で意思決定？

構造上の不備もある。促進が困難。

- ・家族が後見から離れつつある。
- ・制度的に欠陥がある。→中核機関が必要。

■ガイドラインは？

- ・意思決定と代行支援が混在している。→意思決定を先行させるべき。
実務を分ける。(意思決定と代行支援)
- ※アセスメントをしっかりとる。＝チームで話し合う。
- ※センスと能力が要求される。

13：00～16：00 グループワーク

○10 グループに分かれ事例検討を行う。

- ・個人ワークでシートを埋めていく。

↓

- ・記入したシートを元にそれぞれの意見を出し合う。

↓

- ・模造紙にメンバーの意見を集約し、シートを完成させる。

○グループ発表

- ・いろんな視点からの意見が出てきて勉強になった。
- ・自分ひとりでは思いつかないアプローチの方法がわかった。
- ・グループでシェアすることにより、アプローチに広がりが出てきた。
- ・ワークをスタートした時は家族ひとりひとりがどこにも繋がっていないと感じたが少しずつ繋がっていけることがわかった。
- ・家族ひとりひとりに寄り添い思いを聴くことで解決の糸口がつかめることもある。
- ・必要な支援がそれぞれ異なり、バラバラになってしまう。支援者を取りまとめる役割を担う人も必要。

<感想>

研修を通じて、権利擁護の基本的な考え方、支援をするときに気を付けること等について学ぶことが出来た。どんな人にも意思がある。本人の意思を尊重することが大事。本人を置き去りにした支援を行わない。また、行き詰まった時にはチームで一緒に考えれば違ったアイデアが生まれることもグループワークを通じて体験することも出来た。

“支援者のセンスと能力が要求される”という一言をお伺いし、責任をもって支援に取り組むと共に地域で安心して暮らせるためにネットワーク構築や相互に学び合い、交流し協働することの必要性も実感した。

作成者： 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 松本 敬子さん



権利擁護支援従事者研修（１月９日・奈良県文化会館）
アンケート集計結果

回答数：５２

１）（Ａ）お住まいは

都道府県		市区町村			
奈良県	４８名	奈良市	２５名	葛城市	１名
京都府	４名	生駒市	５名	川西町	１名
		天理市	４名	三郷町	１名
		橿原市	２名	大和郡山市	１名
		大和高田市	２名	香芝市	１名
		平群町	１名	山添村	１名
無記入	３名	河合町	１名	京都市	３名

（Ｂ）職種（所属） ※複数回答可

１、自治体	５名
２、社会福祉協議会	１９名
３、福祉職（高齢）	４名
４、福祉職（障害）	１１名
５、法律職	１名
６、ＡＳ－Ｊ会員団体	３名
７、その他	１７名（病院４名、一般社団２名、医療ソーシャルワーカー１名、市民後見人１名、障害者の親１名、児童デイサービス１名、NPO法人１名、福祉団体１名、社労士１名）

２）本研修は何でお知りになりましたか？ ※複数回答可

１、チラシ	２３名
２、ＡＳ－Ｊホームページ	２名
３、関係機関	２０名
４、友人・知人	５名
５、その他	３名（上司１名、職場１名、メールニュース１名）

３）「意思決定支援と成年後見制度利用促進の国の動向」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変良かった	34名
2、良かった	15名
3、よく分からなかった	0名

※無記入 3名

1、「大変良かった」

- ・アドボカシーの考え方が理解できました。
- ・意思決定支援と代行決定の話については、日々支援させて頂く中で葛藤があることだったので考え方の整理ができた。役割上、決定に関する相談も多く、何か回答を求められているように感じる場面が多いが、本人を中心にしてチームで検討するという事を大事にしていくという点を再度確認できて良かった。
- ・悩みながら支援することが大事だと言われたことがホッとできました。ありがとうございました。
- ・急きょ参加させて頂きありがとうございました。まだ勉強を始めたばかりですので、今後も学んでいきたいと思います。
- ・ありがとうございました。
- ・権利擁護に係る概念がよく分かって良かったです。
- ・今までの考え方を再確認する機会になった。
- ・もっと聞きたかったです。
- ・分かりやすく良かったです。
- ・権利擁護という言葉はよく聞いていましたが、支援の実際がよくわかっていなかったため、今回の研修に参加させていただきました。とても整理した説明書が聞け、大変勉強になりました。退院支援の場面でも意思決定支援が必要なことがあるので、活かせればと思います。
- ・意思決定支援、代行支援のことばの違いなどよく分かりました。考え方の混乱、悩みの整理になりました。
- ・権利擁護支援の基本を分かりやすく説明して下さいました。その三大要素の中の自己決定の尊重と（ご本人にとって最善の）利益の確保の関係をすることもでき、今まで抱えてきた疑問が少し解けたような気がします。
- ・社会福祉基礎構造改革前からアドボカシーについて悩んでいたことが、権利擁護の言葉になって更に複雑になり、より悩みが深くなっていたところです。利用促進法の中で何が求められているのかも不透明になったように思っていたのですが、今回の講義で少しスッキリしました。実践に活かせるかどうかはこれからの課題です。
- ・意思決定、代行決定について詳しく教えてもらえて良かった。矛盾点についても文字にしてもらってはっきりとした。
- ・日常生活自立支援事業を長く担当していますが、いつも意思決定支援については悩んでいたのがポイントを整理することができて良かったと思います。

- ・権利擁護を分かっているようで分かっていないことを突き付けられた。できているようでできていない。でも、正解がない、原理的に悩む構造になっているとの話で救われました。日々の後見業務で悩みの連続です。制度の欠陥も理解できて良かったです。ガイドラインに示されている考え方は、非常にセンスと能力を求められるが、そこに近づいていけるよう研鑽に努めたいと思える講義でした。ありがとうございました。
- ・成年後見制度の制度改正をせず、その運用の改善で利用者にメリットをもたらそうとする基本計画の考え方について、先生からそれに気づいて権利擁護を検討しなければならないことを指摘いただき大変参考になりました。松江地裁の判決に対する先生の論文も読ませて頂きましたが私は民法 858 条の解釈について司法と福祉の連携が必要だと思いますので、先生のご活躍を期待しています。
- ・業務内で何となく感じていた違和感や矛盾が整理しやすくなった。いつも、確認・相談・情報収集を繰り返しますが、松江の意向が分からないケースでは不安や疑問が残るので、考える際に参考にしたいと思います。
- ・権利擁護について分かりやすく教えて下さったので勉強になりました。意思決定支援の難しさも勉強になりました。
- ・「自己決定の尊重と最善の利益の確保の狭間で日々揺れていて良い。支援に正解はない。」明日から頑張れそうです。
- ・難しいことを分かりやすく、おもしろかった。
- ・権利擁護の3つの要素、意思決定支援の捉え方のお話は非常に参考になった。「権利擁護」という言葉が代行決定に傾く要因かと思います。また、権利擁護のプロセスにはエンパワメントが不可欠であるため、その視点を持っていれば代行決定ではなく意思決定支援へとつながると思う。
- ・基本計画にひずみがあることを知りました。
- ・意思決定支援と代行決定の違い、代行決定は支援者の方に意思決定支援の能力がないという言葉に納得させられました。今まで自分が支援するときに引っかかっていた部分かと思います。
- ・権利擁護支援について知ることができて勉強になりました。分かりやすい講義をありがとうございました。
- ・初めて聞くワードもあり、とても為になりました。意思決定支援、とても難しいと思いました。真っ暗ではなかったので、スクリーンが見えにくかったのが残念でした。
- ・権利擁護の要点を考えて意思決定支援をしていきたいと思います。ありがとうございました。
- ・権利擁護支援をする上で何が大事かというところの整理ができ、とても良かったです。

2、「良かった」

- ・大切なポイントを短時間にまとめて分かりやすく解説して頂きました。

- ・いつも悩みながら支援をさせて頂いています。最初の研修の時、「寄り添い」という言葉で始めさせていただきました。時を経て今までできるだけ忘れないようにと心がけて悩んだり、落ち込んだり社協の専門員さんに私が支えられて来ました。今日のお話でまた少し元気をもらい、もう少し社会参加させて頂こうと感じました。
- ・佐藤先生の講義は、哲学的な側面があり、物事（権利擁護）の捉え方について考えさせられる内容だった。本人の意向を代弁している者の考えがイコールではなく、支援側がどこに焦点を当てるのかブレないようにしないと適切な支援にあたることができないと感じた。
- ・権利擁護の基本知識を知ることができ、とても勉強になりました。
- ・分かりやすく説明していただきましたが、個人的には権利擁護とは保佐人、後見人などの違いや役割の説明をしてほしかったです。
- ・日常の中で考える思いが体系的に考える基本を話されて基本理念を考えさせられました。
- ・パラダイムシフト 本人がどのような状況であっても決定できる能力があるのが前提。
- ・何も知らない状態で受講したので、基礎的なところから詳しく教えて頂けて勉強になりました。

4)「グループワーク（事例検討）権利擁護支援を軸にして」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変良かった	34名
2、良かった	18名
3、よく分からなかった	0名

1、「大変良かった」

- ・周りにいる人（Cさん）の相談窓口がない。誰かが担当者以外の人として関わっていると思いました。
- ・結局、サービス調整中心になってしまったと思う。プロセスを重視するためには、アセスメントが大事だと再認識できた。
- ・他職の方々とグループワークの機会が得られたので、勉強になりました。自分だけでは気づけなかった視点を知ることができました。今後も機会があれば、参加させて頂きたいと思います。本日は、ありがとうございました。
- ・いつもと違う経験ができて良かった。皆さんと「こう思う」「こうの方がいいと思う」と話し合えたことが楽しかった。いろんな意見が出たことと、それぞれ専門的な方々と話せて良かった。
- ・良いところを考えて支援を考えることを学んだ。せっかく全題材分作ったので、発表したかった。
- ・どこからどのような方法で、誰がアプローチするのか分からない事例でしたが、皆さん

とアセスメントをする中から何かしらの動きを始められるのだと実感しました。最後の事務局長さんのお話は本質を突いた内容で気持ちがすっきりしました。

- ・今まで悩んでやってきた支援が間違っていなかったことを再確認できたことに加え、新たな支援の視点など非常に頭も整理できました。グループのメンバーにも恵まれました。ありがとうございました。
- ・同じ事例に対して立場が違えばいろいろな視点があり、楽しかったです。エコマップを活用した支援の組み立てもとても有効な手法だと思いました。
- ・シートに書き出してみると気づかなかった事にも気づき、関係性をはっきりしてくるものだと思います。知らなかって言葉や機関もたくさんあり、勉強になりました。
- ・グループ内でいろいろ話ができて、それぞれの仕事での知識や経験からも話ができて良かった。実際にはこんなにスムーズな話になりにくいと思いますが、同じよう思いで参加している人がたくさんおられて心強く思いました。
- ・各分野の方々からのご意見、示唆とても勉強になりました。
- ・気づきを得られる場でした。見方、捉え方とそれらの違いの中で行動を決めていく場として
- ・グループ内に各分野の方々（社協、障害相談員、社労士、弁護士など）がおられたので、大変参考になったし、横の連携を進めることで得られる情報、考え方、知恵があるのだと改めて実感できました。また、まずは対象となる方の思いを聞く、聴くという原点に立ち返り学ぶことができました。
- ・様々な視点での意見が聞けて良かった。
- ・様々な職種の方に関われて良かったです。
- ・実際の事例に触れることができて良かったです。
- ・いろいろな職種の方がおられ、いろいろな視点で考えることの大切さ、人とのつながりができたことは本当に良かったと思います。ありがとうございました。
- ・うまく話し合えました。
- ・チームでアプローチすることの大切さを学びました。援助関係を築いていくこと、自分で決定する過程を支えることの大切さを学びました。
- ・エコマップ等の言葉も知らないくらい未経験のことで、大変勉強になりました。今後学んで続けていきたいと思います。最後の事務局長の話もおもしろく、でも「支援を受けるのは嫌われている人」という話がとても心に残りました。
- ・他の専門職の話を聞く機会ができました。
- ・組み立て方、支援機関の種類等、利用の仕方が分かりました。
- ・職種の違うメンバーでいろいろな意見交換ができ、刺激になり、勉強になりました。
- ・皆さんの力での確な方針ができました。多くの人の力、知恵をもらい受けて進める大切さ、この自由に話せる関係者間の場作りが意思決定支援の礎になると思います。意思決定支援のチーム作りへ。「皆に嫌われている人」（→レッテル？）「人のつながりがいい

人」という言い方はどうでしょう？その生きづらさ、生きにくさを理解しての支援に思っています。

- ・色々な立場の方とグループワークできたことは大変良かったです。
- ・勉強させていただき、ありがとうございました。
- ・グループワークする中で社会資源ができ、本当に良かったです。

2、「良かった」

- ・正解がないので様々な意見が出て、自分にはない新たな視点を知ることができた。1つの事例を通して世帯全体の世帯員それぞれの思いを推測したり、課題をアセスメントしていく過程の大切さを知れた。
- ・支援対象者を関係者が囲むのですが、リーダーシップは自然発生的で良いのかを疑問に感じます。
- ・一つの事例をいろんな職種の方と議論ができたことは良かったと思います。その人のストレングスを保ってから支援を組み立てることが大事な事と改めて感じた時間になりました。
- ・佐藤先生の講義が聞きたくて参加したのですが、すごく深まる事例でとても勉強になりました。グループワークも参加させて頂いて良かったです。
- ・自分が介入していない部分の支援、他分野の方の意見が聞けて良かったです。
- ・専門職の視点でまとめてしまっていく工程に首をかしげることが多かった。まず、本人の意思と向き合ったり、ひも解くことは話に挙がらなかったのが残念。Cを悪者にするのは違うと思った。それぞれを元の生活に、も違うと思った。新しく作るイメージ、想像力が欠けていた。
- ・自分の知らない分野の人がたくさんいて勉強になりました。
- ・グループ皆さんの知恵でワークができました。感心しました。最後のレジュメで支援の輪が広がったこと、エンパワメントを実現できたことがよくわかりました。
- ・いろいろな立場の仕事の方々と事例を通じて話し合いができたので良かったです。
- ・様々な立場にある者がそれぞれの知っている情報・知識を出してくれたことで、自分が知らないことを補うことができた。事例を通して、支援を開始した後の支援者間のやり取りはこんな感じなのかなあという印象を受けた。紙ベースに起こすことで整理ができ、どこから介入（手を付けていくのか）していくのか判断しやすくなると感じた。
- ・難しい社会問題をまた話し合えることでリフレッシュできました。これからは説明できるようになればと思います。精進していきます。スカイブルー色になるように。
- ・(一つの事例を) 時間をかけてのグループワークはあまり行う機会がないので良かった。

研修概要

1. 日 時 平成31年1月18日（金） 10:00～16:00
2. 会 場 アクトシティ浜松 コンgressセンター 52・53・54 会議室
3. 参加者数 44人（市内 32人、市外 12人（無回答含）、県外 0人）
4. プログラム

- (1) 講義「権利擁護支援の基本」

講師：佐藤 彰一さん

（全国権利擁護支援ネットワーク代表・國學院大學法学部教授・弁護士）

- (2) 講義「意思決定支援とエンパワメント」

講師：佐藤 彰一さん

- (3) グループワーク（権利擁護支援ケースの事例検討）

権利擁護支援を軸にして

講師： 今井 友乃さん（NPO法人 知多地域成年後見センター事務局長・

全国権利擁護支援ネットワーク事務局長）

田邊 寿さん（社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部長・

全国権利擁護支援ネットワーク副代表）

5. 報 告

参加者は、NPO 法人で法人後見のスタッフとして従事している者、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等、日ごろ障害者や高齢者の権利擁護支援に携わっている者であった。午前中の佐藤氏による権利擁護支援の基本と意思決定支援、エンパワメントの講義は、従事者の基本的な姿勢や権利擁護の基本的な視座を再確認できる内容で、日ごろの活動を振り返るよい機会になった。午後の演習は、参加者がそれぞれ今後地域の中で、相互に連携し、共同していくべき人材であることから、地域の支援チーム作りのきっかけになった意義ある学びの機会であった。参加者それぞれが求めているニーズに合致し、高く満足の得られた研修であった。

作成者： 高木誠一さん・鈴木容子さん



権利擁護支援従事者研修

(1月18日・浜松市アクトシティコンgresセンター) アンケート集計結果

回答数：38

1) (A) お住まいは

都道府県		市区町村			
静岡県	38名	浜松市	26名	菊川市	1名
		湖西市	3名	藤枝市	1名
		袋井市	2名	吉田市	1名
		磐田市	1名	無記入	2名
		掛川市	1名		

(B) 職種(所属) ※複数回答可

1、自治体	0名
2、社会福祉協議会	1名
3、福祉職(高齢)	7名
4、福祉職(障害)	14名
5、法律職	0名
6、AS-J会員団体	2名
7、その他	14名

※無回答 2名

2) 本研修は何でお知りになりましたか? ※複数回答可

1、チラシ	12名
2、AS-Jホームページ	0名
3、関係機関	17名
4、友人・知人	3名
5、その他	4名

※無回答 2名

3) 「権利擁護支援の基本」「意思決定支援とエンパワメント」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変良かった	24名
2、良かった	13名
3、よく分からなかった	1名

1、「大変良かった」

- ・ 基本的なところが理解できました。
- ・ 権利擁護についてあいまいなところがあったが、今日の研修でよく理解できた。
- ・ 権利擁護がなぜ必要なのか、歴史的な流れから、現在の基本的な考え方を知ることができ、大変勉強になった。判断能力のない人に後見人が付いていれば安心というわけではなく、本人のためにきちんとアセスメントし、チームで検討し、悩み、寄り添っていけることができる後見人が必要だと思った。
- ・ 権利擁護について、分かりやすい説明でとても面白い講義でした。ありがとうございました。
- ・ 「代行決定」と「意思決定支援」の関係性を学べたことが良かった。
- ・ 多職種の方々や専門職の方々とグループワークを経験させて頂き、なかなか無い機会として、とても貴重な時間をありがとうございました。私は重度の障害者支援施設に勤めさせて頂いていますが、自分自身の支援について考えるきっかけになったり、利用者さんの意思決定について、考えるきっかけになりました。今後、学んだことを頭に入れて生かして支援していきたいと思います。
- ・ クライアント様やその家族を支えていく上で、立ち返るべき倫理観や考えるべきポイント。チーム支援の大切さを改めて考えさせられた。
- ・ 自主的最善、観察的最善、第三者的最善、それぞれの立場での利益について再認識した気がします。能力の推定については、日々思うことが多いですが、参考にしていきたいと思います。
- ・ 意思決定・代行決定…本当に難しい問題です。その時の状況に応じての判断という事ですが、やはりそこを1人で決定することはとても重いことです。その人の代わりに全てを決めるということですから…だからこそチームでというのは、本当にそうだと思います。みんなで考えながらという事がちゃんとできるシステムができていければと思います。
- ・ 松江判決についてはショックを受けた。「知らない」では済まされないと強く感じた。
- ・ 意思権利というより、社会的な役割ないし、市民としての責任を果たせなくきた人をいかに支援するかをソーシャルワークを実践してやってきている中で、視点を改める良い機会となりました。
- ・ 意思決定支援の現状が分かったので良かった。
- ・ 日々再確認要で忘れてはならないですね。
- ・ 本人の意思の大切さ、それを導く支援の大切さを改めて感じました。
- ・ 意思決定支援について悩みながら行っているケースがあり、とても参考になりました。
- ・ 普段の支援を客観的に振り返ることができました。
- ・ 話の内容が分かりやすく良かった。
- ・ 明快に権利擁護、意思決定支援の知識を深めることができた。

- ・重度障害者施設で働いていますが、利用者が障害者であり、高齢化も進んでいくため、意思決定については本当に大切なことであると思います。支援者の都合や支援のしやすさで様々な事を決定してしまう事のないように、利用者の思い、幸福、生きがいを大切にしていけないといけないと改めて実感しました。利用者の望む支援を理解することは容易ではありませんが、チームを組んで利用者のための支援を続けていきたいと思っています。ありがとうございました。

2、「良かった」

- ・意思決定支援と代行決定の違いが分かった。「支援者は悩むもの、悩む人こそふさわしい」と聞いて安心しました。
- ・本人の意思決定と支援者が思う本人の利益を考慮した決定との間に違いがある場合の難しさについて
- ・いろいろと難しい問題等もあるなと思われた。
- ・意思決定支援を目指すために支援者のアセスメントが大切であり、支援者の力量によって、その人の人生が左右されることが理解できました。
- ・もう少し実践的な事例を学びたかった。
- ・改めて自己決定、本人にとっての最善の利益を考えさせてもらう機会になった。
- ・意思決定支援と代行決定の違いを知ることができた。分かりやすかった。
- ・自己決定の支援、チームで関わることなど、粗目手整理ができた。誰にとっての正義？正義の定義は？もう少し深く聞きたかった。裁判になった事件の話について関わっていた福祉職らは何をしていたのか？！医療は？そこも怠慢では？
- ・権利擁護支援、意思決定支援というものが、どういうことなのか、どこに視点を置いていかなければならないのか、よくわかった。これからの支援に活かしていきたいと思った。先生の説明や興和も分かりやすく、楽しく聞くことができた。ありがとうございました。
- ・本人の意向を大事にする意思決定支援をもっと知りたいと思った。
- ・本人の意思と現実の状況の狭間に悩むことも度々あるが、あつて当然のことと改めて感じた、チームでの検討も積み重ねた判断の継続性も感じた。
- ・パワーポイントの資料があるとより良かったと思います。先生の講義はとても分かりやすく、勉強になりました。ありがとうございました。

3、「よく分からなかった」

- ・多少参考にはなったが、今の自分の仕事とは別と思う。理解ができない部分が多いが、自分自身の勉強不足もあるが、今日の勉強会（研修）を最終まで聞き逃さないように努めます。最後まで参加できて良かったです。ありがとうございました。

- 4)「グループワーク（権利擁護支援ケースの事例検討）」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変良かった	22名
2、良かった	15名
3、よく分からなかった	1名

1、「大変良かった」

- ・職種により視点が違い大変勉強になりました。今後、多くの問題を抱えた家族に関わらなければいけなくなるが、1人1人の課題も踏まえながら、1つ1つ解決して、総合的に支援していかなければいけないと思いました。
- ・課題を狭い視点で捉えがちだったが、課題の原因（Cさん）は排除しないで支援が必要ということを理解できた。複合問題の時は、広い視点とチームで連携ということを意識したい。
- ・午前中に意思決定支援について学んだのに、グループワークをするときに私自身の視点が欠落していたことを反省した。
- ・様々な場所にお勤めの方々に学ばせて頂きながら、一つの事例を考えることができて、貴重な経験になりました。ありがとうございました。
- ・皆で考えるメリットを感じられた。
- ・一緒に考えるということで、異なる視点もまた知ることができた。事例解説の中で「ご本人をどうしたらいいのか」「現実の直視」という話があった。十分このことは分かりつつ、ガン告知さえもなかなかできない日本の社会、認知症を疑われる中で、新しい問題であることを思う、日々の中で、教育の中でも自己決定のことなどを学べる機会の必要性を思う。
- ・ご本人の意思を考えながら、どこにどう繋ぐか…ということをととても深く考えさせられました。勉強になりました。
- ・普段関わったことのない職種の方と話すことができて本当に勉強になりました。
- ・様々な立場の人がグループ内にいたのが、他の人に知っていることをワークを通して共有することができた。他のグループの発表を聞き、さらにそのような社会資源があることも知ることができた。
- ・地域、職種、年代の違うメンバーが集まり、活発な意見を聞くことができた。
- ・グループワークの良さは、自分一人では気が付けないことがメンバーの中からたくさん出てくること。久しぶりの作業だったが、まとめ方も含めて気づきの方が多く、改めて勉強になりました。
- ・現場での支援の難しさ、介入の困難さ、気づき、学ぶことができました。
- ・自分だけでは気づけない視点も気づくことができて良かった。
- ・様々な視点の方たちと情報交換ができました。自分の知識のなさを感じました。もっと学びたいという意欲が高まりました。

- ・各職種の方の意見が伺えて良かったです。連携の必要性も再認識しました。
- ・最後の困難事例の解説のお話、非常に勉強になりました。ありがとうございました。
- ・グループワークを通してグループの方々と話をする機会があって良かった。
- ・多くのグループからエコマップや対応策など考え方や意見が聞けて良かった。
- ・様々な立場の方は、グループにいらっしゃったので、要支援者の周りにどのような機関があり、どのようなサポートがあるのか、より知ることができて良かったです。これからも、要支援者のための支援について、よく考え、その方の幸せの為に努力していきたいです。ありがとうございました。

※せっかくの他のグループの発表ですが、話が聞けても、模造紙の内容がよく見えなかったのが、残念でした。ビデオカメラで写して、スクリーンに映せるといいなと思いました。

2、「良かった」

- ・紙面に落とすことで分かりやすくなった。それぞれのエンパワメントに視点を置きたい。アセスメントと以降の確認を大事にしていく。
- ・自分の視点以外に気づくことができた。制度についても様々な角度から意見を聞くことができた。
- ・具体的に検討でき、勉強になった。個人的にももっと学習していこうと思った。
- ・いろいろな事業所の方と協力して行うことができた。
- ・演習など、こうやってみようという提案でも良いと思うが、それをできないと思うなど、現状で考えが固まってしまっている方が多く（自分も含め）それが、権利擁護支援を行う上で、良いなと思うので、常に柔軟な考え方を心がけていきたいと思いました。誰の支援をしているのかを常に頭に入れておきたいと思います。
- ・専門的な活動者のご意見も伺うことができて良かった。勉強になりました。ありがとうございました。
- ・配置後、間もない方もいたので「見立て」の説明を予めしても良かったと思う。グループワークではいろいろと話せて良かった。
- ・多事業所の人、多職種の人達と話し合いをすることで、考えること、見立て、支援の考え方の違いを感じることができて、とても良かった。このような場があると、つながりも増え、支援も豊かになるので、すごくいいことだと感じました。
- ・他の人の意見が聞けてとても良かった。
- ・いろいろな意見が聞けて良かった。本人たちの意向を大事に支援し、関係機関と協力していきたい。
- ・困難事例について難しかったが、グループの皆さんの意見が出て、とても参考になりました。
- ・他の機関の方の視点での見立てや意見をうかがえたことが参考になりました。

研修概要

1. 日 時 平成31年2月27日(木) 10:00～16:00

2. 会 場 前橋市総合福祉会館 第1・第2会議室

3. 参加者数 32人(市内22人、市外10人、県外0人)

4. プログラム

(1) 講義「権利擁護支援の基本」

講師：佐藤 彰一さん

(全国権利擁護支援ネットワーク代表・國學院大學法学部教授・弁護士)

(2) 講義「意思決定支援とエンパワメント」

講師：佐藤 彰一さん

(3) グループワーク（権利擁護支援ケースの事例検討）

権利擁護支援を軸にして

事例解説とまとめ

講師： 今井 友乃さん（NPO法人 知多地域成年後見センター事務局長・
全国権利擁護支援ネットワーク事務局長）

5. 報 告

研修会前半での講義では、権利擁護支援、意思決定支援の基本について学んだ。意思決定支援を行うにあたり、各々の局面で本人を取り巻くチームで協力し、本人が適切な判断ができるよう環境を整えていくこと、支援していくことの大切さを学んだ。

後半は4グループに分かれてグループワークを実施。提示された事例に対して、家族全体、家族各々の状況に対しての「見立て」とそれに対しての「支援の組み立て」について話し合い、グループ毎に発表し参加者全員で共有した。サービスの導入や制度利用、それぞれの役割分担等について意見が出たが、まずは、家族一人ひとりの思いを確認すること、そのために地域ケア会議等関係者が一同に集まれる場をもうけること等が挙げられた。

作成者：社会福祉法人 前橋市社会福祉協議会 高村 いくみさん

権利擁護支援従事者研修（２月 27 日・前橋市総合福祉会館第 1・第 2 会議室）
アンケート集計結果

回答数： 2 1

1) (A) お住まいは

都道府県		市区町村			
群馬県	2 1 名	前橋市	1 2 名	渋川市	2 名
	名	高崎市	3 名	吉岡町	1 名
	名	太田市	2 名	無記入	1 名

(B) 職種（所属） ※複数回答可

1、自治体	0 名
2、社会福祉協議会	3 名
3、福祉職（高齢）	9 名
4、福祉職（障害）	1 名
5、法律職	0 名
6、A S - J 会員団体	0 名
7、その他	7 名（生活支援員 1、地域包括 1、独立型後見・福祉相談事務所 1）

2) 本研修は何でお知りになりましたか？ ※複数回答可

1、チラシ	1 1 名
2、A S - J ホームページ	0 名
3、関係機関	7 名
4、友人・知人	1 名
5、その他	3 名（社会福祉士会 1、社会福祉協議会 1）

3) 「権利擁護支援の基本」・「意思決定支援とエンパワメント」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変良かった	8 名
2、良かった	1 2 名
3、よく分からなかった	0 名

※無記入 1 名

1、「大変良かった」

- ・非常に難しい問題だと思うが、今日の勉強会で「権利擁護」について理解できるようになりました。ありがとうございました。
- ・佐藤先生の講義、大変役に立ちました。意思決定の大切さといわゆる複雑なプロセスに

基づいて行われる意思決定支援の難しさを学習しました。

- ・本人の意思決定を尊重する点に常に悩むところです。
- ・講師の話が頭にするすると入り、大変分かりやすい講義でした。なるほど、権利擁護と成年後見を一緒に考えてしまうから分からなくなってしまうんだと理解できました。
- ・権利擁護＝成年後見と思っていましたが、日自をとっかかりにするのが理想と勉強になりました。
- ・最後の流れや分類、考え方についてとても分かりやすく解説いただいた。ありがとうございました。

2、「良かった」

- ・権利擁護についてイメージができた。
- ・もう少し具体的な例を色々お聞きしたかった。実際の権利擁護の介入時の様子と前と後の違い等も聞きたかった。
- ・ご講義ありがとうございました。基本的な事からよく分かりませんでしたが、何か正しいものがあるわけではなく、ただ権利擁護として何を指しているか説明できる状態にあることが大切だと本日のお話の中で捉えさせていただきました。ある人が自分のことを自身で伝えることができると良いが、自分の思いや意見を伝えられない方の代弁という形で黒子や黒衣、後見のような当人を表現できる支援をしていると説明するのは私としては良いと思うが、どうでしょうか。
- ・成年後見促進を掲げるのが目標ではなく、一人一人の権利擁護が目的であるという説明をお聞きし、改めて後見活動の中で意識して業務にあたろうと思いました。
- ・中核機関の流れがよく分かった。

3、「よく分からなかった」、印なし

- ・成年後見利用促進に対して否定的な発言をどう捉えるかで困った感が生じました。本研修の目的は…？自立支援事業を進めることが大きかったのでしょうか。本人の意思決定を大切にしながら、本人がメリットを感じられる成年後見制度を目指している者からは？？でした。

- 4)「グループワーク(権利擁護ケースの事例検討)」、「事例解説とまとめ」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変良かった	12名
2、良かった	6名
3、よく分からなかった	0名

※印なし 3名

- 1、「大変良かった」

- ・ケアマネが介入すると開けてびっくりな家庭はよくあるケースなので上手く関わってもらえるように相談機関に持って行くことが難しいと感じている。
- ・グループワークのフィードバックをありがとうございました。検討事例は誰にアプローチをどう行ったらよいかというよくありそうなケースでしたが、問題のある方の数が多く、また、キーパーソンになれそうな人もいなく、情報量の割に複雑さを感じる事例でした。それでもグループワークで話し合うことで、問題の糸をつかめることに改めて気づき、連携してアプローチし、働きかけることの実効性を活かしていけそうだと思います。
- ・専門職の方々なので活発な意見が出され、アプローチの仕方を頭に入れることができました。
- ・進行がよく分からなかったが、まとめの話がとても参考になりました。
- ・権利擁護が進んできたにも関わらず、実際にこのような生活をしている家庭もあるのだと改めて勉強させていただきました。問題が起きた時、誰がキーパーソンになるか、また一人一人の生活が潤っていけるような方法をとってやることが一番だと思う。仕事をやるにおいてその人の話をしっかり聴くことが何より大切といつも心に留めております。
- ・多問題家族について学べ、とても有効なグループワークでした。
- ・各立場のそれぞれの立場、考え方の発表を聞けました。

2、「良かった」

- ・色々な考え方、視野の持ち方を学べて良かった。
- ・中核機関について決めるのは行政なのに NPO や団体が「うちがやりたい」と考える状況に？ 行政が委託をして丸投げする状況にも疑問を感じます。
- ・権利擁護及び意思決定支援とグループワークとのつながりをもう少し工夫すればさらに良くなったと思います。せめてだれか1人でも意思が書かれていれば、午前と午後がもっと有意義にリンクしたと思います。

研修概要

1. 日 時 平成31年3月11日（月） 10:00～16:00
2. 会 場 岩手県二戸地区合同庁舎 1階 大会議室
3. 参加者数 56人（二戸地域内（4市町村）30人、二戸地域外20人、県外6人）
4. プログラム

（1）講義「権利擁護支援の基本と権利擁護支援ニーズへの気づきのポイント」

講師：上田 晴男さん

（PAS ネット理事長/いわき市権利擁護アドバイザー/
中土佐町権利擁護支援システム推進委員会委員長）

（2）グループワーク（権利擁護支援ケースの事例検討）

講師： 今井 友乃さん（NPO法人 知多地域成年後見センター事務局長・
全国権利擁護支援ネットワーク事務局長）

5. 報 告

全国権利擁護支援ネットワーク主催の本研修会は、岩手県内において初めて開催した研修会であった。開催地域はもとより、岩手県内や隣接する青森県などからの参加者も多く見られた。参加者の所属として、福祉分野を中心として、医療、行政等など幅広い分野が一堂に会し権利擁護支援について講義やグループワークを実践できたことは非常に有意義であった。特に、グループワークにおいては、多視点での意見交換ができたことは参加者の感想からも有意義であったことがうかがえた。

作成者： 特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター 所長 小野寺幸司さん



権利擁護支援従事者研修（3月11日・二戸地区合同庁舎）
アンケート集計結果

回答数：44

1) (A) お住まいは

都道府県		市区町村			
岩手県	35名	二戸市	11名	奥州市	1名
		久慈市	6名	釜石市	1名
		一戸町	6名	大船渡市	1名
		盛岡市	4名	軽米町	1名
		一関市	2名	滝沢市	1名
青森県	9名	八戸市	7名		
		田子町	1名	無記入	2名

(B) 職種（所属） ※複数回答可

1、自治体	11名
2、社会福祉協議会	16名
3、福祉職（高齢）	10名
4、福祉職（障害）	4名
5、法律職	0名
6、AS-J 会員団体	0名
7、その他	2名（民生児童委員協議会、病院各1）

2) 本研修は何でお知りになりましたか？ ※複数回答可

1、チラシ	10名
2、AS-J ホームページ	2名
3、関係機関	28名
4、友人・知人	1名
5、その他	3名

3) 「権利擁護支援の基本と権利擁護支援ニーズへの気づきのポイント」について、
ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変良かった	30名	※印なし 1名
2、良かった	13名	
3、よく分からなかった	0名	

1、「大変良かった」

- ・権利擁護について、分かりやすく説明を聞くことができた。頭ではわかっているけど、説明できる自信がなかった。
- ・この所、権利擁護の研修に参加させていただく機会が多く、いろいろな話を聞かせていただく機会が多くありますが、今日は、実務者の立場からの話の内容を聞かせて頂け楽しく聞けました。関わりの中で全体の問題を把握する事より、点としての問題を解決しがちな傾向があるので、今後の業務において気を付けていきたいと思いました。
- ・支援者は、いわゆる〇〇〇療法、△△△スキルというような手立てに頼りがち。人が人の生活を手伝うという当たり前の行為は、相手を心から認めることという「基本のキ」を学びました。子育てに似ているなど、もうとっくに終わってしまい後悔先に立たずの心境。祖父母が孫に対して持つ「寛容さ」が対人援助者にとって「肝」と腑に落ちました。貴重な学びを提供していただき、講師と主催者に感謝です。
- ・タイトルと講演内容が合致していたかは不明ですが、経験と知識がさすが豊富な方でしたので、要所、要所で話されるケース内容が興味深かったです。別枠でこれまで経験されたケースの情報提供もいただけたらと思いました。
- ・時間が短くて残念でした。分かりやすい説明で勉強になりました。権利擁護支援について勉強する機会が少ないので、とても良い機会になりました。
- ・時間が短かった。あと 30 分あればと思う。楽しい時間だった。
- ・意思決定支援が基本ということで、その中でも必要なものが「本人に分かるように伝えること」が大切であり、重要であることも分かりました。今後、支援に役立てていきたいです。
- ・権利擁護について、改めて学ぶことが出来ました。ケアマネの立場として、様々なケースで関わる機会が多くあるため、今後の業務に生かしていきたいと思っています。
- ・今、自分が関わり始めたケースと照らし合わせながら、考えさせられました。役割分担とスケジュールをしっかりと立てて、スピーディーな対応が出来るようにしたいです。自分らしいふつうの生活を支援者の独りよがりにならず、一緒に考えていけるようにします。
- ・事例を交えての講義だったので、非常に興味深く聴講できた。
- ・日常的に専門支援特別支援を行っているが、支援の要素としては至ってシンプルで支援に行き詰った際には、適時、適正、適量で考えることがカギになると実感した。
- ・多職種連携として、権利擁護支援をしていけると利用者の生活支援の幅が広がると思いました。
- ・「権利擁護」はそもそも何なのかということについて学ぶことができた。支援者がどうしたいかではなく、本人がどうしたいかをきちんと聞けるよう意識していきたい。フットワークが重めの病院からすると「会う」「現場に行く」という部分は辛いところではありますが、関係機関の皆さんに協力をもらいながらやっていきたいと思いました。

- ・本人の意思決定が成立してこそその支援がとても心に残りました。
- ・支援の3要素を忘れがち。再確認出来ました。
- ・支援者のセンスでアセスメントが変わってくるとのことで、センスを養っていけるよう努力したいと思いました。
- ・利用者へ対する考え方について勉強になった。
- ・最近の意思決定の部分のお話を伺いたかったです。
- ・権利擁護支援の深さや可能性を感じ、考えることができました。事例をもとにお話しただいたので、分かりやすく聞きやすいご講義でした。ありがとうございました。

2、「良かった」

- ・権利擁護と支援について、ゆっくり丁寧に講義いただきました。自身の支援の振り返りができて良かったです。
- ・ポイント、ポイントが分かりやすく良かった。基本をきちんと覚え把握できないと気付きへとつながることが出来ないと感じた。
- ・最初は何の話がしたいのかよくわからなかったのですが、後半、上田さんが今までに支援してきたケースのエピソードから支援の考え方や支援者のあり方について話していたのは大変参考になりました。
- ・支援の具体化～ニーズ評価と支援の組み立て～について、方法を知ることが出来たのが良かった。本人の意思をどのようにしたら確認出来るかという本質については、まだまだ勉強不足だった。専門員がやれる範囲は限定されており、何でもかんでも出来るわけではない。
- ・意思決定支援の講義も聞きたかったです。
- ・権利擁護支援や利用者ニーズの捉え方、支援者の意識すべきポイントについて再認識できた。
- ・考え方を増やすことが出来ました。
- ・パワポ資料にはない事例の話などが聞けて良かった。スーパーバイザーという役目もしている方なので、対応したケースでアドバイスしたらこうなったみたいなものも聞きたかった。
- ・現在の仕事では、直接相談支援をする場面が少ないのですが、福祉に携わっている者として、日々の業務に追われて忘れていたような視点、特に「本人の意思を尊重する」ことの大切さを改めて感じました。

- 4)「グループワーク（権利擁護支援ケースの事例検討）」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1、大変良かった	27名
2、良かった	14名
3、よく分からなかった	0名

※印なし 3名

1、「大変良かった」

- ・アセスメント→見立てのプロセスは自分一人では一面的になりがち。複数人の感覚が大事であることを学んだ。正解はないと思われるが、GWのトレーニングは何回も継続する必要性を感じた。
- ・事例解説があるのがとても良かったです。正解はひとつではないと思いますが、こういったやり方があるのだなと勉強になりますので。
- ・複数の機関が集まって、方向性が多様な可能性があるケースについて検討する機会はほとんどないので勉強になりました。
- ・違う職種の人たちでグループが構成されており、いろいろな方面から支援の仕方を検討できました。事例解説も分かりやすく、今後の参考になりました。
- ・それぞれの職種独自の見方で事例検討を行えて良かった。
- ・グループの仲間がとても良かった。色々な意見や取り組みなど、それぞれの立場の業務から話してもらいためになった。このように、同一地域にとどまらず、他地区の方々とグループワークは有意義である。事例解説も大変ためになった。学びの場になった。
- ・他機関が入ることで、色々な意見を聞くことが出来ました。とても勉強になりました。
- ・様々な職種が集まっていたため、その職種の考えや視点を学ぶことが出来ました。
- ・他市町村、他職種とのグループワークは良かったです。各方面からの働きかけのポイントも分かりやすかったです。
- ・本人、世帯を中心にした会議、置き去りにしない会議を改めて実施できる専門職でありたいと思う検討会でした。動きを具体化した支援を頑張ります。
- ・グループワークの時間も適切だった。事例解説が具体的で資料もあり大変良かった。
- ・多職種の方と話をし、また事例解説ということを知ることが出来、有意義な研修でした。
- ・いろんな職種の人が集まったので、意見が出てきて参考になった。今井氏のまとめで、意思の確認を求めようとする時に判断能力が障害されている人に対しては難しいと話をされ、とても共感した。本人のQOLが害されない程度に支援者が決めてしまっても良い場合もあるのではないかなと思う。
- ・色々な職種の方々と意見交換ができて良かったです。参加出来て良かったです。
- ・いろいろな職種の方々と、意見を出し合い、いろいろな視点で見ることの大変さと大切さを感じました。
- ・様々な方と検討することにより、多角的に考えることができ参考になりました。

- ・他の職種の方と一緒にいき、視点の違ひが参考になった。
- ・グループワークを通して、やはり話し合ひを持つことで、解決への道筋が明確になると感じた。
- ・時間があつという間でした。事例をどう見立てるか支援を考えるかは職種によつてもいろいろな意見があると思いました。
- ・支援を組み立てたうえで、誰がどうやってそこまでのプロセスを導くのか、GWの中で考えることの大切さに気付くことができました。メンバーの方が様々な引出しを持っている方々だったので、様々な状況に合わせたパターンを考えることが出来て良かったです。運営お疲れさまでした。

2、「良かった」

- ・グループワークを通じ、各地区から参加をしていたが、課題の解決の方向性が同じで安心しました。課題解決の共通認識のもとで活動していきたいと思いました。
- ・多職種の参加があり、いろいろな視点での意見交換ができた。現在と支援開始後のエコマップの比較により、支援の可視化が出来る。事例解説により、見落としに気づくことができスッキリした。
- ・色々な情報や意見がありとても参考になった。一つのケースだけでも色々な事業所の関わりがあり、初めて問題が解決できるのだと改めて感じた。
- ・事例検討より、今井さんがやってきた事や経験してきた実際の支援について、たくさん聞きたいです。
- ・他の職種の方の考え方が知れて良かった。事例検討について「事例検討は提示された情報のみで行う」ということが知れて良かった。
- ・様々な職業の方と話し合うことができて、為になりました。
- ・自分の視点と他所の視点、やはり話を聞くのは気づきになります。
- ・他参加者の視点が参考になった。また地域によつて、サービスの使い方や人員体制が異なることも参考になった。
- ・自分では気づかない視点などで物事をとらえることができました。社会資源について良くわかっていない部分があることも気づかされました。
- ・必要な情報は何かを見極め、本人、家族が必要としている支援を一緒に行うにはどうしたらいいのかを考えていければと思いました。支援者として困難事例を作らないよう、本人および家族の方と一緒に歩んでいけたらと思いました。
- ・見立て→組み立てるという所がむずかしかった。全体を見る視点を養う必要があると思いました。

Ⅱ、検討委員会

1、委員会概要

【開催日時・場所】

	日時	開催場所
第1回	5月13日 15:00～17:00	自団体事務所 (千葉県船橋市)
第2回	7月29日 15:00～17:00	
第3回	11月11日 15:00～17:00	
第4回	1月13日 15:00～17:00	

【委員】

氏名	所属
佐藤 彰一	特定非営利活動法人 PAC ガーディアンズ (委員長)
竹内 俊一	特定非営利活動法人 岡山未成年後見支援センターえがお
田邊 寿	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会
今井 友乃	特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター
本田 隆光	特定非営利活動法人 そよ風ネットいわき
森高 清一	特定非営利活動法人 権利擁護支援センターふくおかネット
尾崎 史	特定非営利活動法人 あさがお
水戸 由子	一般社団法人 ジャスミン権利擁護センター
吉藤 則彦	社会福祉法人 燕市社会福祉協議会
山田 隆司	特定非営利活動法人 東濃成年後見センター
上田 晴男	特定非営利活動法人 PAS ネット

【事務局】

氏名	所属
立石 絢子	一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

2. 委員会報告

日本財団助成事業 「権利擁護支援従事者現任研修の開催」 事業 検討委員会（第1回） 報告書

- ・開催日時： 2018年5月13日（日） 15時
- ・場所： 自団体事務所
- ・出席者： 佐藤委員、田邊委員、今井委員、森高委員、尾崎委員、
水戸委員、本田委員、吉藤委員、山田委員 事務局（立石）

1] 検討委員会日程について

今後の検討委員会の日程について確認された。

- 第2回 7月29日（日） 15時から 船橋事務所
- 第3回 11月11日（日） 15時から 船橋事務所
- 第4回 1月13日（日） 15時から 船橋事務所

2] 事業内容の確認

1、研修事業予定開催地

ブロック	日程	開催地	現地事務局団体（担当者）
北海道	11月2日	北見市？	津別町社会福祉協議会（山田さん）※決定
東北		二戸市	カシオペア権利擁護支援センター（関上さん）
関東		前橋市	前橋市社会福祉協議会（高村さん）
北信越		上越市	上越市社会福祉協議会
中部・東海			愛知県内
近畿		奈良市	奈良市社会福祉協議会（岡本さん）
中国・四国			中国地方（島根県？）
九州・沖縄			あんしん家族に打診中。薩摩川内市社協の可能性も

研修開催地決定に向けて

- ・北海道のみ、現地事務局決定。津別社協にて現地事務局を受ける。会場は北見が現地の地理的にはいいらしい。後は現地に任せる。
- ・東北は、カシオペアに視察の際に、依頼したが検討中、返事待ち。
- ・北信越は、運営委員の情報による。今後話を詰める必要あり。
- ・近畿は、ななつぼし視察の際に、現地からの依頼の声、今後打合せする。

日本財団助成事業 「権利擁護支援従事者現任研修の開催」 事業
検討委員会（第2回） 報告書

- ・開催日時： 2018年 7月29日（日） 15時
- ・場所： 自団体事務所
- ・出席者： 佐藤委員、田邊委員、今井委員、森高委員、尾崎委員、水戸委員、
本田委員、吉藤委員、上田委員 事務局（立石）

1、研修事業決定開催地

	日程	開催地	現地事務局団体（担当者）
1	9月17日	薩摩川内市	薩摩川内市社会福祉協議会（瀬戸口さん）
2	9月27日	柏崎市	柏崎市社会福祉協議会（大塚さん）
3	11月2日	北見市	津別町社会福祉協議会（山田さん）
4	11月30日	萩市	萩長門成年後見センター・萩長門成年後見支援センター （山口先生）
5	1月18日	浜松市	浜松成年後見センター（高木さん）
6	検討中	奈良市	奈良市社会福祉協議会（岡本さん）
7	検討中	前橋市	前橋市社会福祉協議会（高村さん）
8	検討中	盛岡市	成年後見センターもりおか

2、研修内容の検討

- ・講義講師： 佐藤彰一、上田晴男、熊田均
- ・ファシリテーター： 尾崎史、水戸由子、田邊寿、住田敦子、今井友乃

・講座形態

Aパターン

講義（①権利擁護支援の基本、②意思決定支援とエンパワメント）＋ワークショップ

Bパターン

講義（意思決定支援と成年後見制度利用促進の国の動向）＋ワークショップ

Cパターン

講義（成年後見利用促進法等の理解と意思決定支援）＋ワークショップ

- ・研修内容は現地事務局と協議し、現地の現状、ニーズに合ったものを行っていく。
- ・奈良は行政との協働開催を模索中、決定まで、時間がかかるようだ。
- ・前橋、浜松は今後現地に出向いて打ち合わせ予定。
- ・全国ネットとしても講師陣の開発が必要である。

日本財団助成事業 「権利擁護支援従事者現任研修の開催」 事業
検討委員会（第3回） 報告書

- ・開催日時： 2018年 11月11日（日） 15時
- ・場所： 自団体事務所
- ・出席者： 佐藤委員、竹内委員、田邊委員、今井委員、森高委員、尾崎委員、
水戸委員、本田委員、吉藤委員、山田委員 事務局（立石）

1、研修事業 参加人数

	日程	開催地	参加人数
1	9月17日	薩摩川内市	50名
2	9月27日	柏崎市	42名
3	11月2日	北見市	49名

2、今後の研修会開催日程

日程	開催地	現地事務局団体（担当者）
11月23日	萩市	萩長門成年後見センター・萩長門成年後見支援センター （山口先生）
1月9日	奈良市	奈良市社会福祉協議会（岡本さん）
1月18日	浜松市	浜松成年後見センター（高木さん）
2月27日	前橋市	前橋市社会福祉協議会（高村さん）
未定	二戸市	カシオペア権利擁護支援センター

3、前回からの変更点

- ・萩市での開催日：11月30日（金） → 11月23日（金・祝）
- ・東北ブロックでの現地事務局と開催地：
成年後見センターもりおか → カシオペア権利擁護支援センター
盛岡市 → 二戸市

4、その他

- ・8月にもりおかに、研修開催の依頼に出向いたが、今年度は10周年で忙しいので、来年開催が好ましいと言われ、カシオペア（二戸）での開催に変更した。
- ・萩に打ち合わせに行き、講師に初登場の住田敦子さんをお願いすることになった。
- ・今回から、研修の際に、パワーポイントの資料を配布しないやり方を取り入れたが受講生がしっかり話を聞いているようにみえる。このやり方もいいかもしれない。

日本財団助成事業 「権利擁護支援従事者現任研修の開催」 事業
検討委員会（第4回） 報告書

- ・開催日時： 2019年 1月13日（日） 15時
- ・場所： 自団体事務所
- ・出席者： 佐藤委員、田邊委員、今井委員、森高委員、尾崎委員、水戸委員、
本田委員、吉藤委員、山田委員 事務局（立石）

1、研修事業参加人数

	日程	開催地	参加人数
1	9月17日	薩摩川内市	50名
2	9月27日	柏崎市	42名
3	11月2日	北見市	49名
4	11月23日	萩市	38名
5	1月9日	奈良市	81名

2、今後の研修会開催日程

日程	開催地	現地事務局団体（担当者）
1月18日	浜松市	浜松成年後見センター（高木さん）
2月27日	前橋市	前橋市社会福祉協議会（高村さん）
3月11日	二戸市	カシオペア権利擁護支援センター

3、次年度に向けて

委員より、各ブロックの候補地および現地事務局候補の団体の意見聴取。

- ・北海道は、函館、旭川で開催を希望している。現地とのすり合わせが必要である。
- ・東北は、今年度できなかった、もりおかが希望しているので、二戸の研修の時に打ち合わせをする予定である。
- ・関東は、検討の余地がある。鶴ヶ島社協での開催もあり得る。
- ・北信越は、新潟県での開催が続いたので、飯田社協にでも問い合わせてみる。
- ・中部・東海は、愛知県での開催を検討する。愛知県全体が集まれる場所を検討するのもいいことである。
- ・近畿は、以前もだまさんが、代表の佐藤先生に講師として来てほしいようなので研修開催を提案してみる。
- ・九州・四国は、たけたねつとが、希望しているようである。確認してみる。

全日程を終えての振り返り

1、各地の参加人数まとめ

	日程	開催地	参加人数
1	9月17日	薩摩川内市	50名
2	9月27日	柏崎市	42名
3	11月2日	北見市	49名
4	11月23日	萩市	38名
5	1月9日	奈良市	81名
6	1月18日	浜松市	44名
7	2月27日	前橋市	32名
8	3月11日	二戸市	56名

2、各地の振り返り

<薩摩川内市>

この社協は、少ない職員で法人後見を行っており、市民後見人さんの活用や、チームで支援する事の大切さ、仕組みが重要だと実感していたようである。

<柏崎市>

対人支援者が、常に抱える悩み、これでいいのか？もっと他にやり方があるのではないか？といった思いは当然であり自然であるとわかった。気持ちが軽くなると、ともに支援の難しさを感じた。と意見があった。

<北見市>

普段は考えない「意思決定支援」について、話が聞けて良かったという意見が多かった。まだ、制度の周知が行き届いていない気がした。日本は広い。

<萩市>

本人の意思決定支援をしていくうえで、代行決定は権利侵害になるということを改めて気づき、プロセスを丁寧に支援する必要性に気づきがあったようである。

<奈良市>

意思決定支援と代行決定の違いの中で、代行決定を選ばざる得ないのは、支援者に能力がないという考え方が、支援者がいつも気になっていたところをはっきりしてくれたという意見があった。

<浜松>

意思決定に関しては、支援者の都合、支援のしやすさで、選んではいけないという大切に当たり前のことが伝わったようである。

<前橋>

成年後見利用促進について、否定的な発言に、疑問を残してしまったようだ。迷いの中、それでも、成年後見制度を利用している意図を伝える必要があった。

<二戸>

多職種連携として、権利擁護支援をしていけると。利用者の生活支援の幅が広がると思うという意見があった。連携の重要性が伝わってると感じた。

3、今後に向けて～この研修を通して～

国連の権利条約に批准した国として、今のままの成年後見制度の利用促進を図るということは、権利侵害を勧めるに近いことになる。そのために、この制度は最終手段だということを理解して使う必要がある。アンケート等を通してそのような意見がわかる。

- ・成年後見制度利用促進は、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が目標だとわかった。
- ・本人が考えられるように環境を整えることが大切。
- ・あくまでも、主役は本人である。支援者側から考えない。
- ・権利擁護についてわかりやすく話が聞けて良かったという意見が多い。普段は考える機会がないように思える。支援するには大切なことである。考える機会を提供できてよかった。

グループワークでは、総じて良かったことの要素に他人の話を聞けて良かったというのがある。支援に迷いや、難しさがあるなか、色々な人の意見に耳を傾けることは大切である。受講生自身が感じている。色々な立場の人の意見は大切である。丁寧なグループワークは必要である。

検討会の中から、研修後の地域の変化の声が拾えた。

- ・研修後、多職種での会議が、増えた。
- ・研修を上司が受講すれば、部下の支援者の支援行動への理解がすすむ。
- ・以前は、集まる自体、無理だと思っていたが、可能性があるかもと意識が変化した。
- ・研修をきっかけに、新たなネットワークができた。
- ・障害者支援者と高齢者支援者が、連携できるようになった。
- ・意識が積み重なることに、継続して研修を受けることのメリットを感じる。
- ・法律職と福祉職と一緒に学ぶ場ができてネットワークが構築される。
- ・研修で顔を見た関係者だから、ネットワークが広げやすい。
- ・外からの投げかけから、閉塞感がありがちな地元が繋がるきっかけになる。
- ・地域の多職種が同じ場で、権利擁護支援の話を聞くのがいいと思える。
- ・同じ事例を複数の人で議論することで、ファシリテーションの大切さがわかる。

(資料) 研修配布資料

1、 9月17日 鹿児島県薩摩川内市

権利擁護支援の基本と意思決定支援

2018年9月17日(月)
於：薩摩川内市総合福祉会館大ホール
全国権利擁護支援ネットワーク代表
国学院大学教授・弁護士
佐藤 彰一



今日のお話

- 1 権利擁護支援のことは
アドボカシーの要素
正義とケア(幸福のマーゴ)
- 2 意思決定支援をめぐる日本の議論
能力存在推定
意思決定支援と代行決定
- 3 基本計画の行方
実践交流会から
松江の事件を考える

権利擁護(言葉の整理)25p

- ・「権利擁護」は福祉の言葉です
英語では Protection and Advocacy
中国語・韓国語では、権益擁護？
法令上は？(権利と利益の擁護、権利擁護など・19法令)
・いろいろな使われ方があります。
対象 : 子供、女性、LGBT、患者、ホームレス、外国人
生活困窮者、高齢者・障害者、etc
私の定義(広いです)「なんらかの事情により、自分の思いや意見を他者に伝えることができず、社会的に不利益を受けている人(もっと広い人はものやこと)の代弁」
権利に特化した代弁定義は、日本独特？
タイプ :
Personal or Case (by prof, staff, carer, family, friend),
System, Self

アドボカシー(権利擁護)の要素 28p

人間としての尊厳を確保し、それぞれの良き生を支援する

- 1 自己決定の尊重
- 2 ご本人にとって最善の利益の確保
- 3 社会的承認・参加 (連帯性・エンパワメント・外向き・内向き)
1と2は原則一致(自己選択が本人にとつて最善)。しかし、支援者からみると違う場合。。バスターナリズムの介入？
主観的最善利益(ご本人が言うご本人の利益)
Vs 観察者的最善利益(支援者がご本人の思いと位置づけるご本人の利益)
Vs 第三者的最善利益(支援者が思うご本人の利益)
どれが「正しい」などは、言えない
しかし、「なにをしているか」は言える

正義とケアの共存は可能か



例えば

自分が認知症になって判断能力がなくなった時には、安楽死をさせてほしいと明確に述べている方が、認知症になってでたらめだけど、それなりの生活をしているときにどう判断するか。
ドゥオーキンによる幸福のマーゴの扱い。

まわりのいろんなことが、ケアと正義に関わってくる。

意思決定支援論の整理① 31p

◆「この人は判断能力が不十分であるので、できる限り本人の意思は尊重するが、判断能力が不十分なため、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人のことについて判断しなければならぬ」

能力不存在推定

7

正義の倫理	ケアの倫理
世界の中心に自己	世界の中の自己
公正・公平・不偏の実現	他者とのつながりの形成・維持
自立	相互依存・支え合う
理性	感情
公平に扱う、分け隔てしない	気づかう、思いやる
権利・義務	責任・応答 (responsibility)
ルール、原理に基づく判断	具体的状況の中での判断
普遍的 (一般的)	個別的 (特殊的)
対象からの距離	没頭、専心
(短所) 拘り定規、融通が利かない	(短所) 場当たり的、えこひいき

意思決定支援論の整理②

◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なり的人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」

能力存在推定 (パラダイム転換)

8

地域連携ネットワークの基本的仕組み
「チーム」「協議会」「中核機関」

① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者、後見人が「チーム」としてかかわる体制づくり

⇒支援の必要な人を見逃さない。本人と社会との関係性を修復
本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、孤立を防止。

② 地域における「協議会」等の体制づくり

⇒個別の協力活動(専門相談への対応等)
法律・福祉の専門職団体や関係機関が「チーム」を支援

ケース会議の開催

多職種間での更なる連携強化策など、地域課題の検討・調整・解決
家庭裁判所との情報交換・調整等

③ 地域連携ネットワークの中核となる機関（「中核機関」）の設置

權利擁護支援の中核機関を設置

⇒様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウを蓄積。

【協議会の事務局など、地域の連携の要。家庭裁判所との窓口役】

（註）救済は又種直（置）設で仕賣のな由也↑

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能
(基本計画p.11～p.15)

① 広報機能

② 相談機能

③ 成年後見制度利用促進機能

(a)受任者調整(マッチング)等の支援

(b)担い手の育成・活動の促進

(市民後見人や法人後見の担い手などの
育成・支援)

(c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

④後見人支援機能

⑤ 不正防止効果



○まずは、①広報機能や②相談機能の充実を。

➡ 成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で見出し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先。

➡ 保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において相談ができるよう、特に②相談機能の整備の優先を。

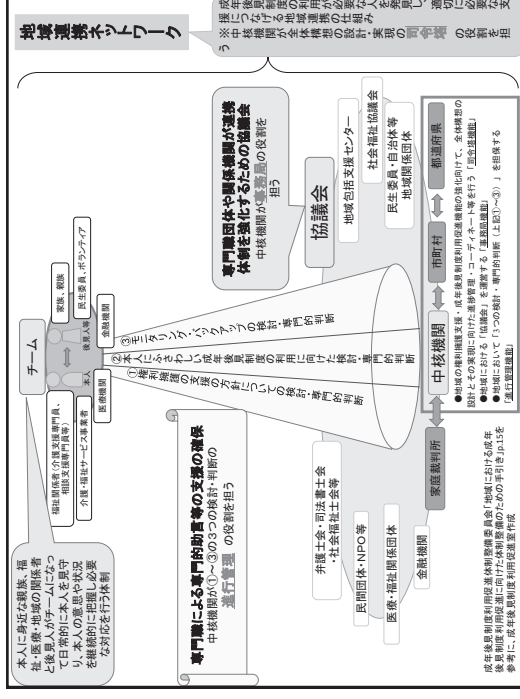
○ ③成年後見制度利用促進機能と④後見人支援機能:

↑ まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等を早期に設置。

➡ 各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備を。

○ 各地域における地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会、地域福祉計画に基づく各種機関、協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用。

○ 成年後見制度を利用している、支援の必要な高齢者・障害者・後見人の相談対応等も重要。



「利用促進」とは？①

○推進し、達成されるべきこと:

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度(法定後見、任意後見)は、そのための選択肢・手段

(促進法第1条) この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに基づき、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

「利用促進」とは？②

○重視していただきたい視点:

- ・「権利擁護」の光が届かないケースへの対応強化を図るには？
- ・成年後見制度を「利用すべき人が利用できる」ため、また「利用者がメリットを実感できる」ため、地域福祉と自治体がなすべきことは？

○権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」が目指すもの:

- ・ 発見⇒相談(早期対応から専門相談までのつなぎ)
⇒ニーズの精査
⇒必要な人に必要な支援(見守りであったり、法定後見であったり)が行き届くような地域づくり
- ・ 全国どこに住んでいても、契約取消・代理といった保護が求められる人には、成年後見制度が利用できること
(「基本計画」の「施策目標」に明示)

成年後見人は意思決定支援者か 144p

- ・ 行う役割は、代行決定
ただし法的効果を出すことができる権限あり
要するに法律上の事柄についての決定権が基本
- ・ その権限を使わないで意思決定支援することもできる
民法858条 必要職務か？ この条文の意思は広い

(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

成年被後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

- ・ 意思決定支援は、いろんな人が関わる＋支援の場も様々



黒子 黒衣



三つの問題 149p

- 法は、人を能力や意思のある人だとみているのか、ない人だとみているのか。支援者が困惑する。
- 代行決定をすれば良いのか、意思決定支援をすれば良いのか、すべて裁量。すべての人に意思決定支援を保障できない。
- 意思決定支援に名を借りた代行決定。

25

厚生労働省の意思決定支援ガイドライン

- 2015年策定 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- 成年後見ではなくて、福祉サービス事業者を念頭にしたガイドライン。
- 事業所ごとに意思決定支援計画と責任者を置く。
- 基本的な考え方はMCA2005を踏襲 156p
代行決定と自己決定支援の区別があいまい。

26

最近のガイドライン

- 「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の改訂について(2018)
- <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(案)に関する意見募集について
- <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&iid=495180007&Mode=0>
- 後見人等のための意思決定支援ガイドライン(大阪意思決定支援研究会)
- http://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018_0510.php

意思決定支援を受ける「権利」？ 159p

- 意思決定支援を要求して訴訟を起こせるか？ 官民の法律 160pの例
- 施設は契約(民民) 訴訟を起こせるか？
- 契約内容の一部になっているか？
- 後見人 民法858条(意思尊重義務)
平成29年1月16日松江地裁判決
賃金と社会保障1707号30頁以下
任務懈怠の後見人損害賠償を命じる判決
意思決定支援という言葉こそ使っていないが。

28

- ・平成13(2001)年9月5日成年後見開始の審判
同時に被告選任(司法書士)
- ・平成26(2014)年2月10日辞任許可 後任は別の司法書士
- ・(争点1)一度も本人と面談しなかった(状況把握) 裁量
- ・(争点2)家裁への報告が遅れる。義務違反 しかし損害なし
- ・(争点3)胃ろう造設後の食事契約(月額約4万) 義務違反
229万4874円
- ・(争点4)生命保険契約の締結 裁量
- ・(争点5)車椅子のレンタル(体に合わない・補装具費支給制度)
70万8000円
- ・(争点6)引き継ぎの遅れ 義務違反 損害なし
- ・(争点7)障害者年金の申請を取らなかった
財産管理として不適切
776万5017円

合計1076万7891円の支払いを命じる

- ・皆さんは、どう考えますか？
- ・一般的見守り義務はあるのか、ないのか
- ・定期的に見守るべきか(例えば一月に1回)
- ・チームで判断？ アセスメントシートと報酬？
- ・「日本の成年後見制度の現状と課題」
「賃金と社会保障2016年7月上旬号pp42-61
- ・「意思決定支援は可能か」法哲学年報2016(2017) pp57-71
- ・日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護が分かる意思決定支援」
ミネルヴァ書房(2018)
- ・「成年後見人の見守り義務などについて」賃金と社会保障1713号(2018年9月上旬号)pp19-34(松江事件の評釈)

恐るべきことである。最近出版された一冊の本——「痴呆症にかかった人の介護のために、『一日二六時間 (24-hour day)』を提供している全ての人に」献じられた——は、これらの患者の何人かの人生をぞとずと詳細に、最後の動けなくなった段階のみならず、それに至る過程にそとて描いている。

「しばしばメアリー (Mary) は不安になり、名状しがたい恐れをいだいた。(中略) 人々が現れ記憶が戻ってきて、やがて去っていくのであった。彼女は何が現実の出来事であり、何が過去の記憶なのかを語ることが出来なかった。(中略) 彼女のからだにつながれているチューブは神秘的であった。くる日もくる日も、彼女はどのようにして水を飲むのかを思い出すことが出来なかった。時には水は全部流れ去ってしまい、時には満水になったりしても、彼女はそれを止めることができなかったのである。(中略) メアリーは、家族が訪ねてくるときは嬉しかった。時には彼女は彼らの名前を思い出したが、それ以上にしばしば忘れるのであった。(中略) 彼らが彼女を抱きしめて愛撫するとき、彼女はそれが最高に好きだった」。

「ミス・ラミレス (Miss Ramirez) が彼女の姉に何度も何度も、今日は医者に行く日だと言っても、姉は、近所の人に二人がかりでひきづられて泣き叫びながら車におしこまれるまでは、車に乗ろうとはしなかった。医者にいく間中、彼女は助けを求めて泣き叫び、医者に到達するや否や彼女は走って逃げようとするのであった」。

「ルウイス氏 (Mr. Lewis) は靴紐を結ぼうとした時突然泣き出した。彼は靴をくずかき⁽¹⁾に投げ入れ、バスルームに閉じこもってむせび泣くのであった」。

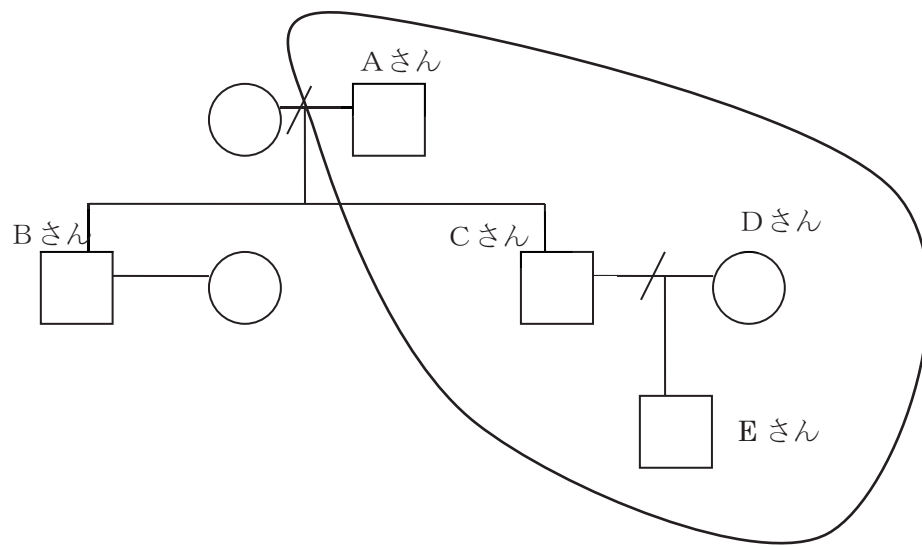
◆ マーゴは何者か？

アンドリュー・フールリック (Andrew Felle) は医学生であった時に、彼がマーゴ (Margo) と呼んだ五四歳のアルツハイマー症の患者に出会って、彼女のアパートを毎日訪ね始めた。彼女はそこで付き添い人の介護を受けていたが、アパートにはたくさんの鍵がかけられており、彼女が寝間着のまま夜中に部屋から抜け出して公園を彷徨しないよ

うにしてあった——彼女は、以前そのようなことをしていたのであった。マーゴはフールリックが到着するたびに彼が誰であるかは知っていると言ったが、決して彼の名前を言わなかった——彼はそれは単なる親切心からなのだろうと思っていた。彼女はミステリー小説を読んでいると言ったが、フールリックは、「彼女の読んでいるところが毎日思いつくままにとんでいることに気づいた。あるときは、本が数十ページ分折られていたことがあったのである (中略)」——「おそらく彼女は、イスに座ったまま、鼻歌を歌いながら前後にゆくりイスをゆきふり、気ままに居眠りをし、ときどき本の新しいページをめくることが快感だったのだ」と述べている。マーゴはアルツハイマー症患者のための美術クラスに出席していた——患者達は彼女も含めて皆、最後の死の直前を除くといつもとほとんど同じ絵を描いていたが、死の直前にはより幼稚な絵になるのであった。フールリックは、「マーゴは彼女の病気ににかかわらず、おそらくある程度はそれ故に、私がそれまで知っていた人々の中でも最も幸せな人の一人であることは否定しがたい」という事実に見えたと述べている。彼の報告によると、彼女は特にピーナッツ・バターとゼリー・サンドウィッチを食べるのが楽しかった。しかし彼は、「古い記憶が急速に薄れる一方で新しい記憶を蓄積できない場合に、いったいその人には何が残るのだろうか？ マーゴは一体何者なのであろうか？」と問うているのである⁽¹⁾。

◆ 痴呆症の患者の現在の人格と過去 (あるいは未来) の人格

今や私が以前に述べた発言を繰り返す必要がある——我々は常時痴呆であった人の権利と利益ではなく、過去に能力があつたにもかかわらず現在痴呆となっている人の権利と利益を検討しようとしているのである。従つて我々は、その人の権利と利益を検討する際に二つの異なつた方法で考えることになるであろう——我々が痴呆患者の現在の状況と能力に注目する場合には、その人が痴呆状態にある (demented) 人として考えるのであり、我々が痴呆患者の全体的人生の過程に注目する場合には、その人が痴呆状態になつた (has become) 人として考えるのである。例えば「現在能力を持っている人の自律性に関する権利」というものには、後日痴呆状態になつた場合には、たとえ自らが延命治療を懸



<家族の状況>

◎Aさんの状況

79歳男性で、7人兄弟の2番目。認知症があり要介護5状態でありながら、在宅で次男夫妻と孫たちと生活していた。しかし、H28.2頃より介護サービス利用料や社会保険料等を滞納し、滞納額は現在500万円を超える。年金は、月に19万円である。Aさん名義の家にみんな住んでいる。預金は現在28万円である。

◎Bさんの状況

45歳、長男。実家を離れ、県外でくらしている。Aさんたちには、かかわっている様子はないように見える。長距離トラックの運転手をしているらしい。

◎Cさんの状況

40歳、次男。Cさん家族は、Aさんと同居をしている。以前自宅で、ペット店を自営していたが、商標法違反の疑いにより逮捕され、H28.5に廃業。以後、うつ病で自宅療養中であり、本人の介護ができない状態である。H28.7に離婚をした。無職である。

◎Dさんの状況

37歳、次男の元嫁。Dさんは離婚後も同居しAさんの介護を続けていたが、仕事を始めた。しかし、Aさんが自宅にいる間は働けない状態で経済的にも苦しく、サービス料等払えない状況が続いている。また、自分たち家族の生活費を捻出するため、Aさんの年金を担保にし、融資を受けて生活していることが発覚した。お金がないはずなのに、中古の外車に乗っている。

◎Eさんの状況

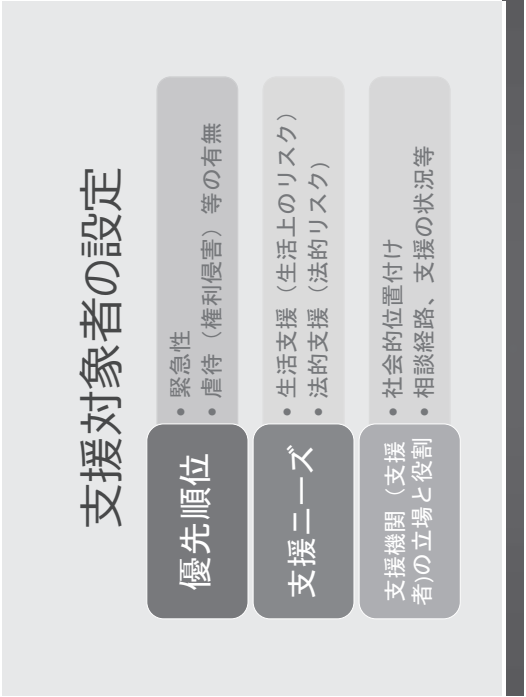
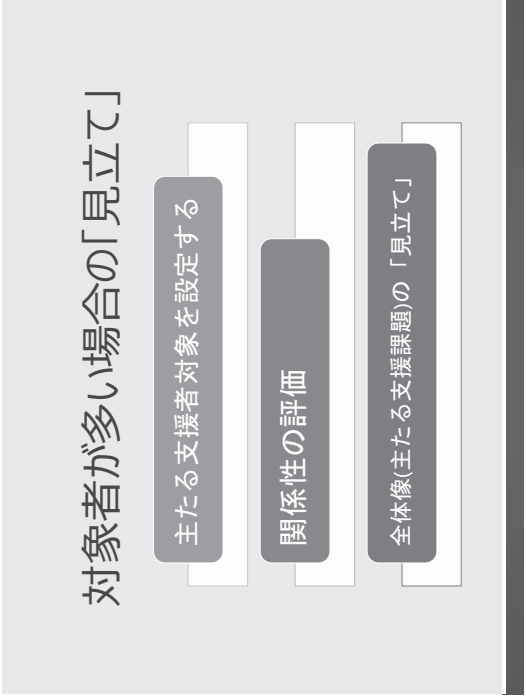
16歳、息子。電車で50分かかる都会の私学の高校に通っている。

親権は母。

今後どのように支援したらいいでしょう？

ワークシート

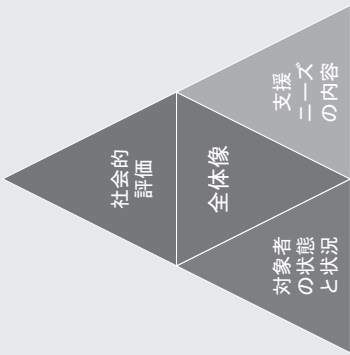
事案の「見立て」		
支援の組み立て	A さ ん	
	C さ ん	
	D さ ん	
	E さ ん	



関係性の評価

- 経済的状况
- 社会的役割
- 対象者との関係性

全体像（主たる支援課題）の「見立て」



事例解説

～事案の「見立て」～

項目	状況・状態
対象者の状態と状況	- 主たる支援対象はAさん - 要介護5、認知症、在宅（サービス提供状況不明） - 介護サービスや社会保険料滞納（不適切な金銭管理？）
関係性の評価	- Aに経済的依存（C、D、E） - Cは「うつ」、無職 - D変則的夫婦関係？ - E就学（状態等は不明） - 個々の関係不明
社会的評価	- Aの経済的虐待ケース（ネグレクト等は不明） - Cの社会的支援の状況不明（ネグレクト等疑い） - 金銭管理はD？

事例解説

～支援の組み立て～

項目	内容
Aさん	- 介護保険施設の利用（措置分離→その後に契約利用） - 成年後見制度の利用 - 金銭管理の分離
Cさん	- 医療ケア及び福祉サービスの確保 - 精神障害者手帳の取得、年金申請 - Dさんとの夫婦関係の確認、同居継続の意思確認 - 成年後見制度利用の要否評価
Dさん	- 夫婦関係の確認 - 同居生活の継続等の意思確認 - 就労支援 - 経済的支援
Eさん	- 生活状況に関する意思確認 - 就学保障

アンケートにご協力ください

本日は、権利擁護支援従事者研修にご参加いただき誠にありがとうございました。皆様からのご意見やご感想を今後の研修の開催に活かしたいと考えております。

1) (A) お住まい、(B) 職種 (所属) についてお尋ねします。 ※ (B) は複数可

(A) () 都・道・府・県 () 市・区・町・村

(B) 1. 自治体 2. 社会福祉協議会 3. 福祉職 (高齢) 4. 福祉職 (障害)
4. 法律職 5. AS-J 会員団体 6. その他 ()

2) 本研修は何でお知りになりましたか?

1. チラシ 2. AS-J ホームページ 3. 関係機関 4. 友人・知人
5. その他 ()

3) 「権利擁護支援の基本」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1. 大変よかった 2. よかった 3. よくわからなかった

4) 「意思決定支援とエンパワメント」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1. 大変よかった 2. よかった 3. よくわからなかった

5) 「グループワーク」、「各グループからの報告、事例解説とまとめ」について、

ご意見・ご感想をお書きください。

1. 大変よかった 2. よかった 3. よくわからなかった

ご協力ありがとうございました。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。(全国権利擁護支援ネットワーク)

2、 9月27日 新潟県柏崎市

その他の資料は、薩摩川内市と同じ

■権利擁護支援ってなに？

言葉の意味

三つの輪（生活支援・相談支援・法的支援）

権利擁護の要素（自己決定支援・生活利益・社会的承認）

■三つのエピソード（マンガ）

1) 家族の思いを尊重する？（私抜き）

2) 私の言うことを尊重する（アセス抜きで孤立させる）

3) 権限がないとなにもできない？

■正義とケアを考える。

幸福のマーゴは何者か

※Dworkin の回答 ロナルド・ドゥオーキン（水谷英夫・小島妙子訳）『ライフズ・ドミニオン——中絶と尊厳死そして個人の自由』（信山社出版, 1998 年）

※もう一つの声 Carol Gilligan, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Harvard University Press, 1982

■意思決定支援とはなにか

パラダイム転換（能力不存在推定から能力存在推定へ）

パラダイム転換からみた代行決定

意思決定支援の倫理と担い手

権利条約をめぐる混乱

我が国特有の混乱

■成年後見人は意思決定支援者なのか？

民法 858 条（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）

「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」

ガイドラインは？

後見人等のための意思決定支援ガイドライン（大阪意思決定支援研究会）

http://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018_0510.php（大阪弁護士会のサイト）

■平成 29 年 1 月 16 日松江地裁判決

賃金と社会保障 1707 号 30 頁以下 任務懈怠の後見人に損害賠償を命じる判決

平成 13（2001）年 9 月 5 日成年後見開始の審判 同時に被告選任（司法書士）

- ・平成 26（2014）年 2 月 10 日辞任許可 後任は別の司法書士
- ・（争点 1）一度も本人と面談しなかった（状況把握） 裁量
- ・（争点 2）家裁への報告が遅れる。 義務違反 しかし損害なし
- ・（争点 3）胃ろう造設後の食事契約（月額約 4 万） 義務違反 229 万 4874 円
- ・（争点 4）生命保険契約の締結 裁量
- ・（争点 5）車椅子のレンタル（体に合わない・補装具費支給制度）70 万 8000 円
- ・（争点 6）引き継ぎの遅れ 義務違反 損害なし
- ・（争点 7）障害者年金の申請を取らなかった

財産管理として不適切

776 万 5017 円

合計 1076 万 7891 円の支払いを命じる

■「わがまる」の地域福祉計画でこんな事例はどうなっていくのでしょうか？

参考文献

- ・「意思決定支援は可能か」法哲学年報 2016(2017) pp57-71
- ・日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護が分かる意思決定支援」ミネルヴァ書房（2018）
- ・「成年後見人の見守り義務などについて」賃金と社会保障 1713 号（2018 年 9 月上旬号）pp19-34（松江事件の評釈）

3、 1 1 月 2 日 北海道北見市

成年後見制度利用促進法等の理解 と 意思決定支援

平成30年11月2日(金)／北見市
弁護士 熊田 均
(愛知県弁護士会)

はじめに

◆現在の成年後見制度は、平成12年4月に施行されました。まもなく20年を経過します。評価と弊害が種々言われています。このなかで、平成28年4月に成年後見制度利用促進法(以下、利用促進法といいます)が制定されました。この法律は、平成28年から平成33年の5年間に国において成年後見利用促進を推進せよとの法律です。それに基づき平成29年3月に国で「成年後見利用促進計画」が閣議決定されました。この促進計画の中で成年後見制度における「意思決定支援の推進」が規定されています。まもなく5年計画の折り返し点を迎えます。この中で意思決定支援の整理が必要になってきています。

今日の話の概要

- i. 成年後見制度の現状認識
- ii. 成年後見制度利用促進法制定の経緯
- iii. 成年後見制度利用促進法の今
- iv. 意思決定支援とは

i. それではまず成年後見制度 の現状認識から

平成29年1月～12月の成年後見事件概況

(カッコ内は昨年の数字)

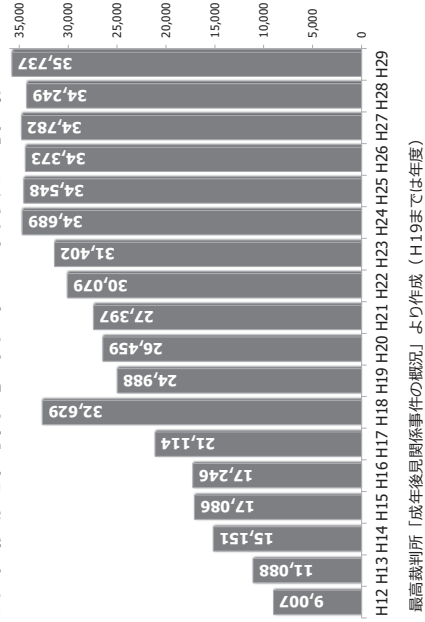
- ①件数総数: 3万5737件 (3万4249件)
後見審判2万7798件 (2万6836件)
任意後見804件 (791件)
- ②審理期間: 申立から決定まで2ヶ月以内約79%
- ③申立人: 本人・親族が70%
市町村長申立が全国で7037件・27. 6%
(6469件 全体の18. 8%)
- ④本人の男女別:
【男性】80歳以上34. 6% 70歳代24. 4%
【女性】80歳以上63. 9% 70歳代17. 5%

平成29年1月～12月の成年後見事件概況

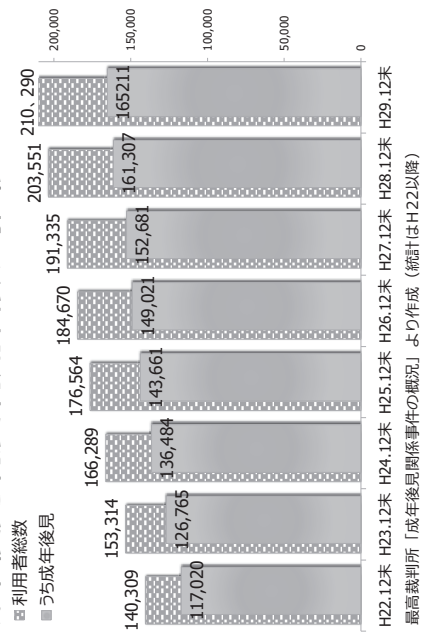
(カッコ内は昨年の数字)

- ⑤申立の動機: ・財産管理処分 2万9477件
・不動産処分 6532件
・介護保険契約 7007件
・身上監護のため 1万3312件
・訴訟手続 1952件
- ⑥鑑定: 鑑定省略9割強・鑑定期間1ヶ月以内が6割弱
鑑定費用5万円以下約58%、5～10万円約40%
- ⑦後見人等: 親族 26. 2% (28.1%)
第三者 73. 8% (71.9%)
【内訳】弁護士7967件、司法書士7967件、社会福祉士7967件

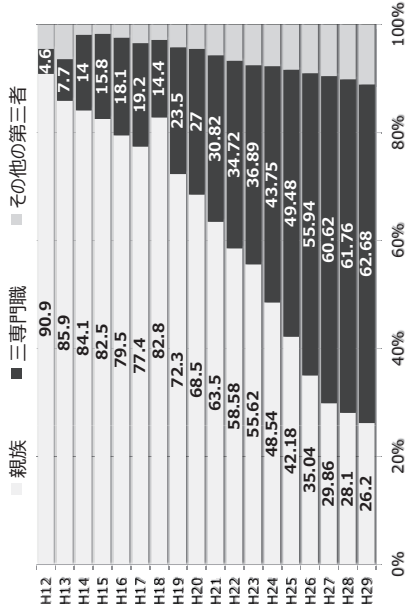
成年後見関係事件申立件数の推移



成年後見制度利用者数の推移



親族後見人と第三者後見人の比率



【確認①】成年後見制度は一定の財産がある人のための制度か？

- (1) 平成12年の施行後、当初はそのようなイメージであったことは確かである。
- (2) しかし、高齢者や障害者の中には、
 - ① 年金の入る通帳が管理できないため、入所・入院費用や家賃が支払えない
 - ② 福祉サービスが必要だが、福祉サービス契約が締結できない
 - ③ 年金しかないのに、多額ではないが訪問販売で不要なものを購入してしまう
 - ④ 親族が年金を管理してしまい、本人にとって必要な支出（福祉サービス費用等）ができない

【確認①】成年後見制度は一定の財産がある人のための制度か？

- (3) 成年後見制度は、財産管理と身上監護方法の決定のために利用されるものであるが、「大きな財産の管理」だけを念頭におくものではなく、本人が「普通に地域で暮らせるための手助け」・・・「生活支援」のための制度であることを確認する必要がある。
- (4) そして、多くは誰もが人生の最後のステージでは生活支援の対象者になりうる。

安心して暮らすためには、成年後見制度という「装置」が必要になり、それは「地域」で準備する必要がある。

【確認②】成年後見制度は権利擁護支援のツールの一つに過ぎない？

- (1) 高齢者・障害者が地域で生活をしていくためには、自分以外の人や組織から支援が必要となる場面がある。福祉サービスにより生活の支援を受けたり、自分の権利を護ってもらったり色々な場面がある。
- (2) この中で、権利擁護支援の方策の一つとしての成年後見制度がある。裁判所が関与し「枠組み」がはつきりし権限が明確？等のメリットはあるものの、種々の弊害もある。
⇒ 利用すべき場面は多々あるが、他に支援方法を検討すべき場面もある。

まとめ

1. 「使いにくい」面が種々あるといわれながらも、利用者が増大していること（一部停滞面もみられるが）
→ 毎年実数が1万人以上増えている
2. 今後、後で述べる促進計画が進んでいくなかで、「潜在的需要」が表にでてくる可能性があること
→ マグマ？みたいなものか？
3. そうすると、適切な成年後見制度が「地域」で実施されるような機関（啓発・相談・促進・支援等）が必要となる。⇒ 中核機関の設置へ
4. これがないと、高齢者や障害のある方の生活が保障されないことになる。



利用促進法の制定の経緯

成年後見制度利用促進法の制定

- | | |
|----------------|----|
| (1) 平成28年4月 5日 | 成立 |
| (2) 平成28年4月15日 | 公布 |
| (3) 平成28年5月13日 | 施行 |



促進のための課題を意識した法律にはなっている

この法律は何を目的に作られたか？

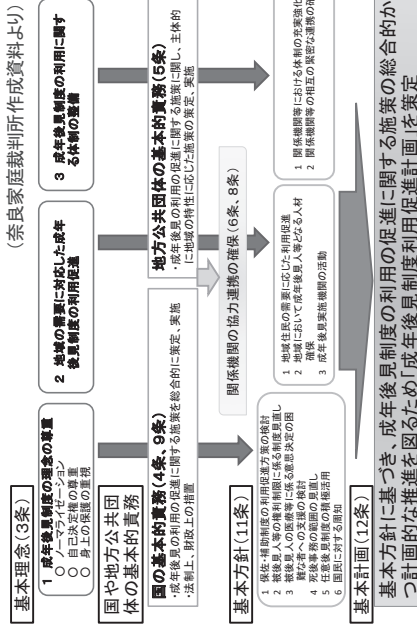
【議員立法提案者意見（自民・公明各議員）】

- ◆ 「成年後見制度は高齢者や障害者を支えるための仕組みとして必要」「しかし残念ながら利用を想定される方の人数ほど同じ制度が利用されていない」「こうした現状をふまえ、成年後見制度の利用促進を図るため、関係機関の連携を強化すべく体制を整備する国としての基本理念を定める必要がある」（但し、「現行法」での推進を図る（運用改善は念頭に置くが）抜本的な変革は行わないという制度設計で以後議論された）

この推進計画を策定のために「内閣府」に成年後見制度促進会議（議長・内閣総理大臣）を設けた。

（詳細は、「成年後見2法」 創英社／三省堂／大口他）

成年後見制度の利用の促進に関する基本理念、基本方針と国、地方公共団体の基本的責務



同法成立に対する普通？の考え①

1. 必要な人に未だ利用が広がっていないことは事実であり、その意味では促進が必要であることは事実である。認知症高齢者や障害のある方(合わせれば700万人くらい？にはなる)をふまえれば、20万人という利用者の数はあまりにも少ない。その意味で必要な人が利用できるように、国として制度設計することは不可欠である。
2. しかし一方で、現状の成年後見制度には種々の欠陥もある。今回の利用促進法は、この問題点を一応意識しつつも運用改善によって対処しようとしている点に止まっている感がある。「それでは足らず、制度改革はいずれ、本来、必要であるとの意見あり」。

同法成立に対する普通？の考え②

3. とはいくものの、まずは成年後見制度利用促進の立場でできた法律に基づき「少なくとも」現在の成年後見制度の問題点を整理し、「阻害事由」(目詰まり)を究明し、促進を図ることに一定の意義はある。
- ➡ 概ね、このような問題意識の下、議論が進められた。

「各種高齢者団体・障害者団体の代表と専門職団体(弁護士・司法書士・社会福祉士)の代表と研究者により、成年後見制度利用促進委員会が設けられ、ここで意見書を取りまとめ、促進会議が利用促進基本計画を策定する」とことになった。

基本計画を実施する関係者の責務に関する種々の条項

【利用促進法の抜粋】…法はこのように規定している

第4条(国の責務)

国は基本理念にのっとり、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第5条(地方公共団体の責務)

…施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第9条（法制上の措置等）

政府は、第11条（利用促進の基本方針が定められている）に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置を速やかに講じなければならない。

第10条（施策の公表）

政府は、毎年1回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第23条（市町村の講ずる措置）…抜粋

(1) 市町村は「当該市町村区域における成年後見制度の利用促進に関する施策について基本計画を定めるように努めるとともに成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努める。

(2) …利用促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のために、条例で定めるところにより、審議会その他の合議機関を置くよう努めるものとする。

第24条（都道府県の講ずる措置）

都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

第6条（関係者の努力）

成年後見等実施機関及び関連事業者は、基本理念の通り、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

附則第1条～6条…（ここで書かれていることは）要するに

1. 平成28年5月から内閣府が所管し基本計画を作ります。
2. 基本計画作成等2年（平成30年5月まで）は、内閣府はいろいろしますが、経過したら内閣府は権限を離します。その後の責任主体は政府になります。
3. 2年経過後からは、庶務事務局は厚生労働省において処理します。

→ 予定通り、

本年5月以降は厚生労働省所管となった。

まとめ②

1. 国は法に基づき、いわゆる「促進計画」という「ロードマップ」は作った。
2. これが、今、地域におりて来ている。地方行政関係者の責務に関する法律上の条文は、これを示している。
3. 財政上の措置の範囲がいまいや市町村や都道府県の責務が「努力義務」であること等があるが？
4. ⇒一定とりあえず、「市町村の体制作り検討」のため平成30年度では人口10万人あたり300万円の地方交付税の財政措置がなされた。

iii.

成年後見利用促進法の今

「成年後見制度利用促進基本計画」の概要

【目標は4点】

基本計画において掲げられた施策の目標

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善
2. 全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る
3. 後見人等による不正防止を徹底するとともに利用しやすいさとの調和を図り安心して利用できる環境整備
4. ※成年被後見人の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す

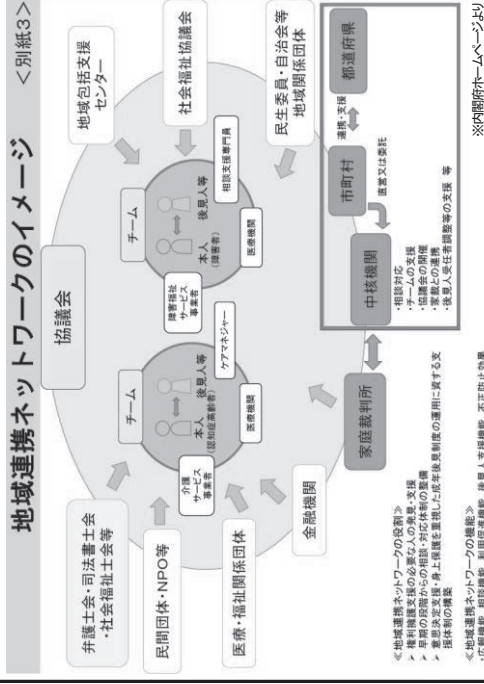
総合的かつ計画的に講ずべき施策

【以下の8点が掲げられている】

- ① 利用者がメリットを実現できる制度の運用・改善（身上保護の充実）
 - 意思決定支援を行うための指針の必要性
 - 本人の意思・身上監護に配慮した後見事務ができる適切な後見人を選ぶこと・・・後見人の適切な交代も視野に入れること
 - 後見・保佐・補助の判別が適切にできるようにする（診断書のあり方も考える）
- ⇒（平たく言う）（必要な人に届くこと、ニーズがないのではなくニーズに気づいていない、全国どこでも使えるようにする）

総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ② 権利擁護ネットワークと中核機関の設置《後述》
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすいとの調和
 - 現行の「成年後見制度支援信託」(後見人の管理する大きな預金は信託銀行に預け、その入出金には裁判所の指示書がいいるとのシステム)と並立・代替する新たな方策の検討
 - 専門職団体は監督機能として対応を強化する。
- ④ その他制度利用の促進に向けて取組むべきこと
 - 任意後見制度のメリット等の周知・相談対応
 - 成年後見制度利用に係る費用助成



総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ⑤ 国・地方公共団体・関係団体の役割
- ⑥ 成年被後見人等の医療・介護にかかる意思決定が困難なものへの支援
 - 「関係者」の対応の指針・成年後見人等の具体的な役割等を検討する。
- ⑦ 成年被後見人等の権利制限にかかる措置の見直し…いわゆる欠格条項問題
- ⑧ 死後事務の範囲…平成28年10月に施行された改正法の施行状況をふまえながら

自治体における体制整備プロセス

ステップ1 理解と意識化

手引き(平成30年3月に国の委託を受けて作ったもの。以下、「手引き」と略する)を参考書に。

手引きによれば、

- ◆ 成年後見制度利用促進法の内容を理解する。
- ◆ 国基本計画を理解する。
- ◆ いっまでもに中核機関・協議会・市町村計画を作るか決める、イメージする。
- ◆ 所管の課を決める。

自治体における体制整備プロセス

ステップ2 整備のイメージ作り

1. 中核機関、協議会、市町村計画について

手引きによれば、

- ◆ 先進自治体を視察する
- ◆ 同規模自治体の照会をする
モデルのイメージ作り
- ◆ 手引き20～21頁に中核機関のイメージあり
(これを深めたものが手引き72～73頁)

中核機関	何をする機関にする？ 人員規模は？ 委託方式？補助金方式？
協議会	取り扱う内容の確認 従来の代用可能な協議会委員会を利用 設置の根拠(条例？内部要綱による設置？)
市町村 計画	作るのが望ましいが・・・ 単独か広域か？ 地域福祉計画と連動させる？ことが現実的？

(1) 市町村の責任で、「中核機関」「連携ネットワーク」の準備に入ることになるが、現状では、「ほとんどの市町村が様子見」状態

⇒「降って湧いた」感があり、まだ「雲をつかむような状態」かもあれないが、少しずつ動きが

(2) 地域で、後見に関わる人々が「声をあげて」「関心を誘導して」下さい。

「まずはそろそろ考えてみませんか？」
「一緒に勉強してみませんか？」

以下、考えてみる内容

① 広報・啓発

「広報・啓発」には、工夫がいる

- (ニーズに気付ける人への働きかけ等)
- ⇒ ニーズがないのではなく、ニーズに気づいていない
- ⇒ 行政が一軒一軒回ってニーズをとることは無理
- ⇒ 一次的相談機関や行政の他部署からの情報がきちっと「繋がる」ように。

② 相談受付・アセスメント

支援の必要性、その内容の検討等
⇒ 後見制度かそれ以外の見極め。本人の事前の意思は？

③ 利用促進(申立支援、候補者の判断)

(申立支援を行い、誰が適切な候補者かを判断し推薦する)

- 申立の支援を行う⇒申立人(親族等)の利益中心にならないように
- マッチング⇒親族受当事案・法律職、福祉職受当事案・市民後見人受事案の見極め⇒「本人にとって最もよい後見人は」、親族の納得(説得?も)あれば
- 裁判所とのイメージの共有が必要

いわゆる基本計画に定められた「マッチング機能」をどこが担うのかの準備が必要

④ 後見人支援機能

親族等支援機能は、相当範囲が広がるはずである

- A) 現在の、後見人の7割が第三者・3割が親族という不正常的状況は改められるべきとの共通認識?
現在でもそうだが、親族後見にゆり戻しがあった時にはこの支援が相当大きくなることは確実
...後見人は一般に孤独?
- B) この支援に関して、行政と中核機関候補団体が協議して煮詰めることが不可欠
- C) 親族後見人等の情報を裁判所から行政はどう受領するか?

⑤ 不正防止効果

④の中で、相談支援を行うことで不正防止を図る?

不正を見つけた場合は、裁判所へ連絡?

(この扱いをあまり軽々とすると、親族後見人の信頼を失う?)

...悩ましい面もある。

「ここに相談なんかすると裁判所に通告される、相談には行かないよ」と思われることにならないか?

自治体における体制整備プロセス

ステップ3 具体的な推進方策検討

手引きによれば、

1. 自治体としての方針の検討
担当部署を決めて「そこが主体となって」中核機関の設置、機能等を推進させる。(中核手引き61頁・協議会手引き62頁・市町村計画手引き94頁)
2. 内部の合意形成

自治体における体制整備プロセス

ステップ4 推進方策合議・確定・通知

手引きによれば、

- ◆ 外部を交えた詳細検討・合議・確定
... プレ協議会を開き、内容を確定させる。
- ◆ 家庭裁判所との調整
- ◆ 各種計画(地域福祉計画等)の改定時期との連動
- ◆ 予算確保・次年度事業計画等への反映
- ◆ 周知

iv.

高齢者や障害者の意思決定支援

1. これまで前半の議論は、成年後見制度の欠陥を意識しつつも成年後見制度利用促進法の話をしました。
2. 後半はこれをふまえつつ、障害者権利条約の理念をふまえて、高齢者や障害者の方の「意思決定支援」のあり方についてお話しす。

意思決定支援という概念について

確定していないが...

少なくとも下記は共通

- ① 障害者権利条約に影響されている
- ② 今まで守られる対象でしかなかった人たちが障害のない人と同様に、障害があろうがなかろうが、主役とする。支援者は環境整備のための脇役
- ③ 自己決定支援型の徹底

「多くの関係者」は「この言葉」は理解していると思われるが...?

国連障害者権利条約について

1. 日本は、平成19年に外務大臣が署名し、
2. 国会が平成25年12月4日に国会議決し、批准して、
3. 平成26年2月19日に国内的に効力を持ちました。

批准された障害者権利条約と成年後見制度の関係は？

～現行成年後見制度は、障害者権利条約12条との関係でかなり問題あり？～ 注意点

平成25年12月4日 国会承認
平成26年2月19日 効力発行

- (1) 1項 障害者は「法律の前に等しく認められる権利」を有する
- (2) 2項～4項 「法的能力の享受」「能力を行使するにあたって必要とする支援を行う」この支援は「意向の尊重・状況に応じて適合する範囲・可能な限り短い期間・公平な当局、司法機関による定期的な審査」

障害者権利条約の基本理念

『今まで「守られる対象にすぎなかった」人々を、障害がある人もない人も人生の主役として自分らしく生きるという、ごくごくあたり前のことを確認するもの』

成年後見制度が「保護の客体」という発想で行われようとすると・・・本人のためによかれと思い代行決定(勝手に決めてしまう)をすると、本人の自己決定が過剰に侵害されているとの問題を生む。

障害者権利条約12条第2項

「障害者があらゆる側面において他の者と平等に法的能力を有する」

日本の後見制度は、後見人(保佐を含む)に、本人の行為に対する**広範な取消権**を与えていることが問題となる。

同第3項

『判断能力が不十分な者の支援・保護の手法を従来の代理・代行によるものから「支援付意思決定」(意思決定支援)に転換すること』を求めている。



成年後見制度は、後見人による「**広範な代理・代行**」権限を認めていることが問題となる。

その他 同第4項

「法的能力を行使する際の（制限に対して）濫用防止すること」

～「本人意思の尊重・本人の状況に応ずる・可能な限り短い期間・公平な当局による定期的な審査」が規定されている。



日本の後見制度は、「期間無制限」で「定期的な再審査の規定」がなく「後見が宣告されれば一律に本人の行為を制限することが認められている」点が問題となる。

条約12条「第3項」にいう意思決定支援の意味

意思決定支援という言葉が色々な場面で使われている。

- **障害者基本法23条(相談等)**「国及び地方公共団体は障害者の意思決定支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他に対する相談業務…」が適切に行われなければならない」
- **知的障害者福祉法(支援体制の整備)**「市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、この章に規定する更生活護、日常生活及び社会生活を総合的に支援するため」
- **障害者総合支援法42条(サービス事業者の責務)**「…福祉サービス事業者は…障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者の意思決定支援に配慮するとともに…」

今までの意思決定支援のイメージ

1. 本人の意思をできる限り尊重して、決めますが、困難な時には、本人のためによかれと思ふことを決める。
2. 本人が適切でないとの判断をするときは本人を守るために、本人の最善の利益ふまえて決める。



しかし、本人が決めていえるか…
本人が主役か？

意思決定支援論の整理①

(佐藤彰一教授の整理)

- ◆「この人は判断能力が不十分であるので、できる限り本人の意思は尊重するが、判断能力が不十分なため、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人のことについて判断しなければならない」



能力不存在推定

意思決定支援論の整理②

(佐藤彰一教授の整理)

- ◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」



能力存在推定(パラダイム転換)

パラダイム転換での発想からいけば

1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定。
2. ある人にそのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
3. 他人(支援者)にできることは、「ある」「ない」「ある」「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
4. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった(能力不存在推定)。
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった(能力存在推定)。

パラダイム転換での発想からいけば

6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側になければ、結局、それに従えないし、支援もできない。
7. つまり、意思決定支援ができない場合とは、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり(あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合)、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない。
9. 要するに、代行決定は、本人に能力がないから行う者ではない。支援者に能力がないから行うものである。

障害者権利条約における「自己決定」と「他人決定」の再度の整理

* 現在の国連人権委員会の一般的意見書は次のように言う。

「判断能力が不十分な人に対する法的支援の枠組みから一切の代理・代行決定を排除して、法的支援方法を意思決定支援に全面的に置き換えるべきである」

しかし、

① この意見は極端。批准時には、ここまではいわれておらず国際的なコンセンサスはない。

② しかし、「能力存在推定」の考え方は、国際的コンセンサス? になりつつある。

「代行決定は他に方法のない最後の最後の手段」(ラストリゾート)ということとは、成年後見制度においても意識すべき。(次項)

意思決定支援をふまえた成年後見活動

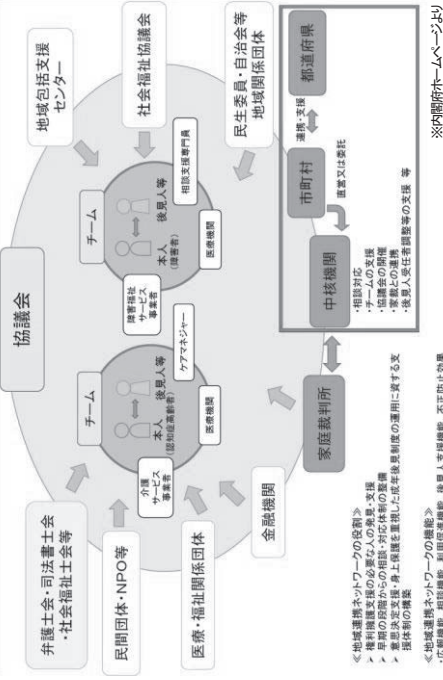
(1)代理権行使前に意思決定支援を試みるべき

(2) 本人の福祉を図るよりも本人の意思尊重にウエイトを置いて考えるべき

但し、本人の意思を尊重するだけであれば後見人を選任する必要もない。安全・安心な生活が送れないから後見人が選ばれている。第1ステージで万策尽きて本人の財産や身体を守るために必要な他者決定は許されると考えるべき。

(3) 取消權の謙抑的行使

地域連携ネットワークのイメージ



この図の中で後見人活動を例にとると

◆中の小さい円……被後見人の周りには、後見人のほか、チームがあり、継続的に意思決定支援を行う。

日常生活のなかには、食事、外出、衣服の選択、余暇の選択等がある。意思決定支援がなされ、意思が尊重された生活を積み重ねることで意欲を育てることもなる

◆外の大きい円……社会生活のなかで地域の人との共生がある。例えば、入所施設から地域での一人暮らしを選択する等の場面では、より制限の少ない在宅移行を原則として意思決定支援を進める。

成年後見における意思決定支援の範囲①

(1) 広義の意思決定支援は「判断能力が不十分な方」に対して、例えば、「二飯を食べる？パンを食べる？」という場面、
「どんな服？半袖？長袖？」という場面等、様々なケースに存在する。

■権利擁護とは無関係ではないが、成年後見の射程ではない？

(2)これに対して、成年後見が職務の一貫として視野にいれるべき意思決定支援は、「法律上、特別の権限が与えられ」「それに関連してくる意思決定支援」について成年後見人が意思決定支援と関わっていくという点である。

→成年後見制度の本来の意思決定支援の範囲は意識すべき(但し、範囲外にかかわっていないわけではない)

成年後見における意思決定支援の範囲②

―〈私見〉…誤解を恐れずに言えば

- (1) 意思決定支援は、本人にとって広い範囲で必要なことは確かである。
- (2) しかしそれが「成年後見人」としての職務の範囲なのかは念頭におくべき。
- (3) 成年後見人は「あくまで法律行為の支援を通しての」「本人の権利を守る」制度である。
- (4) 例えば、市民後見人の活動に、この枠組みを意識されずに広い意思決定支援にかかわることが当然となると(悪いことではない)、成年後見制度の位置づけを曖昧にしてしまう。
- (5) ひいては一般の後見活動の範囲に誤解が生じかねない。

ここで…番外編…医療同意問題

成年後見利用促進計画においては

「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討」

平成29～31年度において「医療介護の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理」を行う

平成31～33年度「参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善」を行う



➡ 行う主体は国、または国の委託を受けたものか？

法律論

- (1) 医療について決定することができる人は誰か？



➡ 本人(一身専属権)

- 注意1 成年後見人には医療契約を締結する権限はあるが医療内容について同意する権限はない。(同意書にサインをしたとしても法律上の効果はない)

- 注意2 第三者による医療同意権はない。「一般の場合における決定・同意権者について社会一般のコンセンサスが得られるとは到底言い難い状況の下で本人の自己決定と基本的人権との抵触の問題についての検討も未解決のまま、決定するのは時期尚早である」(立法者の解説書)

- (2) 家族は同意権はないのか？ ➡ 「正直って」曖昧一応の到達点は？

本人だけが医療についての決定権を有することは維持しつつ「家族」が「本人の意思を推定できる場合」には「その家族」に医療同意権を認める。

- 注意1 家族が本人の代理人として行うのではなく「本人の意思を推定」できる「本人同視」だから認めるもの
- 注意2 本人の意思が推定できない家族は、「基本的には第三者と同じ？」

一応のガイドライン

※医療同意 厚生労働省「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」

平成19年5月公表・平成27年3月確認

ガイドラインによれば、患者の意思が確認できない場合には、以下のように方針とすることとしている。

- 家族が患者の意思を推定できる場合によれば、その推定意思を尊重し、患者にとって最善の治療方針をとることを基本とすること
- 家族が患者の意思を推定できない場合には、患者にとって何が最善であるかについて家族と十分に話し合い、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とすること
- 家族がいない場合及び家族が判断を医療・介護チームに委ねる場合には、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とすること

66

医療ガイドラインと成年後見人

- (1) ガイドラインには成年後見人への言及はない。
- (2) 「本人の意思を推定できない」場合にも役割可能か？

① 情報提供等

② 本人にとっての最善の方針を決定する 「親しい友人？」

67

法律論一展望

- (1) 本人にしか「医療についての決定権」がないという法的・立場を維持すると、「本人の意思を推定できる家族」という曖昧な？概念が重視されることになる。
- (2) 医療手術等「身体的侵襲」(体にメスを入れる等)という本人に権利侵害をもたらしかねないことを「必要に迫られて」このまま続けていってもいいのか？
- (3) 結局は法律を作るしかない？ことは明らか。
ただ、この法律制定がなかなか進まない。
(実は、日弁連の中でも意見がまとまらない)
...いつになるかも判らない。

68

現実論①

一改正のないまま法律論を貫くと「医療現場」は現実的には大変困難な状況が続くことは確かかー

(医療側から)

- ・認知症の方で独居の方の場合、「本人の意思を推定できる家族」もないし
- ・成年後見人には医療同意権がないし
- ・今後判断できない患者さんが増えるのに何とかできないですか？



現実論②

(支援者・後見人側から)

・とにかく誰かが同意しないと「手術はしない」という、かたくな医師が未だにいる(少なくなってきたが)

・医師の説明を受けて理解し適切な手術だと思うので同意してもいいと思うのだが

…それでもダメですか？



現実論③ 「事前指示書」の尊重への関与

(1) 適切な条件で、適切なプロセスを経て作成されたものであれば、尊重する方向で…

(2) 但し、以下の吟味が必要

- ① 本人自身の作成か？
- ② 過去のものではないか？
- ③ 苦痛の緩和は？
- ④ 事前指示書の作成時のカンファレンスが適切になされたか？

注意 ⚠

人生の最終段階における高齢者と、
そうでない障害者(ALS)では違う。

「適切な介護サービスがないから」、
事前指示書を作ってしまう？ことは避けなければならない。

現実論④ 具体的医療ごとでの違い



…それぞれ状況が異なる。

- ① 生命に対する影響の大小
- ② その後のQOLに対する影響の大小
- ③ 緊急性の大小

成年後見人の立場から

医療同意についての工夫～

- (1) 医療同意はできないが、医療側が本人の「関係者」に説明をしたいということであれば、説明を聞き、「説明を聞いた」ということについて署名捺印をしてもいいのではないか？
- (2) 本人の医療同意に対する「本人の決定」にあたり、本人の意思を引き出す工夫はできないか？（意思決定支援）・・・「ゆっくりと」「くりかえし」「ていねいに」話しをする工夫。
- (3) 成年被後見人には、医療同意権までは認められないものの、本人が適切な医療を受ける機会が失われないようにする役割は大事である。

成年後見人の立場から

(4) 成年後見人は医療同意はできないが情報の提供はできるし、本人の権利擁護の立場から医療側と意見交換はできる。

(5) 成年後見人は、身上監護についての配慮義務を負担する。医療同意権がないということは、医療に無関心であることは異なる。

・・・必要に応じて「医療行為の意思決定支援」に参加する、「カンファレンス」に参加することが必要な場合もある。

➡「参加する環境」を後見人が自ら意識する必要がある？

最後に一事例を通して①

- ◆ 成年被後見人は、子どもの頃からの鉄道模型好き。
- ◆ 多数のコレクションを持っている。認知症の進んだ今も、毎日のように模型店を訪れ、時々、最新型のもを購入したりしている。しかし、最近は購入したものを「箱」にいれたまま開けることなく放置することもある。
- ◆ 本人には退職金を含めて多額の預金があるので、今まで通り購入を続けても生活に困る心配はない。しかし、成年後見人は無駄遣いとは思えない。

検討事項

1. 利用者以外の一般人との区別から見ると、判断能力が十分である一般人であっても、契約の締結にあたって、常にベストの選択をしていない。
・・・被後見人だからといっていつもベストの選択が求められるのか？
2. 成年後見人の価値観の押しつけをしていないか？
・・・本人の活動に一定の幅を求めていくためには、後見人の狭い価値基準だけで判断しない。
【興味の無い人にはその気持ちがわからない】
3. 「取消権の行使は抑制的に」・・・取り消さない

事例②

◆成年被後見人は、たまたま自宅を訪れたセールスマンがとても親身に自分の話を聞いてくれたことに感激し、そのセールスマンの売っている商品を大量に買い込んだ上に、『自分の財産を全部そのセールスマンに贈与する』という書面を書いて、そのセールスマンに渡してしまった。

検討事項

1. 取消権を抑制的に運用するということは、利用者の行動を放置していいということではない。
……そもそも後見人に取消権を与えた意味がまるであくなくなる。
2. ①利用者の意思表示が自己決定権保障のための前提条件を書いていないか？
⇒商品の内容の理解は？説明は？
②将来の自己決定権の基盤そのものを失わせてしまうような意思決定ではないか？
⇒このような場合には取消権を使うべき……取り消す

事例③

- ◆補助人が在宅で暮らす軽い認知症の高齢者宅を訪れた。
被補助人である彼女は一人で居住する85歳の女性である。
- ◆「羽毛フトン」セットが2組増えていた。
- ◆補助人が驚き、書類を見せてもらったら、一点セットはいずれも20万円を超えており、補助人の取消権の範囲であった。
- ◆本人には一定の資産があり、払うことはできるし、払っても本人の生活に支障はないものの、一人住まいに複数のフトンはいらないと考え、補助人は消費者被害であると考え取消権を行使しようと考えている。

検討事項

1. 本人は、羽毛布団を色々使い、就寝時の快適な生活を望んでいるのではないか？
⇒そうであれば、本人の趣味(羽毛布団コレクター)(許される無駄遣い?)の範囲ではないか？
2. 一方で、価格が適当なのかどうかは一応判断する必要がある。高めではあるが暴利売買ではない。
⇒あまりにも不適當な価格は放置はできないが、純粹な客観的他人決定に陥ってはならない。安易に本人の意思を考慮せず、客観的な判断で取消権を行使することは避けるべき？
……[取消をしない場面あり]……

事例④

- ◆ 補助人は、在宅で暮らす知的障害者の被補助人65歳を援助している。預金管理の代理権を有している。健康上問題があり、医師からは「高カロリーの食事」は慎むように言われていた。
- ◆ 被補助人は、高カロリーの食品を購入し続けており、その価格も高価であるが、本人の収支の中で支払可能であるため、今までは相当額を事前に本人に渡し、容認してきた。
- ◆ 本人の健康数値が悪化し、医師からは「禁止しないと生命にかかわる」との指示があった。この点を本人に説明したが、本人は理解しない。「健康を害してもいい」旨の発言さえある。
- ◆ さて補助人としては？

事例⑤

- ◆ アルコール依存症である成年被後見人がビール1ダースを近くの酒屋に勝手に注文してしまった。
- ◆ 成年後見人は、取り消すべきか？

日常生活に関する行為？

事例⑥

- ◆ 成年被後見人本人は、極度のヘビースモーカーである。施設生活をしている。施設内は禁煙である。タバコは、本人の健康を害するし、周囲の人に迷惑もかける。そのことは本人も一応理解はしているが、健康を害しても、私はそれほど長生きしたいと思っていない。後見人は止めるべきだと思っている。
- ◆ 本人がタバコ1カートンの購入を希望した場合、成年後見人は、この本人の希望を尊重すべきか？

大変ですが、頑張りましょう！

演 習

1. 事例紹介

2. 個人ワーク

エコマップ作成（シート1）

Aさんを中心とした現状のエコマップを作成する。

3. グループワーク

①自己紹介

②事例の見立てと支援の組み立て（シート2）

不適切な状況やその背景、要因、対応方針の設定、対応策について記入する。

③エコマップ（シート3）

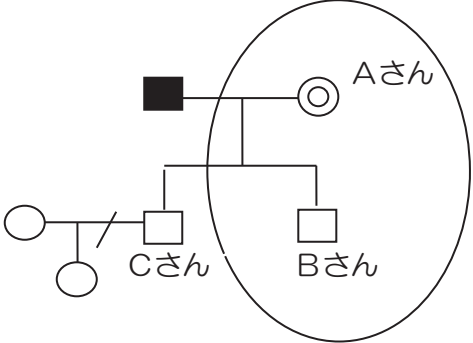
支援開始後をイメージしながら、エコマップを作成する。

4. 発表

5. 事例解説

権利擁護支援従事者研修 事例

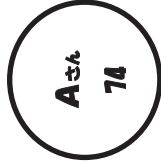
全国権利擁護支援ネットワーク

家族構成 	経済状況 Aさんの老齢年金（約6万円/月）、 Bさんの障害基礎年金（約 6.5 万円/月）、 生活保護 生活環境 自宅は県営住宅の3階。 エレベーターなし。
Aさん：74歳、物忘れあり。認知症疑われる。未受診。 Bさん：38歳、療育手帳B所持、就労継続支援B型事業所に通っている。 Cさん：44歳、派遣社員	
Aさんは、次男Bさんと二人暮らし。二人の年金と生活保護費で何とか生活を営んでいた。ところが今年4月より長男Cさんが頻回に実家に戻ってくるようになり、6月からは同居するようになった。 Cさんが同居していることを市の生活保護の担当ケースワーカーが知り、Aさん宅に訪問した。Aさんの話では、「Cは借金を抱えて家に戻ってきた。食事代がかかるし生活が苦しい。」とのこと。そこへCさんが帰宅。ケースワーカーが事情を尋ねると、「他市で暮らしていたが、リストラに遭い、500万円の住宅ローンの返済に困り、貸金業者に借金をしたまま返済ができなくなった。そのため妻と別居して戻ってきた。派遣社員で働いているものの、収入の全てを借金の返済に回している。」とのことだった。 ケースワーカーは、Cさんが同居するとなっては、生活保護の廃止をしなければならないと告げ帰っていった。その後、1か月たってもCさんは同居のままであったため、7月、生活保護は廃止された。 9月初め、民生委員から地域包括支援センターに相談が入った。内容は、「Aさんがお金を借りに来るので迷惑している。」「スーパーでおつりがわからない様子だった。」などと近隣の人から苦情や心配の声が出ているというものだった。地域包括支援センターは、Aさん宅に訪問し、玄関先でAさんに向かって、「生活で困ったことがあれば相談して下さい。」と話しかけたが、Aさんは「何も困ったことはないです。」と、それ以上の訪問を拒否した。玄関先からは、ペットボトルやカップラーメンの空が転がっているのが見えた。 また、一方でBさんは最近頭が痛いと言っては事業所を休みがちになっており、出勤しても仲間とあまり話さなくなった。心配した事業所の職員がBさんに尋ねると、「兄が帰ってきて、毎日口うるさく掃除をしろ、テレビをつけるな、タバコを吸うなと命令するので嫌だ、もう家を出たい。」とのことだった。職員は、Aさんに電話を入れ、Bさんの訴えを話すが、Aさんは、「大丈夫です。私からよく言い聞かせますから。」というばかりだった。	



事例の見立てと支援の組み立て

見立て		支援の組み立て
Aさん		
Bさん		
Cさん		



事例解説

全国権利擁護支援ネットワーク



事案の全体像

	2016年 4月 6月 7月 9月	
Aさん (74歳) 年金:月6万	・認知症疑い ・「生活が苦しい」 ・生活保護廃止 ・「困ったことはない」	・近所にお金を借りる ・おついがわからぬ ・押除ができていない ・「困ったことはない」
Bさん (38歳) 年金月6.5万円	・知的障害 ・生活保護廃止	・頭が痛い ・事業所を休みがち ・仲間と話さない ・兄へのストレス ・家を出たい
Cさん (49歳) 収入月20万円	・借金 ・同居	
		生活困窮・環境劣化の進行

支援困難事例とは・・・



＊ 3つの要素が深く関与して発生する

「支援困難事例と向き合う」岩間伸之 著より

個人的要因

個人(本人)に帰属する要因

- Aさんの認知症疑い
- 未受診
- 金銭管理が不安定

社会的要因

本人を取り巻く社会環境や本人をめぐる
関係性が要因

- Cさんが負債を抱えて帰ってきた
- 生活保護の打ち切り
- 生活が苦しい

不適切な対応

援助者側による不適切な対応(関わりのま
ずさや不十分な働きかけ)が要因

- ケースワーカーが生活保護の廃止を告げ、1か月後に廃止となった。
- 包括が訪問し、玄関先で「生活で困ったことがあれば相談して下さい」と話した。
- 関係者間での情報共有ができていない。
＝チームアプローチが機能不全を起している。

事例の「見立て」と支援の組み立て

	「見立て」	支援の組み立て
全体像	全員に何らかの支援ニーズ 複合支援ニーズ	支援のキーパーソンの設定 多様な支援機関の確保と協働
Aさん	認知症疑い、未受診 生活環境の悪化 金銭管理が不安定 生活困窮	受診 介護保険申請、利用 日常生活自立支援事業等の活用 生活保護申請も含めた生活困窮 に関する相談(Cとの関係調整)
Bさん	精神面での不安定さ 兄との関係悪化 自立生活への意向は？	関係者間のネットワーク 自立生活支援への支援 成年後見制度の利用の検討
Cさん	借金の問題 生活場所の選定 就労の不安定	借金問題への対応(弁護士相談) 今後の居所の検討 就労も含めた生活再建

働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ① 他者の介入を排除している背景を理解しつ
つ、
援助関係を築いていく
→ Aさんは、「支援者は味方ではない」という
感情を持っている。
- ② Aさんの不安に向き合う
→ 経済的に苦しいというだけでなく、Cさんと
Bさんへの心配、自身の金銭管理への不安
感などAさんの抱えている問題はさまざま

働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ③ Cさんに対する感情を理解する
→「Cが帰ってきたから生活が苦しい」という愚痴と同時に「哀れそうだ、助けてあげたい」という相反する感情を持っている。
→支援者は、Cさんを批判するのではなく、援助の対象として捉えていることを伝える。
- ④ Aさんの気づきを促し、支える
→Aさんが現実を見つめ、どうするのかを決めていく過程を支える。

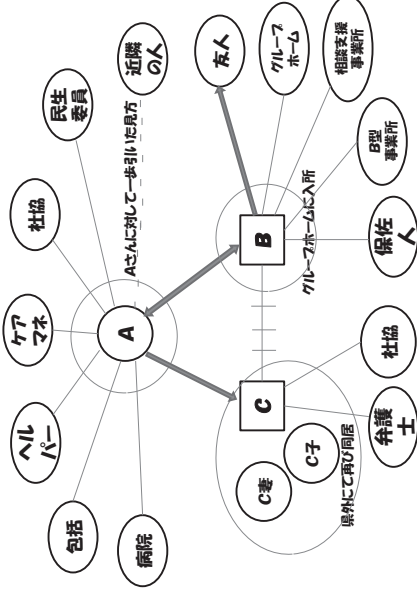
働きかけのポイント(Bさんの場合)

- ① Bさんの自立生活への意向の確認を行う
→母への思い、兄への感情なども含め、本人がどうしたいのかを丁寧に聞き取る。
- ② 本人がイメージできるような提案をする
→一緒にグループホームの見学に行くなど、具体的にイメージができるような工夫を行う。

働きかけのポイント(Cさんの場合)

- ① Cさんを否定せず、意向を聞き取る
→家にお金を入れるか、出ていくかを迫るのではなく、本人はどういった生活を望んでいるのかについて聞き取る。
- ② 債務整理の提案を具体的に言う
→債務整理の手段があることを伝え、今後の見通しと一緒に立てる。

支援開始後のエコマップ



4、 1 1 月 2 3 日 山口県萩市

2018 年 11 月 23 日

権利擁護支援の基本と意思決定支援

成年後見制度利用促進の国の動向

全国権利擁護支援ネットワーク代表

国学院大学教授・弁護士

佐藤 彰一

■権利擁護支援ってなに？

言葉の意味

三つの輪（生活支援・相談支援・法的支援）

権利擁護の要素（自己決定支援・生活利益・社会的承認）

■意思決定支援とはなにか

パラダイム転換（能力不存在推定から能力存在推定へ）

パラダイム転換からみた代行決定

■成年後見人は意思決定支援者なのか？

民法 858 条（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）

「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」

ガイドラインは？

後見人等のための意思決定支援ガイドライン（大阪意思決定支援研究会）

http://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018_0510.php（大阪弁護士会のサイト）

■平成 29 年 1 月 16 日松江地裁判決

賃金と社会保障 1707 号 30 頁以下 任務懈怠の後見人に損害賠償を命じる判決

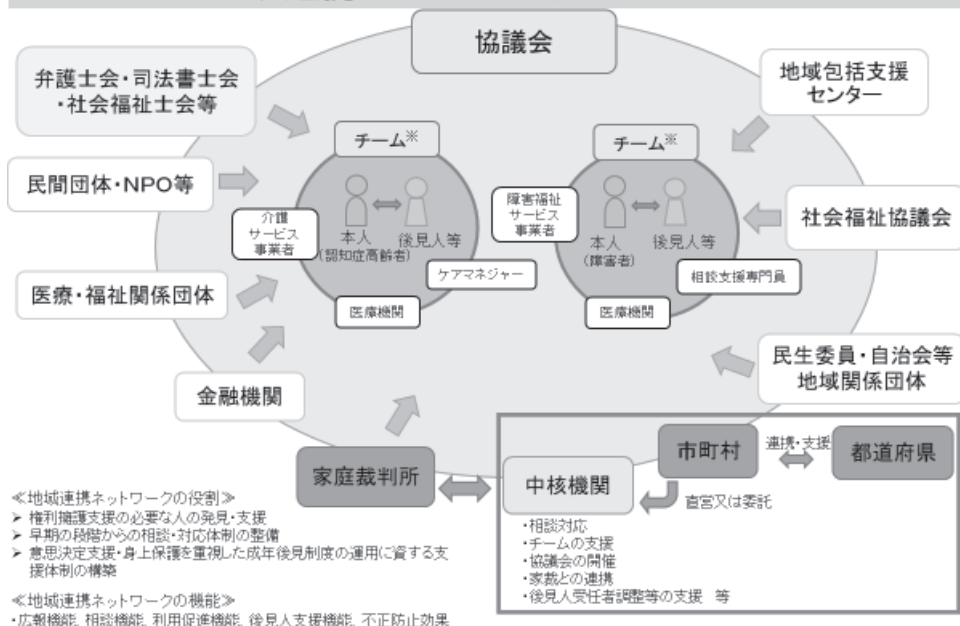
平成 13（2001）年 9 月 5 日成年後見開始の審判 同時に被告選任（司法書士）

- ・平成 26（2014）年 2 月 10 日辞任許可 後任は別の司法書士
- ・（争点 1）一度も本人と面談しなかった（状況把握） 裁量
- ・（争点 2）家裁への報告が遅れる。 義務違反 しかし損害なし
- ・（争点 3）胃ろう造設後の食事契約（月額約 4 万） 義務違反 229 万 4874 円
- ・（争点 4）生命保険契約の締結 裁量
- ・（争点 5）車椅子のレンタル（体に合わない・補装具費支給制度）70 万 8000 円
- ・（争点 6）引き継ぎの遅れ 義務違反 損害なし
- ・（争点 7）障害者年金の申請を取らなかった

財産管理として不適切

776 万 5017 円

合計 1076 万 7891 円の支払いを命じる



※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

■ 施設虐待の実態

やまゆりの衝撃

袖ヶ浦の事件から

能力存在推定・能力不存在推定

権利擁護から考える

	自立型権利擁護	管理型権利擁護	やまゆり元職員
障害者の能力	存在推定	不存在推定	不存在推定
決定形態	自己決定支援	代行決定	他者決定
利益	ご本人の主観的利益優先	ご本人の主観的利益と客観的利益が混在	社会的利益(障害者を人間とみない視野狭窄)
価値	ケア・エンパワー(社会参加)+(語りを紡ぐ)	ケア(安全重視)+正義(功利主義)	独断的正義
個人の扱い	主体(相互依存)	客体(保護の対象)	手段(利用価値がなければ抹殺)

28

参考文献

- ・日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護が分かる意思決定支援」ミネルヴァ書房（2018）
- ・「成年後見人の見守り義務などについて」賃金と社会保障 1713 号（2018 年 9 月上旬号）pp19-34（松江事件の評釈）
- ・佐藤彰一「虐待防止への視点 ～虐待の背景と現状を踏まえて～」実践成年後見 61 号 pp59-69（2016）

【家族構成】

A さん：74 歳（男）、物忘れあり。認知症（軽度の知的障害）を疑われる。

未受診。預貯金 50 万円。

B さん：44 歳（男）、療育手帳 B 所持。一般就労。預貯金 200 万円

萩市在住。自宅は県営住宅の 3 階。エレベーターなし。

C さん：42 歳（男）、土木作業員。隣の県（島根県益田市）に妻子と在住。

【経済状況】

A さん：老齢年金（月 6 万円／月） B さん：一般就労（約 10 万円／月）

【事案の概要】

A さんは長男の B さんと二人暮らし。ところが、今年 4 月より次男 C さんが頻繁に実家に戻ってくるようになり、6 月からは同居するようになった。

C さんが同居していることを障害者生活支援センターの相談員が知り、A さんに事情を確認した。A さんの話では、「C が突然帰ってきた。生活費を入れないので、食事代が掛かるし、生活が苦しい。」とのこと。そこへ C さんが帰宅したことから、相談員が事情を尋ねると、「結婚して益田市で暮らしていたが、リストラに遭い、仕事を失った。サラ金からお金を借りていたが、それも返済できなくなった。そのため、妻と喧嘩が絶えず、別居して、実家に戻ってきた。今は、日雇いで現場作業に出ているものの、収入の全てを借金の返済に回している。」とのことだった。9 月初め、民生委員から地域包括支援センターに相談が入った。内容は「A さんがお金を借りにくるので迷惑している」、「近所の売店で買い物をした際に、おつりが分からない様子だった」「スーパーで、お金を払わないで店を出ようとして、店員に止められているのを見た」などと近隣の人から苦情や心配の声が出て

いるというものだった。地域包括支援センターの職員が、Aさん宅を訪問し、玄関先でAさんに向かって、「生活で困ったことがあれば相談してください。」と話し掛けたが、Aさんは「何も困ったことはないです。」とそれ以上の訪問を拒否した。玄関先からは、ペットボトルやカップラーメンの空が転がっているのが見えた。

また、Bさんは、最近身体の調子が悪いと言っては仕事を休みがちになっており、出勤しても仲間とあまり話をしなくなった。心配した障害者生活支援センターの相談員がBさんに尋ねると、「弟が実家に帰ってきて、毎日のように遊びに誘われる。酒を飲むと身体がだるくなるし、仕事に行く気がしない。亡くなった母が自分のために貯めておいてくれた預貯金もあるので、仕事をしなくてもしばらくは大丈夫だと弟から言われた。」とのことだった。相談員がAさんに電話を入れ、Bさんに事業所に出るように促すようお願いしたところ、AさんとしてもBさんには仕事に出てほしいが、BさんはAさんの言うことを聞かずに、Cさんの言いなりであるとのことであった。これまで、2人暮らしの際は、BさんはAさんを頼りにし、父親の言うことを素直に聞いていたが（Bさんの金銭管理はAさんが行っていた）、最近、Aさんも高齢になり、体力的にも衰えてきた上に、金銭管理もあやしくなっており、Bさんが段々とAさんの言うことを聞かなくなり、Bさんへのコントロールが難しくなっているようである。

そこで、障害者生活支援センターの相談員が、Cさんがいることで、Bさんも働かなくなるので、Cさんに、Aさん宅を出て働くように、Bさんにも働くように話をしてほしいという話をそれとなくしたところ、「益田に来ればもっといい仕事がある。兄を連れて、一緒に益田で暮らす。」と言い出した。

ワークシート1 支援の見立て

	アセスメント	支援課題
Aさん		
Bさん		
Cさん		

ワークシート2 支援の組み立て

	支援方針	支援方法
Aさん		
Bさん		
Cさん		

ワークシート1 支援の見立て

	アセスメント	支援課題
Aさん	【状態像】74歳男性 物忘れあり・認知症（軽度知的障害）疑い 未受診 ・近隣にお金を借りに尋ね迷惑がられている ・買物の際、おつりがわからない様子 ・スーパーで支払いをせず店を出ようとして店員に止められていた。 ・Bさんの金銭管理を行っていたが最近あやしくなってきた ・高齢になり体力的に衰えてきた 【財産状況】預貯金 50 万円 老齢年金 月額 6 万円 【環境】自宅は萩市内の県営住宅 3 階 エレベーターなし Bさんと二人暮らしだったが6月からCさんも同居 ペットボトルやカップラーメンの空き容器が転がっている Bさんとの関係性の変化	・認知症の診断および治療 ・疾患および身体状況の把握 ・金銭管理（Aさん、Bさん分） ・認知面の低下による軽犯罪のリスク ・日常生活における自立性の確認 ・生活支援（買い物、調理、掃除、洗濯等） ・生活困窮（Cさんによる世帯員の増加） ・介入拒否 ・介護保険未利用 ・身体レベル低下時：エレベーターのない環境 ・地域からの孤立
Bさん	【状態像】44歳 男性 療育手帳B判定 【財産状況】預貯金 200 万円 給料月額 10 万円 金銭管理は父親が行っている 【環境】自宅は萩市内の県営住宅 3 階 エレベーターなし 父親と二人暮らしだったが6月からCさんも同居 ペットボトルやカップラーメンの空き容器が転がっている 【就労状況】一般就労 最近身体の身体の調子が悪いと言って休みがち	・Bさん自身の生活能力の把握 ・父親による金銭管理が難しくなっている ・Bさん自身の金銭管理能力 ・Cさんの誘いに応じて飲酒を繰り返して体調不良 ・体調不良により仕事を休みがち ・就労意欲の減退 ・Cさんとの関係性（Cさんの言いなり）経済虐待の疑い

	弟が帰ってきて、毎日のように遊びに誘われる 酒を飲むと身体がだるくなり仕事に行く気がしない 預貯金もあるので仕事をしなくても大丈夫と弟から言われた Cさんが益田でBさんと一緒に暮らすと言っている	・(Cさんと遊びに行くため) 預金が減っている ・Cさんからの提案: 益田で暮らすことについての本人の意思 ・Cさんとの生活の継続 ・父親に代わる金銭管理およびライフステージに応じた契約行為等 ・生活支援 (買い物・調理・掃除・洗濯など) ・支援関係や社会生活における関係性の固定化
Cさん	【状態像】 42 歳 男性 土木作業員 隣県に妻子あり 【財産状況】 サラ金からの借金あり 債務額不明 収入のすべて借金返済に充てている 実家に帰るが生活費を入れていない 【環境】 リストラ・借金により妻と喧嘩が絶えず別居 6 月から実家に戻る Aさん・Bさんと同居 (Bさんを誘って毎日のように飲みに行く) Bさんと益田で暮らすとの発言あり 【就労状況】 リストラにより失職 日雇いの土木作業員	・日雇いの土木作業員のため収入が安定していない ・生活困窮状態 ・実家で暮らすが生活費を入れることが出来ない ・債務整理 ・妻子と別居中 (リストラや借金が要因) ・Bさんへの経済的虐待の疑い ・孤立

ワークシート2 支援の組み立て

	支援方針	支援方法
Aさん	• 本人の主訴希望の確認 • 認知症の確定診断と治療方針の共有 • 支援関係の構築 • 金銭管理や契約行為の支援 • チームアプローチ Bさん、Cさんへのアプローチによる家族全体の安定	• 専門医への受診 • 介護保険サービスの導入 • フォーマル、インフォーマル支援の介入 • 日常生活自立支援事業または成年後見制度の検討 (本人への説明と本人意思の確認) • 成年後見制度利用の場合の手続き支援 • Bさん、Cさんへのアプローチ • 関係者間での情報共有
Bさん	• 今後の生活に対する本人の意思の確認 (誰とどこでどのように暮らしたいか) • 収入に応じた支出の管理 日常生活自立支援事業または成年後見制度の検討 (本人への説明と本人意思の確認) • 生活リズムの安定 • 就労の安定 • 支援関係の広がり	• 本人のイメージの広がりができるような提案 (GH 見学など具体的イメージができるような工夫) • 関係者間での情報共有 • 成年後見制度の申立て支援 (必要性の理解) 具体的手続き支援 (申立人の検討および手続き支援) • 障害福祉サービスの導入 (ヘルパー生活援助等) • 就労状況や就労に対する本人の意思確認 • インフォーマルサービス、地域資源の確認
Cさん	• 債務整理 • 就労支援 • 援助関係の構築 • 家族関係の安定	• 法律専門家の介入 債務整理 • 生活困窮者支援＝家計相談・就労支援

5、 1月9日 奈良県奈良市

事例、事例解説は、北見市と同じ資料

■権利擁護支援ってなに？ (25 p)

言葉の意味

三つの輪 (生活支援・相談支援・法的支援)

権利擁護の要素 (自己決定支援・生活利益・社会的承認)

■三つのエピソード (マンガ)

1) 家族の思いを尊重する？ (私抜き)

2) 私の言うことを尊重する (アセス抜きで孤立させる)

3) 権限がないとなにもできない？

■正義とケアを考える。

幸福のマーゴは何者か

※Dworkin の回答 ロナルド・ドウオーキン (水谷英夫・小島妙子訳) 『ライフズ・ドミニオン——中絶と尊厳死そして個人の自由』 (信山社出版, 1998 年)

※もう一つの声 Carol Gilligan, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Harvard University Press, 1982

■意思決定支援とはなにか

パラダイム転換 (能力不存在推定から能力存在推定へ)

パラダイム転換からみた代行決定

意思決定支援の倫理と担い手

権利条約をめぐる混乱

我が国特有の混乱 (次項)

■成年後見人は意思決定支援者なのか？

民法 858 条 (成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

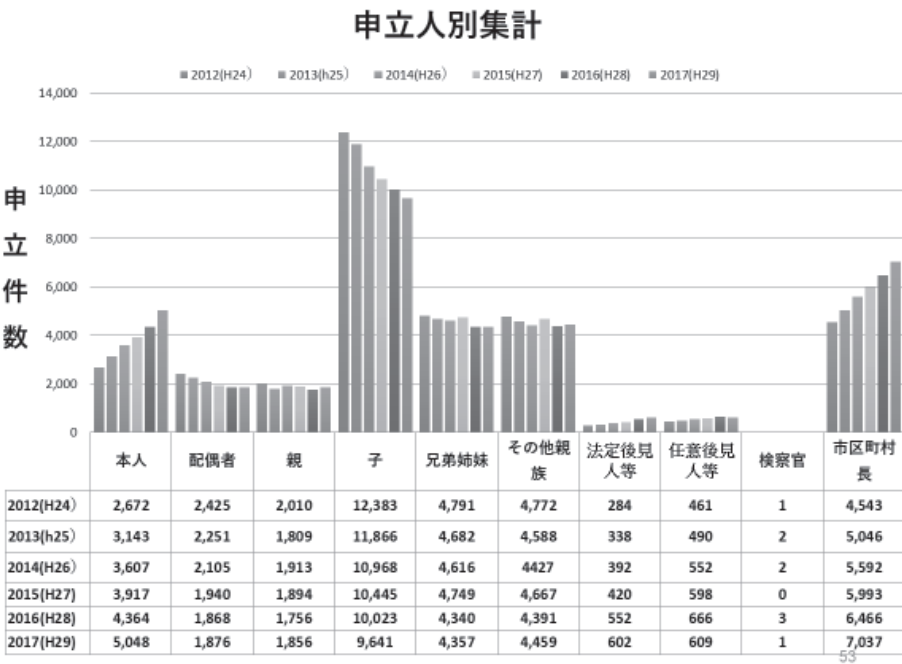
1) 歌舞伎型か浄瑠璃型か？

2) 成年後見制度の三つの課題 149p

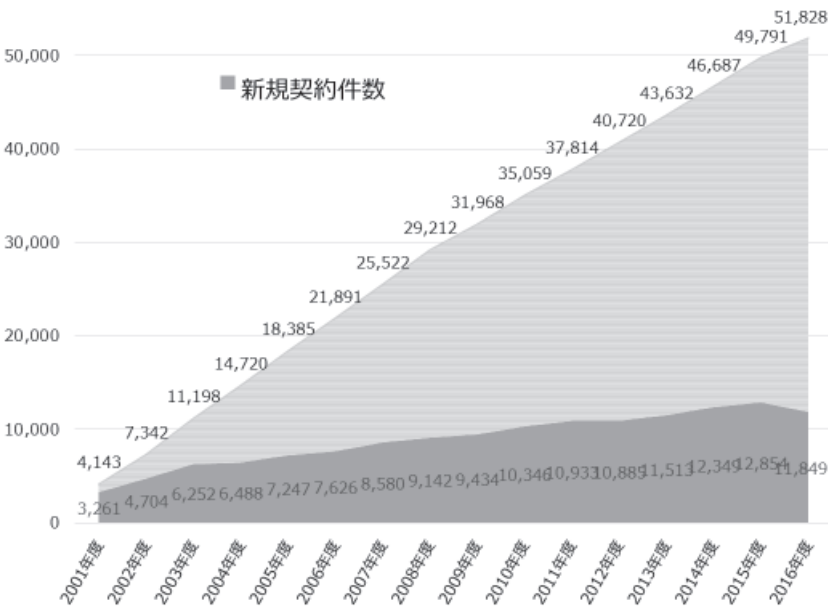
3) 制度疲労

後見制度支援信託・預金 取下げ不可、家族離れ

基本計画で「疲労回復」ができるか



日常生活自立支援事業：件数の推移（全社協調べ）



■ガイドラインは？

後見人等のための意思決定支援ガイドライン（大阪意思決定支援研究会）

http://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018_0510.php（大阪弁護士会のサイト）

■平成 29 年 1 月 16 日松江地裁判決

賃金と社会保障 1707 号 30 頁以下 任務懈怠の後見人に損害賠償を命じる判決

平成 13（2001）年 9 月 5 日成年後見開始の審判 同時に被告選任（司法書士）

- ・平成 26（2014）年 2 月 10 日辞任許可 後任は別の司法書士
- ・（争点 1）一度も本人と面談しなかった（状況把握） 裁量
- ・（争点 2）家裁への報告が遅れる。 義務違反 しかし損害なし
- ・（争点 3）胃ろう造設後の食事契約（月額約 4 万） 義務違反 229 万 4874 円
- ・（争点 4）生命保険契約の締結 裁量
- ・（争点 5）車椅子のレンタル（体に合わない・補装具費支給制度）70 万 8000 円
- ・（争点 6）引き継ぎの遅れ 義務違反 損害なし
- ・（争点 7）障害者年金の申請を取らなかった

財産管理として不適切

776 万 5017 円

合計 1076 万 7891 円の支払いを命じる

■「わがまる」の地域福祉計画で松江事例はこうなっていくのでしょうか？

参考文献

- ・「意思決定支援は可能か」法哲学年報 2016(2017) pp57-71
- ・日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護が分かる意思決定支援」ミネルヴァ書房（2018）
- ・「成年後見人の見守り義務などについて」賃金と社会保障 1713 号（2018 年 9 月上旬号）pp19-34（松江事件の評釈）

6、 1月18日 静岡県浜松市

午前の講演、事例は奈良市と一緒に



後見人 B さん



後見人 A さん





事例解説

全国権利擁護支援ネットワーク

事案の全体像

	2016年 4月 6月 7月 9月	
Aさん (74歳) 年金:月6万	・認知症疑い ・「生活が苦しい」 ・生活保護廃止 ・「困ったことはない」	・近所にお金を借りる ・おついがわからぬ ・押除ができていない ・「困ったことはない」
Bさん (38歳) 年金月6.5万円	・知的障害 ・生活保護廃止	・頭が痛い ・事業所を休みがち ・仲間と話さない ・兄へのストレス ・家を出たい
Cさん (49歳) 収入月20万円	・借金 ・同居	
		生活困窮・環境劣化の進行

支援困難事例とは・・・



＊ 3つの要素が深く関与して発生する

「支援困難事例と向き合う」岩間伸之 著より

個人的要因

個人(本人)に帰属する要因

- Aさんの認知症疑い
- 未受診
- 金銭管理が不安定

社会的要因

本人を取り巻く社会環境や本人をめぐる
関係性が要因

- Cさんが負債を抱えて帰ってきた
- 生活保護の打ち切り
- 生活が苦しい

不適切な対応

援助者側による不適切な対応(関わりのま
ずさや不十分な働きかけ)が要因

- ケースワーカーが生活保護の廃止を告げ、1か月後に廃止となった。
- 包括が訪問し、玄関先で「生活で困ったことがあれば相談して下さい」と話した。
- 関係者間での情報共有ができていない。
＝チームアプローチが機能不全を起している。

事例の「見立て」と支援の組み立て

	「見立て」	支援の組み立て
全体像	全員に何らかの支援ニーズ 複合支援ニーズ	支援のキーパーソンの設定 多様な支援機関の確保と協働
Aさん	認知症疑い、未受診 生活環境の悪化 金銭管理が不安定 生活困窮	受診 介護保険申請、利用 日常生活自立支援事業等の活用 生活保護申請も含めた生活困窮 に関する相談(Cとの関係調整)
Bさん	精神面での不安定さ 兄との関係悪化 自立生活への意向は？	関係者間のネットワーク 自立生活支援への支援 成年後見制度の利用の検討
Cさん	借金の問題 生活場所の選定 就労の不安定	借金問題への対応(弁護士相談) 今後の居所の検討 就労も含めた生活再建

働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ① 他者の介入を排除している背景を理解しつつ、
援助関係を築いていく
→ Aさんは、「支援者は味方ではない」という
感情を持っている。
- ② Aさんの不安に向き合う
→ 経済的に苦しいだけでなく、Cさんと
Bさんへの心配、自身の金銭管理への不安
感などAさんの抱えている問題はさまざま。

働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ③ Cさんに対する感情を理解する
→「Cが帰ってきたから生活が苦しい」という愚痴と同時に「哀れそうだが、助けてあげたい」という相反する感情を持っている。
→支援者は、Cさんを批判するのではなく、援助の対象として捉えていることを伝える。
- ④ Aさんの気づきを促し、支える
→Aさんが現実を見つめ、どうするのかを決めていく過程を支える。

働きかけのポイント(Bさんの場合)

- ① Bさんの自立生活への意向の確認を行う
→母への思い、兄への感情なども含め、本人がどうしたいのかを丁寧に聞き取る。
- ② 本人がイメージできるような提案をする
→一緒にグループホームの見学に行くなど、具体的にイメージできるような工夫を行う。

働きかけのポイント(Cさんの場合)

- ① Cさんを否定せず、意向を聞き取る
→家にお金を入れるか、出ていくかを迫るのではなく、本人はどういった生活を望んでいるのかについて聞き取る。
- ② 債務整理の提案を具体的に言う
→債務整理の手段があることを伝え、今後の見通しと一緒に立てる。

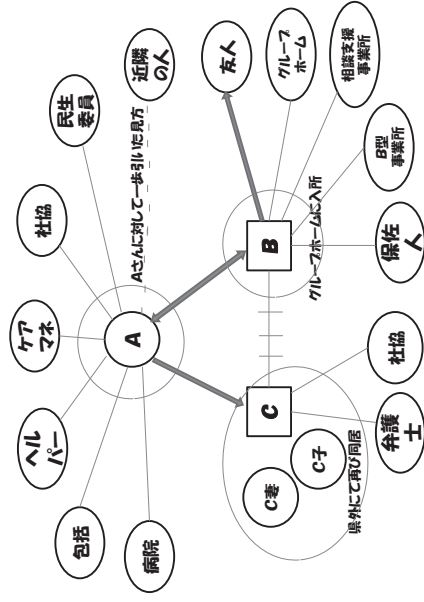
参考 困難事例に向き合うには…

- ・「存在」を尊重する
- ・社会関係(支え合い)を活用する
- ・「主体性」を喚起する
- ・「現実への直視」を支える
- ・「変化」を支える

⇒これらが出来ているのか？

「支援困難事例と向き合う」岩間伸之 著より

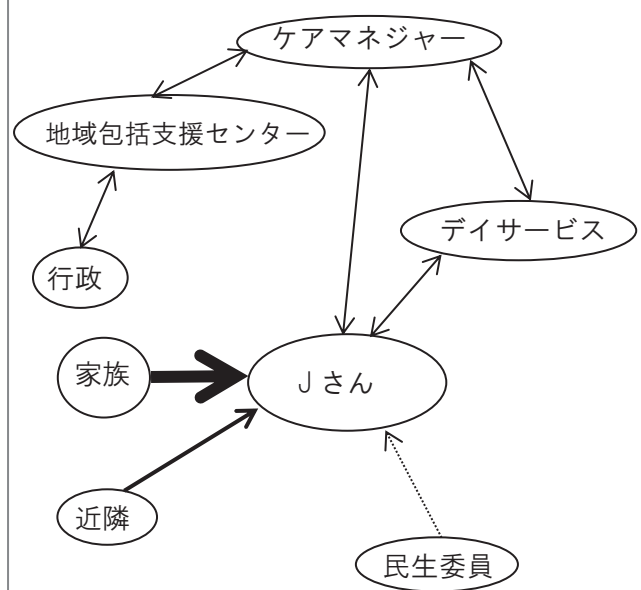
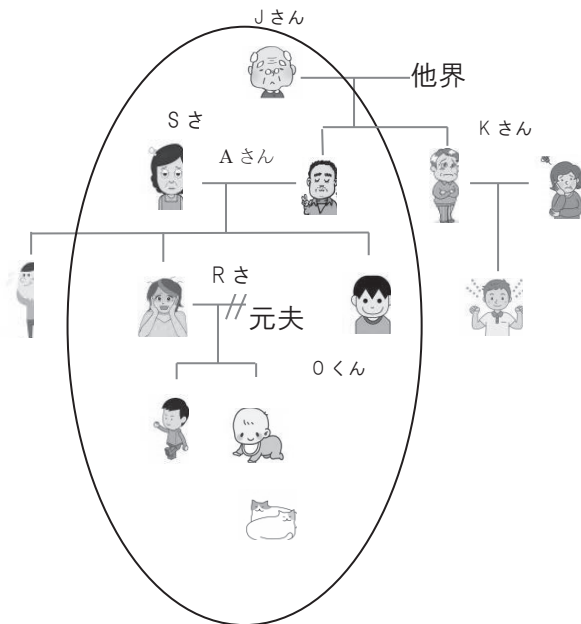
支援開始後のエコマップ



7、 2月27日 群馬県前橋市

午前は奈良市と同じ

」さんと家族の支援(「見立て」と組み立て)を考えよう



U さん

78 歳 アルツハイマー型認知症。要介護3 認知症自立度Ⅱb
60 歳まで運送会社で勤め定年。3 年前に認知症発症。趣味はカラオケ。週1 回デイサービス利用。
温厚で穏やかな性格。 年金 14 万／月

A さん

51 歳 5 年前企業をリストラされる。その後アルバイト。アルコール依存症。8 万/月給。
気性が荒い性格。

S さん

49 歳 うつ病で治療中。

Rさん

22 歳 元夫との間に 4 歳と 1 歳の子あり。無職。

$$0 < h$$

20 歳 知的障がい 療育手帳 B 判定
特別支援学級卒業後、近所の作業所で働いている。 1 万/月給。

Ｊさん家の最近の様子

Uさん宅は築30年の2階家、一戸建て、持ち家。妻は7年前に他界。5年前から長男家族が同居。1年前からRさんも同居を始めた。

2年ほど前から、自宅敷地内にゴミが散乱するようになる。現在は敷地全体に空き缶等のゴミが散乱し、異臭を放っている。室内も非常に物が多く散らかっている。

3年前から固定資産税滞納、最近は全員国民健康保険料も滞納している。Jさんの年金とAさんの給与で家族全員が生活している。車3台、携帯電話3台所有、金銭管理はJさん

Rさんの長男は保育園に通っているが、汚れた身なりであり言葉の発達の遅れがある。

Uさんの次男は長男と金銭トラブルになり疎遠状態。Aさん夫妻の長男は県外で働いている。

生活状況が悪化する中で J さんの状態も変化、困ったケアマネジャーが地域包括に相談、行政と共に対応するが…。

権利擁護支援従事者研修 ワークシート

事案の全体像及びそれぞれの登場人物の「見立て」と支援の組み立てを考えてみましょう。

	「見立て」	支援の組み立て
全体像		
Jさん		
Aさん		
Sさん		
Rさん		
Oさん		

事例の全体像						
	7 年 前	5 年 前	3 年 前	2 年 前	1 年 前	現 在
Jさん(78歳) 年金：月14万	妻他界	独居	認知症 固定資産税 の滞納	ごみ散乱 臭い		国民健康 保険滞納
Aさん(51歳) 月0万円収入	(アルコール 依存症)	同居	・Jさん の状態変 化	環境 劣化	生活困窮 の進行	国民健康 保険料滞納
Sさん (49歳)	(うつ病治療中)	同居	・経済状 況の悪 化？			国民健康 保険料滞納
Rさん(22歳) +子ども(4歳, 1歳)	(無職) 4歳(汚れた身なり、言葉の発達遅の遅れ)				同居	国民健康 保険滞納
Oさん	(知的障害)	同居				国民健康 保険滞納

事例の「見立て」と支援の組み立て		
	「見立て」	支援の組み立て
全体像	全員に何らかの支援ニーズ 複合支援ニーズの事案 経過の下での支援ニーズの生成	支援のキーパーソンの設定 多様な支援機関の確保と協働 生活の分化と関係の統合
Jさん	認知症Ⅱb・要介護3 金銭管理が不安定(滞納等) 生活環境の悪化	ケアプランの見直し等 施設利用ニーズの検討 成年後見制度の利用
Aさん	アルコール依存症→ 治療は？ 収入の使途は？	精神障害の認定等 福祉サービス利用 医療ケア
Sさん	うつ病 → 福祉サービスは？ 日中の状況は？ 家事は？	医療ケア 福祉サービスの利用支援 年金等の支援
Rさん	無職 状態像不明？ 子どもの状況 → ネグレクト？	子育て支援等 発達診断・療育支援 児童手当等経済的支援
Oさん	知的障害 自立生活への意向は？	自立生活支援 障害基礎年金の確保 成年後見制度等

8、 3月11日 岩手県二戸市

Supported by



THE NIPPON FOUNDATION

権利擁護支援の基本と
権利擁護支援ニーズへの
気付きのポイント

特定非営利活動法人PASネット
理事長 上田晴男

私たちの暮らし(地域自立生活)の内容
～護るべき「権利」の意味～

自立生活
(本人の状態)

自分らしい
生活

ふつうの
生活

みんな
との生活

地域生活
(生活)

社会参加
(関係性)

北野誠 一氏作成資料を基に構成

権利擁護とは…

普通に
自分らしく
みんなと暮らす

「困った！」
の改善

意見
要望
の具体化

権利行使の
保障

安全
安心

支援の
充実

権利
擁護

新しい
「権利」の
創造

権利侵害か
らの救済・
保護

法制化

権利擁護に支援が必要な状態

生活が不安定、困窮・荒廃

生活能力が不十分な状態

本人の力だけでは改善が困難！

判断能力が不十分

セルフコントロールが困難

権利擁護支援が必要！

福祉サービスの利用支援

金銭管理が不安定

見守り・相談支援等の確保

権利擁護に支援を 必要とする人たちの特性

支援を求めない（我慢や適応で対応）

本人が「指導・助言」に対応出来ない

支援に時間がかかる（何度も訪問・面談等）

本人の言動の意味が分かりにくい

主たる意思や力が弱い（インジエンバンス不足）
（能）

権利擁護支援の特性

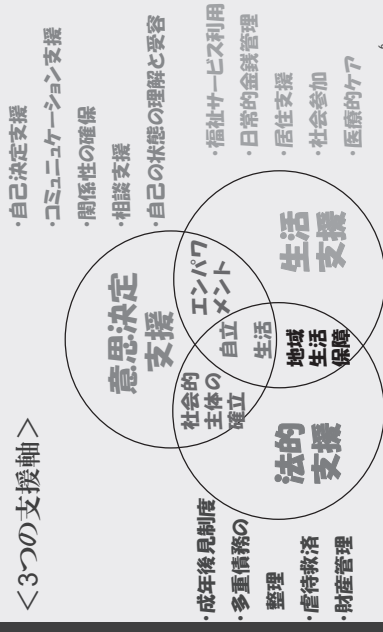
総合性

専門性

継続性

権利擁護支援の実践

＜3つの支援軸＞



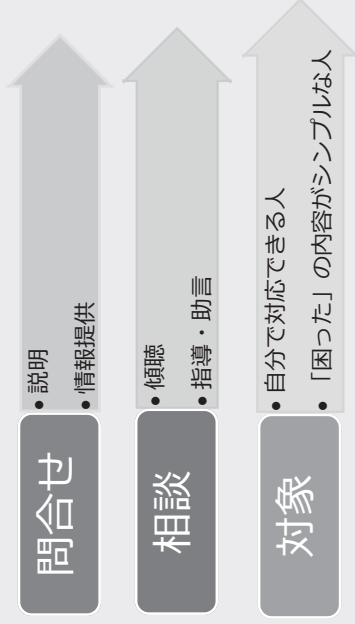
6

権利擁護支援の階層



8

一般的支援の内容と対象者



9

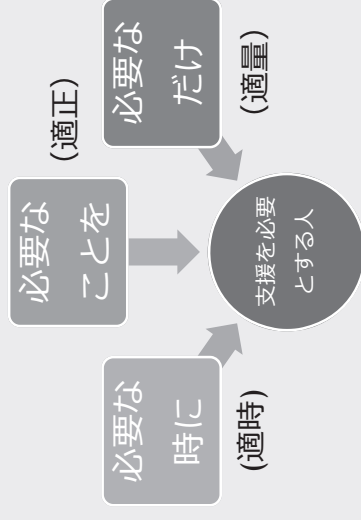
専門的支援の内容と対象者



特別支援の内容と対象者



支援の三要素



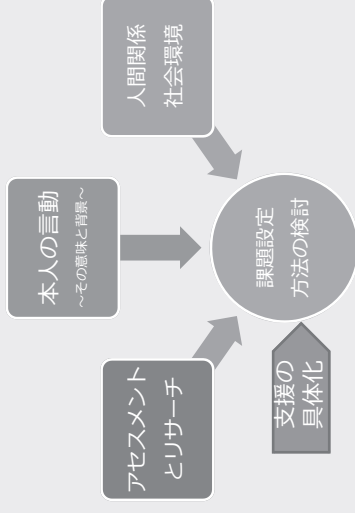
権利擁護支援ニーズとは...

本人の要望とその状況

本人の状態像と生活状況
～「必要性」～

社会的関係性の状況
～孤立・差別・排除等～

気付きのポイント



支援の具体化 ～ニーズ評価と支援の組み立て～

・経過と段階

・状態要因と状況要因

・基本課題と周辺課題

・条件と環境

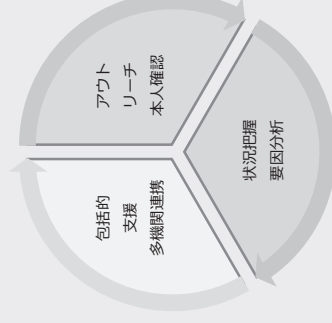
・支援体制と力量(「支援の関係性」を含む)

・役割分担とスケジュール化

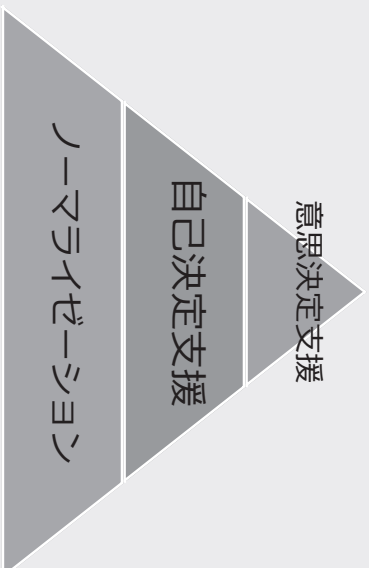
ニーズ評価
～見立て～

支援の組み立て
～手立て～

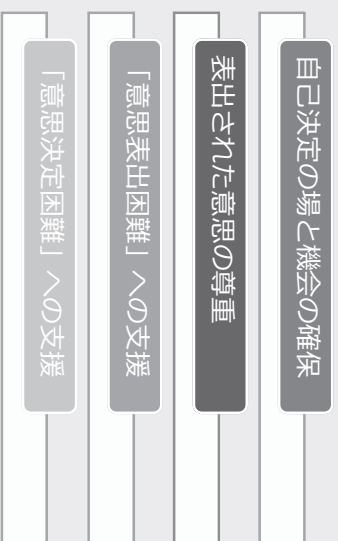
権利擁護支援に求められること



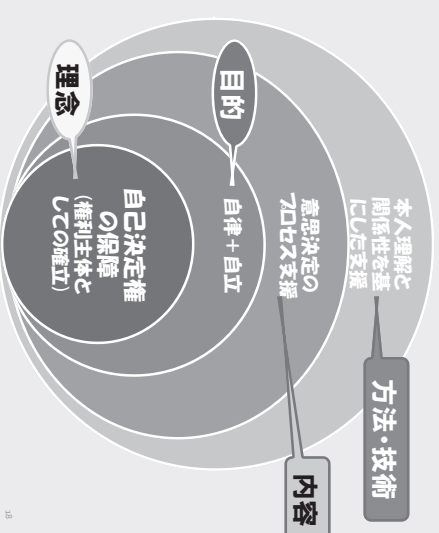
意思決定支援とは…？



意思決定支援の内容

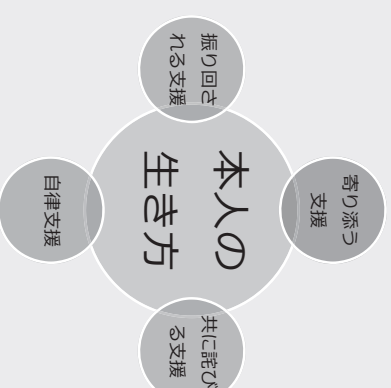


「意思決定支援」の全体像



16

共に生きる支援



おわりに

成年後見制度利用促進法が、平成 28 年 4 月にできて、平成 30 年 4 月からは、いよいよその舞台を厚生労働省に置き、成年後見制度利用促進室なるものができました。地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置が、基本計画に書き込まれ、全国 1 4 4 1 市区町村のうち もう、4 9 2 市区町村に中核機関が設置されました。（平成 30 年 10 月現在）この成年後見制度は本人にとって必要とされる利用でなければ、いけません。当団体の研修では、この成年後見制度の利用促進は地域の権利擁護支援の促進でなければならないことを、伝える研修になっています。この法律の本当に言わんとしていることをわかりやすく伝えています。また、グループワークをすることで、多職種連携の必要性も学べる仕掛けとなっています。地域連携ネットワークとは、本人を囲んで地域がネットワークを組んで支援していくことです。多くの方と支援できることは、本人の可能性を広げることにもつながります。このようなことを伝えるために、地道なこの研修は必要なことだと考えます。

成年後見制度の利用促進や地域連携ネットワークとは、厚生労働省が以前から言っている地域包括ケアの中に権利擁護支援を組み入れていくに他ならないのです。権利擁護支援を考えると、まさしく地域福祉を考えることに、違いはないのです。これからも、丁寧に全国で人材育成の研修していくことによって、権利擁護支援の視点から、誰もが自分らしく生きているける社会を築くことを目指します。

2 0 1 9（平成 3 1）年 3 月

全国権利擁護支援ネットワーク事務局

文責：今井 友乃

権利擁護支援従事者現任研修の開催事業 報告書

発行日：2019（平成 31）年 3 月 3 1 日

発 行：一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

印刷・製本：

問い合わせ：全国権利擁護支援ネットワーク

（事務局）一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

〒273-0005 千葉県船橋市本町 6-3-16 レックスマンション 603

TEL：047-407-4584 FAX：047-407-4101

E-mail：info@asnet-japan.net URL：http://www.asnet-japan.net/
